

決算審査特別委員会記録

令和5年 第3回議会（ 定例会 ・臨時会）（開会中・ 休会中 ・閉会中）			
会議日時	令和 5年 9月 7日 午前 9時30分開会 令和 5年 9月11日 午前10時29分閉会		
場 所	各種委員会室		
出席者数	委員定数9名中 7日 8名・8日8名・11日8名 出席		
出席人員	熊木 恵子	石川 康弘	西股 裕司
	星 真希	佐藤 妙子	細川美喜男
	高橋 修平	家塚 雅人	
上記以外の出席者	側瀬 敏彦		
欠席人員	1名（湯本 要）		
説明のため 出席した者	各課長以下		
付議事件	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度各会計決算認定について ・令和4年度南幌町病院事業会計決算認定について 		
傍聴者	7日0名・8日0名・11日0名		
会議の概要	別紙のとおり		

上記記録は事実と相違ないので署名する。

令和 年 月 日

決算審査特別委員長

決算審査特別委員会会議録

(1日目 R5.9.7 9:30~15:04)

議会事務局長 それではただいまより令和4年度会計分の決算審査特別委員会を始めてまいります。開会に当たりまして、熊木委員長よりご挨拶をお願いいたします。

熊木委員長 皆さんおはようございます。本日から3日間の日程で、決算審査特別委員会を開催します。誠に不慣れですけれども、スムーズに進行できるように努めてまいります。どうぞよろしくをお願いいたします。

第3回定例会において本決算審査特別委員会が設置され、認定第1号 4年度各会計決算認定について、認定第2号 令和4年度南幌町病院事業会計決算認定についての2議案が、審議付託されております。決算審査特別委員会の日程は本日9月7日、8日、11日の3日間の日程で、別紙審査順序のとおり順次審査を行ってまいります。説明員は各課の職員に出席いただいております。どうぞよろしくをお願いいたします。各委員、説明員に申し上げます。委員が質問を行う場合には、挙手をして委員長の許可を受け、議席番号、氏名を告げてから発言してください。また、質問事項については決算書のページなどを示し、要点を簡潔明瞭に発言してください。説明員が答弁する場合には、委員長の許可を受けて、職名を告げてから簡潔明瞭に答弁するようお願いいたします。私語は慎むようお願いいたします。なお、効率的な議事の運営に努めてまいりますので、委員各位におきましても御協力をよろしくお願いいたします。傍聴者がいませんので、省略します。本日の出席人員は8名であります。湯本議員からは、欠席の届出が出ております。直ちに会議を開会いたします。

それでは、審査順序の1番目、第1款議会費について審査を行います。それでは説明をお願いいたします。

議会事務局長 決算書30ページをお開きください。決算書資料は2ページの上段になります。議会だより発行概要について記載しておりますのでお目通しをお願いいたします。決算書に戻ります。

1款議会費1項1目議会費、支出済額5,074万145円です。右の備考欄をごらんください。事業名、議会運営経費では、議員報酬、手当、旅費、政務活動交付金など議会運営に係る経費と、議会だより発行に係る経費などをあわせ、5,001万8,433円を執行いたしております。令和3年度まで、コロナ禍で中止となっていた事業等が徐々に再開をされておりました。空知議長会における議長副議長研修、中央要望、それから議長全国大会等へ出席しております。また、政務活動交付金を活用しまして、リモートのセミナー、それから道外の視察として上勝町、日高村、鳩山町、愛川町に視察を行っております。また、道内政務調査として厚沢部町に視察を行っております。ほぼ予算どおりの執行となっております。

次に下段になります。事業名、事務局経費では、事務局運営に係る経費として72万1,712円。ほぼ予算どおりの執行となっております。

以上で1款議会費の説明を終わります。

熊木委員長 説明が終わりましたので質疑を行います。(なしの声)

ないようですので、質疑を終了してよろしいでしょうか。(はいの声)

それでは質疑を終了いたします。

次に、審査順序2番、第2款総務費について審査を行います。同時審査としてふれあい館管理費の説明についてもあわせてお願いいたします。

総務課長 それでは、総務費の説明を行います。総務費に係る主要施策については、成果説明書の2ページから6ページにかけて記載をしてございますのであわせてごらん願います。決算書31ページの中段になります。

2款1項1目一般管理費、支出済額1億7,963万670円。ここでは、一般管理経費として、委員報酬、会計年度任用職員一般事務報酬、名誉町民章報償費、次ページになります。町長交際費、消耗品費、通信運搬費、職員健康診断料、次ページにかけまして、庁舎日直、顧問弁護士、総合健康診査、財務書類作成業務委託料や空知町村会負担金などの経費2,276万7,602円を執行しています。

次に33ページ、電算機器管理運営経費として、消耗品費、通信運搬費、情報系及び基幹系システム保守、次ページになります。町例規類集データベース年間更新、社会保障税番号制度システム整備の委託、電算機器の借り上げ、電算機器管理用備品購入などの経費7,026万7,257円を執行しています。続きまして、35ページ上段になります。

職員研修事業として、職員特別旅費、道央廃棄物処理組合への職員1名派遣に伴う駐車場借上料など、職員研修の経費として170万3,232円を執行しています。

次に、ふるさと応援寄附事業として、事業に係る事務経費や、寄附業務委託料など7,761万3,342円を執行しています。なお、令和4年度の寄附実績につきましては1万5,699件、1億5,785万5,000円となっています。

続きまして、次ページにかけまして、地域おこし協力隊設置事業として、ふるさと応援寄附事業に従事する地域おこし協力隊に係る報酬、共済費、備品購入費などの活動経費、地域力創造アドバイザー招聘に要する経費7,027万9,237円を執行しています。以上です。

まちづくり課長 続きまして、36ページ下段から次ページにかけてごらんください。

2目文書広報費、支出済額481万6,449円。広報・広聴活動事業では、広報なんぼろ発行に係る経費、地デジ広報サービス情報発信経費、町ホームページ管理運用経費、公式SNSアカウント運用経費などを執行しています。以上です。

総務課長 次に、3目財産管理費、支出済額3億6,192万4,656円。ここでは、庁舎等管理経費として、次ページにかけまして、役場庁舎の管理に係る経費2,658万3,685円を執行しています。

次に、38ページ下段から次ページにかけまして、公用車管理経費として、公用車並びに町有バス等の運行管理に係る経費1,148万1,194円を執行しています。

次に、39ページ中段から41ページにかけまして、財産管理経費として、町有財産に係る修繕、火災保険などの管理経費、旧町営夕張太プール解体工事費、緑町

コミュニティセンター改修工事費、各種基金の積立金など3億2,383万2,397円を執行しています。

次に、41ページ上段、指定管理者制度推進事業として、全48施設の指定管理について、学識経験者を含めた選定委員会の開催経費として2万7,380円を執行しています。以上です。

まちづくり課長　続きまして、41ページ中段をごらんください。あわせて成果説明書2ページ下段をごらんください。

4目企画振興費、支出済額15億1,861万3,790円。移住促進事業では、本町への移住促進とみどり野団地の販売促進を図るため、移住体験事業及び北海道移住相談会など、イベントへの出展、なんぼろマイホームセミナーの開催経費など3,383万2,530円を執行しています。なお、本町での生活体験を通じて、住環境などのよさを感じていただくことを目的に、東町2丁目に新たな移住体験住宅1棟を整備したことにより、12節委託料で、設計監理業務、14節工事請負費で、住宅建築工事、17節備品購入費などが前年度と比較して増加しています。

次に、決算書42ページ上段、成果説明書3ページ上段になります。みどり野団地等販売管理事業では、北海道住宅供給公社の販売施策と連動した、みどり野団地販売促進事業及びきた住まいるヴィレッジ事業の経費、公社管理用地草刈業務委託料などの経費として1,726万7,350円を執行しています。なお、令和4年度のみどり野団地の分譲実績につきましては127区画、うちきた住まいるヴィレッジが10区画となっています。

次に、生活路線等交通対策事業では、次ページにかけまして、オンデマンド交通あいる一との運行に係る経費、さっぽろ連携中枢都市圏における地域公共交通計画策定負担金、夕鉄バス路線に係る生活交通対策確保対策負担金など、1,653万2,140円を執行しています。なお、オンデマンド運行業務委託料では、料金収入との差引支払額による不用額203万5,000円、生活交通対策負担金では、国庫補助金の特例措置追加交付による負担金の減額があったため、不用額165万9,000円が生じております。また、令和4年度のあいる一との運行実績は、運行日数244日、利用者数9,670人、1日平均39.6人となっています。

次に、決算書43ページ中段、姉妹町交流事業では、新型コロナウイルスの感染状況から、姉妹町熊本県多良木町との児童交流及び表敬訪問が中止となり、物産交流に係る経費として、姉妹町交流推進委員会交付金17万3,240円を執行しています。

次に、企画振興経費では、次ページにかけまして、南空知ふるさと市町村圏組合負担金及び空知地域創生協議会負担金など60万2,806円を執行しています。

次に、決算書44ページ上段、協働まちづくり推進事業では、まちづくり活動支援会議委員に係る報酬、まちづくり活動支援事業補助金など145万6,039円を執行しています。なお、補助金の交付実績は5団体となっています。

次に、知名度向上対策事業では、道内に居住する子育て世代を中心に、知名度向上や移住促進などを目的にしたプロモーション活動の経費として、公式SNSキャ

ンペーン業務及びテレビCM等PR業務委託料など350万1,172円を執行しています。

次に、決算書は次ページにかけまして、成果説明書は、4ページになります。学生支援推進事業では、ふるさと納税制度のガバメントクラウドファンディングを活用して学生を支援する学生・若者支援プロジェクトに係る経費、江別市内の大学や自治体などで構成する学生地域定着支援推進協議会負担金など471万9,801円を執行しています。なお、令和4年度の学生若者支援プロジェクトの実績は、寄附金収入で124件、492万9,000円。助成金交付は7校、398万4,621円となっています。

次に、決算書45ページ上段、子育て世代住宅建築費助成事業では、子育て世代の移住定住を促進するため、住宅建築費に対して最大200万円を助成する経費として、1億5,850万円を執行しています。なお、令和4年度の助成金の実績は、認定申請105件、交付決定99件となっています。また、決算額のうち、令和3年度から令和4年度への繰越事業分として9件、1,550万円を執行しています。

次に、エリアマネジメント推進事業では、子ども室内遊戯施設及び中央公園のエリアの賑わいを創出するため、まちづくりサロンや子どもイベントの開催経費、子ども室内遊戯施設のプロモーション業務及びPRツール制作の経費として467万2,584円を執行しています。

次に、高度無線環境整備推進事業では、次ページにかけまして、公設民営による光ファイバ整備事業の供用開始に伴う設備保守委託料、支障移設工事費のほか、令和3年度からの繰越事業として、高度無線環境整備工事などの経費3億1,719万4,764円を執行しています。令和3年度から令和4年度への繰越事業費は、令和3年度において、新型コロナウイルス感染症の影響による光ケーブル資材の納入遅延が発生したことが原因で、14節工事請負費では、光ファイバ整備工事2億7,390万円、18節負担金補助及び交付金では、光ファイバ整備事業負担金4,279万5,364円を執行しています。なお、光ファイバ整備工事は令和4年6月に工事が完了し、光ブロードバンドサービスの提供が開始され、令和4年度末の利用申込者数は149件となっています。

次に、決算書46ページ中段、観光周遊策推進事業では、令和3年度に策定した観光周遊策整備計画に基づき、観光・集客公共施設4か所のデジタルサイネージ設置等業務委託料、観光案内看板、公共施設誘導看板設置工事などに係る経費5,023万4,580円を執行しています。

次に、成果説明書は5ページになります。北海道日本ハムファイターズ応援大使事業では、2022年北海道179市町村応援大使市町村の決定に伴い、PR資材の制作経費、実行委員会交付金として173万7,501円を執行しています。

次に、決算書47ページ上段、地域おこし協力隊設置事業では、次ページにかけまして、本町への移住・定住を促進するため、移住観光情報の発信などのプロモーション活動をはじめ、移住体験住宅の管理運営や体験プログラムの企画に取り組む地域おこし協力隊員1名の設置・活動経費として446万2,283円を執行して

います。

次に、決算書48ページ上段、子ども室内遊戯施設整備事業では、子ども室内遊戯施設の取得に係る公有財産購入費として9億372万7,000円を執行しています。取得した施設につきまして、場所は美園3丁目、中央公園内。構造は木造平屋建、延床面積は999.88平方メートルです。48ページ中段をごらんください。

5目企業誘致推進費、支出済額2,779万2,438円。企業誘致推進事業では、企業訪問に係る経費、準工業用地の整備にあわせて、物流・食品加工施設に関連した企業へのアンケート調査に係る経費、南幌工業団地の立地企業である北海道農販株式会社、株式会社アグリフォレストマシンの2社に対する企業立地奨励金の交付など2,779万2,438円を執行しています。以上です。

総務課長 次に49ページになります。

6目公平委員会費、支出済額1万300円。公平委員3名分の報酬を執行しています。以上です。

戸籍年金G主幹 49ページ上段から次ページをごらんください。

7目交通安全対策費、支出済額472万9,498円。交通安全対策推進事業では、交通安全推進員及び指導員設置に係る経費、交通安全活動経費、高齢者運転免許証自主返納支援事業委託料、交通安全運動推進協議会への補助金などを執行しています。以上です。

総務課長 続きまして、50ページ中段になります。

8目防災諸費、支出済額650万3,022円。防災対策事業として、食料品、寝袋、非常用トイレなど10品目の備蓄用消耗品の購入、防災行政無線に係る保守点検及び全国瞬時警報システム保守委託料、次ページになります。ポータブル発電機、大型ストーブなど、13品目の備蓄用備品の購入などの経費を執行しています。

次に、9目職員給与費、支出済額7億9,282万9,985円。次ページにかけまして、職員給与費として、特別職及び一般職、会計年度任用職員、あわせまして97名分の給料、各種職員手当、共済費を執行しています。

次に、10目諸費、支出済額734万1,491円。防犯対策推進事業として、行政区等における街路灯などの設置、維持・管理に係る経費、生活安全推進協議会への補助など434万660円を執行しています。

次に、行政区長活動経費として、全19名の行政区長・町内会長への報酬及び費用弁償181万5,158円を執行しています。

次に、総合賠償補償経費として、全国町村会総合賠償補償保険料50万151円を執行しています。

次に、次ページ、諸経費として、各種団体等への負担金・補助金として68万5,522円を執行しています。以上です。

まちづくり課長 続きまして、53ページ下段をごらんください。

11目総合計画費、支出済額3万4,100円。行政評価システム事業では、行政評価委員会の開催に伴う委員報酬を執行しています。以上です。

総務課長 次に、12目130年記念事業推進費、支出済額288万7,605円。次ページにかけまして、130年記念事業経費として、開拓130年・町制施行60周年に係る式典、講演会等の経費を執行しています。以上です。

税務課長 54ページ中段になります。

2項1目税務総務費、支出済額はございません。不用額2万4,000円。固定資産評価審査委員会の開催に伴う、委員の報酬及び費用弁償を計上していましたが、委員会の開催がなかったことから不用額となっております。

2目賦課徴収費、支出済額863万8,122円。町税等徴収業務事業として、町税の徴収、収納管理業務全般に要する経費として1万8,733円を執行しています。

次に、租税教育事業として、小学校5年生を対象とした標語コンクールの記念品として2万1,349円を執行しています。

次に、賦課徴収経費として、55ページにかけて、町税の賦課徴収用務に要する経費として859万8,040円を執行しています。22節償還金利子及び割引料では、過年度還付金及び加算金として、個人及び法人の申告による還付金が発生した場合に対応するためのものですが、不用額が72万2,333円となっております。以上です。

戸籍年金G主幹 56ページをごらんください。

3項1目戸籍住民基本台帳費、支出済額1,047万6,895円。戸籍住民経費では、戸籍、住民基本台帳、印鑑登録に係る事務、パスポート交付事務、マイナンバーカード関連事務に係る経費を執行しています。なお、備考欄12節委託料では、マイナンバーカード所有者の転出・転入手続のワンストップ化を推進するため、住民基本台帳ネットワークの更新業務経費264万円を、全額国の補助を受け、前年度から繰り越して実施しています。マイナンバーカードの交付実績は、令和4年度で2,505枚。累計交付枚数5,562枚、交付率75.4%となっております。以上です。

総務課長 続きまして、56ページ下段になります。

4項1目選挙管理委員会費、支出済額5万8,556円。次ページにかけまして、委員4名分の報酬及び費用弁償などを執行しています。

次に、2目参議院議員選挙費、支出済額739万7,452円。次ページにかけまして、昨年7月10日に執行されました参議院選挙に係る経費を執行しています。

次に、3目知事・道議選挙費、支出済額427万7,047円。次ページにかけまして、本年4月9日に執行された知事道議選挙に係る令和4年度分の経費を執行しています。以上です。

議会事務局長 59ページ中段の5項統計調査費につきましては、産業振興課で後ほど説明することとなります。

同じく59ページ下段になります。

6項1目監査委員費、支出済額137万3,808円です。事業名、監査委員運営経費では監査委員2名分の報酬、旅費及びその業務に係る経費を支出しております。

す。ほぼ予算どおりの執行となっております。以上です。

総務課長 続きまして、同時審査科目の説明を行います。決算書の95ページをごらん願います。成果説明書につきましては17ページになります。

5款1項6目ふれあい館管理費、支出済額1,014万2,619円。ふれあい館管理経費として、管理清掃業務に係る2名分の委託経費をはじめ、管理運営に必要な経費のほか、外壁の雨漏り修繕、体育館カーテン設置工事費を執行しています。以上で説明を終わります。

熊木委員長 それでは説明が終わりましたので、質疑を行います。

星委員 私のほうから2点質問させていただきます。まず資料の3ページ、知名度向上対策事業についてお伺いします。テレビコマーシャルが13回あったとのことですが、テレビコマーシャルをやったことでの効果や反響等をお聞かせ願いたいと思います。

次に、資料4ページのエリアマネジメント事業、観光周遊策推進事業なんですけれども、いずれも令和4年度予算と比較して大幅な増額となっておりますが、その要因をお聞かせ願います。以上です。

地域振興G主査 まず1点目の、知名度向上対策事業で実施したテレビコマーシャルの効果や反響ということなんですけれども、今回このテレビコマーシャルをやった目的として、30秒間の短いCMでしたので、子どもたちを中心に出演をしてもらって、南幌町は子育てのまちという点を伝えたかったということですか、あとはお祭りの様子などの町民の温かい雰囲気、それから自然豊かな所というPRとあわせて、最後に本当に短い数秒間ですけども、はれっばが5月にオープンしますというPRを行いました。効果を数字として出すのはなかなか難しいんですけども、移住を検討されている方ですか、実際に宅地購入をされている方が昨年度に引き続き継続してお問い合わせいただいている件ですか、あとははれっばも、オープン当初大変好評でたくさん来ていただいて、それが継続して今もたくさん来ていただいているというところでは、PRにつながっているのかなというふうに思います。また、反響という所でも、移住を検討されて問い合わせいただいた方から、テレビCMを見ましたというような声を、数組ですけども聞いたりですか、あとは南幌町という話をすると、子育ての町だよねというような声などもいただいていますので、全てがテレビCMの効果かは分からないんですけども、そういったことも取り組みの一つの反響というか、成果かなというふうに思っています。

それから2点目の、エリアマネジメント推進事業と観光周遊策推進事業の令和4年度予算に対しての決算が増額しているという内容をご説明させていただきます。まず、エリアマネジメント推進事業につきましては、令和4年度の6月補正で124万1,000円を増額させていただいています。この増額の内容としまして、子ども室内遊戯施設のプロモーション業務が中心となっております。令和4年度の当初予算の段階では、子ども室内遊戯施設の整備の財源としていた地方創生拠点整備交付金の採択がまだ決定していなかったため、当初予算では計上せずに、3月に拠点整備交付金の採択が決定して、この子ども室内遊戯施設の整備を進めることが決定しましたので、あわせて6月補正でプロモーション業務の予算を計上して、令和4

いただきましたが、7月末時点では175件と増えてきております。企画情報グループで把握している件数としては、光ファイバで整備した部分に対する申し込みの件数しか把握できないものですから、昨年整備した以外のものでいえば、市街地が先に導入されていまして、一応公設民営で整備したのは農村地区ということで、その件数としては175件という件数を押さえております。この件数に関しては、IRU料金ということでNTT東日本のほうから貸付料が入ってきておりまして、その関係で件数の報告があるので件数が把握できるということになっております。以上です。

石川委員 まず1点目の質問ですけれども、ということはあくまで基本的には面積に応じての単価での支払いという形がずっと今まで続けられていたという解釈してよろしいですね。ただ、おっしゃられたように燃料の高騰だとか、いろいろと機材などの値段もあるので、それも加味していただいた形でされたということですね。以前は7区の農家の方々に委託していたかと思うんですけれども、今はどちらに委託されているのか、変更があればお聞きしたいと思うんですけれども、これから当然やはり宅地が販売されていくと、その分はやはり支払額も減っていくと考えてよろしいんですね。今も燃料が高騰していますので、またそれも加味していただけるならばそれはよろしいんでしょうけれども、その辺りについて再度お伺いいたします。

それから2点目の光ファイバの関係で、実はこれは光通信という事業を開始して、いろんな双方向での事業ができるということ。これはもう光ファイバが全国的に普及する時に、遠隔地との双方向通信だとか、テレビ電話だとか、そういった形もいろいろできるんだよという形で言われて、ある農村部のほうではそれを使って事業展開している所もあったんですけれども、うちの町はそういう事業はしてはいないにしても、場合によってはこの普及が高まったことによって、そういった事業にもさらに広められるのかなというような期待を持っておりました。実際、農村部で175件というのは、農家の世帯から考えたら結構比率が高いのかなとは解釈しますが、農家ではない方だとか、それに関していない人だったら、やはり開通していない、農村世帯から考えていくと、半分までいっていないという形で見たところですけれども、その辺りで実際押さえていないものに関しては調べようもないということで解釈しますが、そんなところでよろしいのでしょうか。以上です。

地域振興G主査 草刈りの委託先についてなんですけれども、議員おっしゃられたように、未造成地の一部は個人の方に委託しているものがあります。ただ、住宅団地の草刈りについては、現在道路維持事業協同組合のほうに委託をしております。以上です。

企画情報G主査 ただいまの光ファイバの関係なんですけど、直接光の申し込みがNTTにされるということで、役場のほうで把握する方法としては、先ほどのIRUの利用料の件数を把握するという事しか今の中では手段としてはないものですから、一応把握としてはそのような方法で件数を把握しているところがございます。以上です。

熊木委員長 よろしいですか。(はいの声)

それでは、次に質問ございませんか。

西股委員 何点かお聞きしたいと思います。まず決算書の37ページ、広報・広聴のほうで、ホームページの改修費が20万3,500円という関係で、ホームページはどのような改修をなされたのかということをお聞きします。

それと成果説明書の2ページ、移住促進事業の移住体験事業実績です。今、結構住宅というか、移住が増えてきているという中において、去年は4組8件を受け入れたということなんですが、南幌町への移住につながるような形は見えてきているのかということをお聞きします。

それと、3ページの生活路線の関係です。これはあいる一との関係ですが、当初からスマホを利用して予約をしていく、スマホを活用していくということを出ていたんですが、現在あまりPRをしていないのかなというように思っています。これはスマホを利用した予約状況というのとはどのようなになっているんだろうかということをお聞きします。

それと代金の決済については、WAONカードを使って決済させるというような形で当初あったわけなんですが、この関係についてはどんどん普及されているのかどうかということもお聞きしたいと思います。

それと、成果説明書5ページの交通安全対策の中で、このあいる一との普及によって、免許返納というのはかなり増えてきているのかという部分についてお聞きしたいと思います。

企画情報G主査 まず、ホームページの改修内容についてご回答いたします。内容としましては3点ございまして、まず1点目は議会のトップページの改修で、9万9,000円。ホームページ全体のトップページの検索窓を設置するということで3万8,500円。あと、観光バナーの位置を変更するということで6万6,000円で、あわせて20万3,500円となっております。

次に、あいる一とのスマホの予約状況と、WAONの普及に関してのご質問なんですが、まず予約状況に関しましては、電話とインターネットの両方から予約できるということでパンフレット等にも記載はしているんですが、特段スマホからやっってくださいという特別なPRは、今はしてはおりません。パーセンテージで計算すると、スマホというか、インターネットでの申し込みが6.1%となっております。なので、令和3年度の時とそれほど大きな差はない状況となっております。

続いてWAONの普及に関してですが、全体で9,670人の乗車がございまして、その中でWAONの支払いは705件となっております。パーセンテージでは7.3%の利用ということで、現金が84.3%の利用があるものですから、WAONが当時から普及をしているかということ、それほど普及は進んでいないのかなというのが実感です。以上です。

地域振興G主査 2点目の質問の移住体験住宅利用者の方の移住の実績ということですが、令和4年度に受け入れしました4組の方については、移住の実績はございません。ただ、平成19年度からこの事業をスタートして、これまで令和4年度末までに157組が利用されているんですが、そのうち4組の世帯が南幌町に移住されています。また、今年度新たに住宅を建築しまして、現在7組目の方が入居しているんですけども、その中で小さいお子さんがいるような子育て世帯の方も2組

利用されていますので、まだ移住にというところではないのですが、そういった状況も見受けられます。以上です。

環境交通G主幹 あいる一とによる免許返納が増えているかという部分でございますけども、免許返納の実績につきましては栗山警察署の受付分のみになりますが、令和4年度が41名、あいる一とが始まりました令和3年度が35名ということで、6名増えているという実績がございます。ただ、直接的にあいる一とがあったからという部分についてはなかなか難しいところがございますけども、ハイヤー券の利用実績という部分では、4年度で1,345回でございますが、うち3割程度の424回があいる一とを利用しているという部分を考えますと、返納の際に決断をする一つの要因としては考えられるのかなとは思ってございます。以上です。

西股委員 今の交通安全対策につきましては分かりました。

それとホームページの改修の関係だったんですが、前回の予特か全員協の中で、ちょっとトップページの関係が見づらくないか、操作しづらくないかという質問をした時に、そういう声はないというような返答があったのですが、それにも関わらず改修をしてきたということは、どこかでやはり問題があったのかという点について、ちょっとお聞きしたいと思います。

それと移住体験の実績の関係なんですけど、これは聞き方がちょっと悪かったのですが、これだけ住宅が増えてきているんだけど、南幌に移り住みたいという気持ちになる方はいたのかという点についてお聞きしたかったんです。ですから、今までの方で4組が入ってきたということではなくて、これだけ団地に人が増えてきている中で、移住体験を利用されていて、こういう町だったら入ってもいいなと思われた方はいたのかということをお聞きしたいと思います。

それと、生活路線の関係というのは、これはやはりスマホですとか、そういうアプリケーションについて、私もちょっとやってみたのですが、実際やりづらいというのはあるんです。ですからそこから今度進まないというのはあるのですが、これは未来シェアのほうでそういうようなことを直すように、こちらのほうから申し入れをしているかどうか、そういうことも聞いてみたいというふうに思うんです。東京でも今そういうような形でやられているんですけど、アプリを開いてぽんぽんと押しただけで来るというような感じになっています。どんどんそういうように変わってきているということがあるのであれば、南幌町でもそういうことをできないのかなということで、この活用の状況ということをお聞きさせていただいています。

あわせて、カード決済も伸びていないということであれば、やはりこれも増やしていく方法というのは何か考えていないのかということもあわせてお聞きしたいと思います。以上です。

企画情報G主幹 まず1点目の、ホームページの改修の関係でございます。ホームページにつきましては、現在の形に改修してからアクセス数につきましても約倍以上に伸びているという状況がございます。前回の委員会でも西股委員おっしゃったとおり、使っている方から直接我々のほうに、特に使いづらいという声はありませんでした。ただ、議会の議員さんの何名かからは言われたんですけども、ページを探すのに検索窓は付けたんだけどその場所が分かりにくいですとか、あ

とはサイトマップがどこにあるか分かりづらいですとか、そういったこともありまして、内部で協議しまして、やはり今のホームページというのが移住ですとかそういった部分を前面に出しているものですから、その形を残しつつ、そういった検索もしやすいようにしたほうがよりいいのかなということで、改修のほうを進めさせていただきました。

それと、順番が少し飛ぶのですが、あいる一との関係になります。スマホの申し込み等が使いにくいですとか、カード決済の部分がございます。こういった対応をしているのかということなんですけれども、あいる一との利用者は登録の際に年齢は要していないので、具体的な年齢ということは分からないんですけども、もちろん高齢者の方が大部分を占めているという状況がございます。そういった中で、高齢者の方にいきなりスマホを使ってですとか、カードを使ってというのはハードルが高いのかなというところがございます。そういったこともありまして、我々としてはまずデジタルデバイドの対策ということで、高齢者のスマホ教室といったところから進めていって、まず高齢者がスマホを使い慣れていただくと。その上であいる一ともこういう使い方ができますよということでPRをしていこうかなといったこともありまして、去年は南空知の加速化事業の中でスマホ教室を実施したんですけども、今年はそれに加えまして、国の事業を使ってさらに数を増やして、高齢者だけではなくありませんけれども、スマホ教室をかなり手広く進めているところでございます。そういったことで、直接あいる一に対してスマホを使ってということではなくて、まずはスマホを使えるようにしていただいてから、そういったことを進めてもらえればということで、特にあいる一に限ってそういったことは今進めていないという状況でございます。以上です。

地域振興G主幹 2点目の移住体験事業の関係でございます。先ほど担当主査のほうからもお話をさせていただきましたとおり、令和4年度につきましては、移住の実績ということについてはございませんでした。しかしながら、うち1件が大阪で開催をした移住相談会でも相談者がこちらに来るなど、南幌町に興味を持たれている方が移住体験住宅を利用しているというような形になっております。移住体験住宅の利用の際には、みどり野団地の販売状況、そして現地の視察なども行った上で、何とか移住につながるような対策を講じているんですけども、1件はちょっとご家族のご都合で南幌町への移住が叶わなかったということにはなるんですけども、4件ともに将来的な移住先として引き続き検討したいというアンケート調査の回答もいただいておりますので、追跡という形の中で、令和5年度から新たな移住体験住宅も活用した上での再度の移住の検討ということで、お願いするような形も促しているところでございます。以上です。

西股委員 ホームページの関係と移住促進は分かりました。

それから、先ほどスマホを利用してうんぬんと言ったのですが、このアプリケーションの改修ということを、元請というか、開発した未来シェアとの協議などはしているのかということを知りたいと思うんですが、その辺についての回答をお願いいたします。

企画情報G主幹 そういった協議は、今のところ行ってはいません。以上です。

熊木委員長 今後行うとかそういう計画はまだないですか。

企画情報G主幹 現時点では、すぐに協議を行うという予定は今のところはしておりませんが、今日こういったご意見をいただきましたので、改修の可能性があるのならどういった方法があるのかということ、前段調査はしてみようかなと思っております。以上です。

熊木委員長 よろしいですか。(はいの声)

それでは、少し休憩を取りたいと思います。10時40分まで休憩にします。

(午前10時24分)

(午前10時39分)

熊木委員長 40分にはなっていないんですけども、休憩を閉じ、会議を再開します。

それでは引き続き、質問ございませんか。

家塚委員 成果説明書5ページ中段の、防災対策の関係でございます。まず、年次的にこの災害備蓄品を整備していると思うんですが、令和4年度末で、この全体の整備率がどの程度になるのかを伺います。

それともう1点、非常食も当然年次的に備蓄していると思うんですが、災害時に避難場に避難をしてくる方々の食料ということで、今の備蓄がどの程度の人数と日数に対応できるのか、この2点をお願いしたいと思います。

総務G主査 災害備蓄品のご質問にお答えいたします。はじめに、備蓄品計画の整備率についてですけれども、第2次南幌町災害備蓄品整備計画につきましては、食料品や生活必需品、災害資機材など、5年間で31品目を年次により整備を行っております。そのうち25品目について整備済みとなっております。発電機、投光器、大型ストーブなどの大型資機材につきましては整備を行っております。一部未整備の6品目につきましては、寝袋、組立式トイレ、それに附属する消耗品など、数量が多いものが一部未整備となっている状況です。第3次の災害備蓄品整備計画では、令和9年までの5年間としておりまして、24品目の整備を計画し、先ほどの一部未整備となっていた消耗品の整備を予定しているところです。

2点目の、非常食の人数と日数についてですけれども、南幌町の災害備蓄品整備対象人口につきましては、北海道公表の内陸型地震で避難者941人と想定していることや、昭和56年の56水害で964人が避難していることを考慮し、南幌町では対象人口を1,000人としておりまして、1日3食、3,000食を目標に整備を進めているところです。以上です。

家塚委員 わかりました。それで、今回の監査委員の決算審査の意見書の中に、令和5年4月計画更新に向け策定作業に取り組んでいるということで、これが先ほどお話のあった第3次計画ということで解釈していいのかお伺いします。

総務G主査 おっしゃるとおり、第3次南幌町災害備蓄品整備計画というのは、令和5年から令和9年までの5年間の計画として整備をしたものです。以上です。

熊木委員長 よろしいですか。(はいの声)

ほかに質問はございませんか。

細川委員 決算書の37ページ、庁舎等管理経費の関係で質問いたします。令和

2年度に役場庁舎が改修されまして、とても快適な庁舎となり、また窓口もカウンター等大変よくなったと思いますが、正面から入った時に案内看板が見つらい状況にあると思います。こちらで見えていますと、カラープリントしたものをパウチして、個人カウンターの仕切版に張っておられるので、東側の玄関から入ると、ある程度動いていくと見えるんですけども、正面から入ると見えないと。それで、このことを行う時に、何かもう少し大がかりな案内看板の設置だとか、そういうことは検討しなかったのか伺います。それから、改修以前に総合案内の看板があって、迷ったらそこを見て、いろんな方がこれほどこへ行ったらいいいんだとか、そういう話があったんですが、今見ていると総合案内の看板がないように思われるんですけども、その辺は今どういう扱いをされているのか。今は特に本町の場合は転入者が多いですし、保健福祉課や教育委員会が別庁舎となっていますので、そういった関係をどのように扱っているのかのお話をお聞きしたいと思います。

2点目なんですけども、成果説明書の4ページ、子ども室内遊戯施設整備事業で、今回5月からオープンしましたはれっばについてです。運営は指定管理者となっていますが、これから間もなく冬季を迎えるんですけども、指定管理者のほうで中央公園を冬季活用して何かイベントや事業を行うだとか、そういうお話があるかどうかをお聞きしたいと思います。以上です。

総務G主幹 1点目の細川委員からのご質問についてお答えいたします。委員おっしゃるとおり、令和2年に役場庁舎大規模改修をした際に、案内看板についてもユニバーサルデザインというような形で、誰もが快適に利用していただけるような案内看板について検討してございます。今ごらんとおり、役場の事務室と廊下の間の柱にある、色分けされた課の表示があるかと思えます。あちらについて、ユニバーサルデザインという形で実施をさせていただきました。また、正面玄関に入りました、それぞれの課の業務ですとか、1階にどこがあってというような表示についても、正面玄関に入って右側に表示をしてございます。そういったような形で役場庁舎の改修の際には検討し、実施をしました。委員おっしゃったとおり、実はこういった改修をしたんですが、正面玄関に入ってやはり見やすく、窓口も分かりやすいというご意見もあるんですが、どこに行ったらいいんだろうといったような形で悩んでいる来庁者の方も当然いらっしゃいます。そういった方のために、1階の職員を中心として、まず来庁者にはご挨拶をするのは当然なんですけども、それと一緒にどちらへ行きますかといった形で質問をして、どこへ行けばいいか迷っている方を誘導しているというような対応をしてございます。ですので、総合案内看板を取ったことについては、おそらく令和2年の改修の際に看板を取ったと思われませんが、今は総合案内というような形は取りませんが、職員全体でそういった来庁者に対する対応をすることで、悩まないような形を取らせていただいております。しかし、実際にどこの課で何をやっているかということを見て分かりやすい表示というものが必要であると、実は昨年度から職員のほうでは検討してございます。ですので、今委員からのご指摘もございましたので、これからそういった形で、ユニバーサルデザインの色を活用して天井から吊るす形がいいのか、それとも何か貼りつける形がいいのかというような形で、設置について検討してまいりたいと思いま

す。

地域振興G主査 今ご質問いただきました、はれっばの冬季間の中央公園の活用ということで、イベントなどというところの回答をさせていただきます。

側瀬議長 この質問は5年の予算だから、4年の決算の質問じゃないですね。その辺は精査してやらないと何でもありきになってしまうので、休憩を取って参考に答えてもらうという形にしてください。

熊木委員長 今、議長のほうからそういう意見がございましたので、暫時休憩にします。

(午前10時51分)

(午前10時52分)

熊木委員長 休憩を閉じ、会議を再開します。

庁舎管理について先ほど答弁がありましたけれども、これについて細川委員から何かございますか。

細川委員 お話を聞きまして、これから検討しているということですので、よろしくお願ひしたいということで終わりたいと思います。

熊木委員長 ほかにありませんか。

佐藤委員 2点ほどお聞きいたします。成果説明書の4ページで、先ほどエリアマネジメント推進事業のことでお話があったんですけども、関連でお聞きしたいと思います。この中にまちづくりサロン等運営ということで、まちづくりサロンを3回ほど行っているようなんですけども、その内容や、参加者の人たちの声や反響、また今後続ける予定はあるのかどうか1点目です。

それと2点目に、観光周遊策推進事業について、先ほどもご質問があったと思うんですけども、デジタルサイネージの設置について先ほどご説明を伺った時に、予算が付いて1台から4台に増えたというお話でしたけれども、この中で役場庁舎に設置していない理由を教えてくださいたいと思います。

地域振興G主査 エリアマネジメント推進事業の、まちづくりサロンの内容について回答させていただきます。昨年度は3回実施しまして、1回目が令和4年7月23日に実施しています。内容としましては、ゲストに札幌市で活動されていますhug*cafeという所の代表の方をお招きして、子育てしやすいまちにするためにというテーマで講演をいただき、それに対してワークショップを行っております。2回目につきましては、令和4年12月10日に実施しております、この際も札幌市で活動されているNPO法人のボラギャングという所があるのですが、その代表の方に来ていただきまして、テーマとしては子ども達のために、大人ができることは何かというところで講演をいただいた後に、ワークショップをして意見交換を行っております。最後に、3回目は令和5年3月25日に開催をしました。この時はエリアマネジメント推進事業を受託しているグローバルデザイン代表の方に講演をしていただいて、テーマとしては、はれっばを中心とした、南幌町の子育てしやすいまちづくりのためのネットワークづくりということで、ワークショップを行っております。反響ですとか、その中で出た意見としましては、例えばはれっばができて子どもたちがたくさん集まるのに対して、高齢者の関わりとして、例え

ば何か特技を持っている人たちがそこで一緒に活動したりですとか、あるいは保育ではないですけども見守りというような形で、高齢者の関わりはできないかという意見をいただきました。ほかには、はれっばでということではないのですが、地域食堂、子ども食堂みたいな取り組みができないかですとか、あるいは今やはり移住者が増えているので、農家の方、あるいは南幌町の野菜とかそういう所を知ったりつながったりするような取り組みができないかといったような、はれっばを中心ということだけではなくて、地域としてこれからまちづくりにつながっていくことと、子どもという部分のテーマがありますので、子どもたちと関わりを持っていくという部分を中心に意見交換を行って、アイデア等をいただいているような内容になります。以上です。

企画情報G主幹 デジタルサイネージの設置につきましてご回答させていただきます。デジタルサイネージにつきましては、先ほどエリアマネジメントの説明の中でありましたとおり、当初は1台ということで、そちらにつきましては、はれっばのほうに多くの方が来られるということで設置を検討しておりました。その前段の観光周遊策推進計画の中で、4か所程度ということで出てきておりました。その4か所の選定理由ということなんですけれども、まずははれっばにつきましては、町外からの方がたくさん訪れるということで、南幌町を知ってもらおうということで1台。それと温泉につきましては、南幌町の観光の1番の所になりますので、温泉に1台。それとビューローにつきましては、バスターミナル的な所になりますし、観光協会も入っているというところで1台。それと、この計画をつくる際に南幌町の歴史についてということが少し話題になりまして、教育委員会のほうで史跡標柱をめぐるパンフレットなどもつくっていますので、そういったものに対しても興味を持たれる方がいるのではないかとということもありまして、その発信地としましてぼろろに1台ということで4台設置しております。こちらはあくまでも観光周遊策の中でサイネージを設置しているものですから、役場庁舎は観光施設ではないということで、設置というお話は出てきませんでした。以上です。

佐藤委員 まちづくりサロンなんですけれども、今後も続ける予定があるのかどうかということもお聞きしていたと思うので、その部分も追加でお願いいたします。

それと、デジタルサイネージは議会のほうでも最初こういうものですよという説明をしていただいて、資料も見せていただいたんですが、やはり現物を見るとすごいものなんだなとか、やはりこれだけのものでもそれだけの金額が掛かったんだなと納得できました。ただ、先ほど観光周遊ということの基本というお話だったんですが、やはり庁舎も新しいですし、目的ということもあるんですけども、庁舎にないというのはどうなのかなという思いがあります。やはり顔ですし、そういう部分としては、私はWi-Fiが通っていないから付かなかったのかなと思ったりしたのですが、やはり観光ということで庁舎には設置を考えていかないというお考えでなのしょうか。

地域振興G主査 先ほど答弁に漏れがありまして、大変失礼いたしました。今後まちづくりサロンを続けていく計画はということなんですけれども、当初よりエリ

アマネジメント推進事業につきましては、令和2年度から3か年の令和4年度まで計画をしております、こちらは子ども室内遊戯施設の整備とあわせて実施しております。ですので、今年度以降このエリアマネジメント推進事業、あわせてまちづくりサロンの実施の計画は今のところございません。以上です。

企画情報G主幹 サイネージの役場庁舎への設置なんですけれども、委員からのご指摘ありましたとおり、こちらは国の地方創生の補助金が当たりまして、1台から4台に増やすことができました。先ほど委員おっしゃったとおり、結構な値段が掛かるということもありまして、その中で4台4か所を選定して設置をしております。当然役場にもあると便利だなと思うんですけれども、これは先ほど説明があったとおり9割補助ということで、かなり有利な補助の中でできたものですので、今予算が許すのであれば役場への設置はやぶさかではないと思いますけれども、現時点では役場庁舎への設置については考えていないというのが現状でございます。以上です。

佐藤委員 このまちづくりサロンの計画としては4年までだったので、今後はされないという今のお話だったと思うんですけれども、参加された人の話を聞いたりすると、新しく引っ越されて来た方が随分このまちづくりサロンに参加されて、反響がよかったということを知っております。そういう中で、こういう住民の人たちの声を聞いていく、そういう小さなサロンというものは大事なと思うんですが、そういう計画の中で令和4年までというふうになっているので、もうできないというお話だったんですけど、やはりそういういい結果で終わったので、そのあとも続けていこうという気持ちにはならないのかというのが1点です。

それと、デジタルサイネージに関しては分かりました。補助金が絡んでいて、そういう基準の中でつくっているのが致し方ないのかなという部分では理解しました。

地域振興G主査 今、委員おっしゃったように、反響というか、よかったという声もいただいているということだったので、具体的には計画はないんですけれども、今後どういった形ですとか、どういったテーマですとか、やり方なども検討は必要かと思うのですが、今後そういう声が多いようであれば、実施に向けても検討していきたいと思っております。以上です。

まちづくり課長 ただいまのまちづくりサロンの関係ですけれども、子育てや社会教育の分野でもこういった活動がされております。また、高齢者のほうでも地域に出向いたサロン等を開催されておまして、目的に沿った中では、それぞれ各分野でこういったものが開催されているかなというふうに考えております。また、今回本町でこの企画振興費でやりましたエリアマネジメントの推進業務につきましては、補助金を活用した3か年事業としてやらせていただいたところでございますので、その辺については、町の単独の事業費の中でできるのかどうか、他分野で行っているサロンとの兼ねあいも踏まえて検討していきたいと思っております。以上です。

熊木委員長 ほかに質疑ございませんか。(なしの声)

ないようですので、質疑を終了してよろしいでしょうか。(はいの声)

それでは質疑を終了いたします。午前中に予定していました総務費の質疑は終わ

りましたので、13時まで休憩といたします。

(午前11時06分)

(午後 1時00分)

熊木委員長 休憩を閉じ、会議を再開します。

審査順序の3番目、第3款民生費について審査を行います。説明をお願いいたします。

保健福祉課長 決算書の60ページ上段をごらんください。

3款1項1目社会福祉総務費、支出済額1億6,557万2,839円。実績は、決算資料の6ページ上段からとなりますので、あわせてごらんください。社会福祉協議会運営補助事業では、事務局職員2名分の人件費の一部補助並びに町からの業務委託を行っている福祉サービス事業に関わる経費373万6,000円を執行しています。

高齢者事業団運営補助事業では、事務局職員の人件費に対する一部補助金180万4,000円を執行しています。

次の、民生委員児童委員活動経費では、協議会に対する活動支援補助金など、184万1,992円を執行しています。

国民健康保険特別会計繰出金では、一般会計からの繰出金7,253万1,000円を執行しています。詳細は、国保特別会計決算で説明いたします。61ページをごらんください。

避難行動要支援者避難支援事業では、管理システム保守に対する費用など、18万4,800円を執行しています。

生活応援チケット事業では、延べ9,452名に対しまして、総額2,773万円を支給しています。

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業では、非課税世帯並びに家計急変世帯899世帯に対しまして、総額4,495万円を支給しています。

社会福祉総務経費では、戦没者追悼式の開催経費、各福祉関係団体への負担金や灯油価格高騰に対する支援としまして、あつたか灯油支援事業で支給した経費など562万6,343円を執行しています。決算書63ページ中段から64ページにかけてをごらんください。

2目障がい者福祉費、支出済額3億4,409万4,480円。実績は、成果説明書の6ページ下段から7ページ上段までとなりますので、あわせてごらんください。地域生活支援事業では、障害のある方への日中一時支援や日常生活用具の給付などに関わる経費として、495万9,705円を執行しています。64ページ上段をごらんください。

福祉ハイヤー利用料金助成事業では、障がいのある方が利用するハイヤーの初乗り運賃に対する助成金54万6,060円を執行しています。

人工透析患者等通院交通費助成事業では、人工透析治療のために公共交通機関等を利用されている方に、交通費一部助成金30万4,500円を執行しています。

精神保健福祉事業では、自殺予防対策事業に関わる経費65万3,387円を執行しています。

障がい者自立促進交通費助成事業では、就労継続支援事業所などへ公共交通機関を利用している場合の交通費一部助成金51万2,320円を執行しています。

難聴児補聴器購入助成事業では、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度中等度の難聴がある児童の健全な発達を支援するために、補聴器購入費一部助成金11万2,148円を執行しています。65ページ上段をごらんください。

障がい者福祉経費では、次ページにかけまして、障害のある方の自立支援に関わる医療や給付事業の経費として3億3,700万6,360円を執行しています。66ページをごらんください。

3目高齢者福祉費、支出済額1億2,434万2,881円。実績は、決算資料の8ページとなりますので、あわせてごらんください。高齢者在宅支援事業では、緊急通報装置設置及び除雪サービス、屋根の雪下ろし助成事業などに関わる経費として429万5,203円を執行しています。

66ページ下段から67ページにかけまして、老人クラブ助成事業では、町内の単位老人クラブ17団体と連合会への補助金として84万9,800円を執行しています。

介護保険特別会計繰出金では、一般会計からの繰出金1億1,661万9,502円を執行しています。詳細につきましては、介護保険特別会計決算で説明いたします。高齢者福祉経費では、自宅で養護することが困難な高齢者の老人福祉施設入所措置費などの経費として257万8,376円を執行しています。以上です。

戸籍年金G主幹 続きまして、決算書67ページ下段から次ページになります。あわせて成果説明書8ページ中段をごらんください。

4目重度心身障害者福祉費、支出済額1,725万7,311円。重度心身障がい者医療費助成経費では、重度心身障がい者の医療扶助に係る経費を執行しています。

次に、5目ひとり親家庭等福祉費、支出済額296万3,120円。ひとり親家庭等医療費助成経費では、ひとり親家庭等の医療扶助に係る経費を執行しています。以上です。

保健福祉課長 決算書68ページ下段をごらんください。

6目地域包括支援センター事業費、支出済額320万3,220円。地域包括支援センター事業では、高齢者の介護予防サービス計画の作成や、日常生活全般に関わる総合相談窓口である南幌町地域包括支援センターの運営経費を執行しています。以上です。

戸籍年金G主幹 続きまして、68ページ下段から次ページをごらんください。

7目後期高齢者医療費、支出済額1億4,919万3,267円。後期高齢者医療事業では、特定健診に係る経費、広域連合への療養給付費負担金、保険料軽減措置に係る公費負担、広域連合への事務費負担金の特別会計繰出金のほか、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な事業に係る経費として、看護師・管理栄養士の人件費や消耗品などを執行しています。詳細につきましては、後期高齢者医療特別会計決算で説明いたします。以上です。

保健福祉課長 決算書の69ページ下段から70ページにかけて、実績は決算資

料の7ページをあわせてごらんください。

8目住民税非課税世帯臨時特別給付金事業費、支出済額5,237万7,604円。新型コロナウイルス感染症が長期化する中で、低所得の世帯等の生活を支援するために、1世帯当たり10万円を全額国庫補助で支給している事業で、522世帯に対しまして、総額5,220万円を支給しています。決算書70ページ中段をごらんください。

2項1目児童福祉総務費、支出済額9,262万7,166円。実績は、決算資料の8ページとなりますので、あわせてごらんください。学童保育事業では、南幌小学校内で実施している、なんぼろ児童会の運営に係る経費746万611円を執行しています。71ページ上段をごらんください。

早期療育事業では、発達に心配のある乳幼児などの個別訓練や、発達相談などに関わる経費21万6,110円を執行しています。

児童生徒等医療費助成事業では、本町独自の子育て支援施策事業として、高校生までの医療費の一部助成1,442万571円を執行しています。71ページ下段から72ページをごらんください。

児童福祉総務経費では、乳幼児等医療費助成事業や障がい児支援給付事業として、障がいのある18歳未満の児童生徒が利用する放課後等デイサービスなどに関わる経費6,393万7,452円を執行しています。決算書72ページ下段から73ページ、決算資料9ページをあわせてごらんください。

子育て世帯生活支援特別給付金事業では、低所得の子育て世帯の生活を支援するために、児童一人当たり国から5万円、北海道から1万円の、あわせて6万円を児童手当受給者世帯や家計急変世帯等の37世帯、71名に対して、総額426万円を支給しています。決算書73ページ下段をごらんください。

2目児童措置費、支出済額7,996万5,000円。児童手当支給経費では、中学校修了までの児童生徒延べ7,259人を対象に、児童手当を支給しています。決算書の73ページから74ページにかけてごらんください。

3目保育所費、支出済額2億5,366万5,340円。実績につきましては、決算資料の10ページから11ページとなりますので、あわせてごらんください。保育所等運営補助事業では、主に南幌いちい保育園と認定こども園みどり野幼稚園に通園している子どもたちの施設型給付や、延長保育、一時預かり事業などに関わる経費を執行しています。決算書74ページ下段をごらんください。

4目子育て支援費、支出済額1,012万5,996円。実績につきましては、決算資料の11ページとなりますのであわせてごらんください。地域子育て支援センター運営事業では、南幌いちい保育園への業務委託料として711万7,000円を執行しています。

子ども・子育て支援事業では、養育支援訪問事業や、ファミリー・サポート・センター事業に関わる経費31万1,529円を執行しています。

病児・病後児保育事業では、運営費として269万7,467円を執行しています。以上で、民生費の説明を終了します。

熊木委員長 それでは説明が終わりましたので、質疑を行います。

星委員 成果説明書の10ページの保育所等運営補助事業について、その中で主食給食費補助金、3歳児以上とあるのですが、自己負担額はいくらなのかお伺いします。

健康子育てG主査 ただいまの星議員のご質問にお答えいたします。給食費は主食分と副食分に分かれており、いちい保育園、みどり野幼稚園の保育認定の3歳以上のお子さんに対し、主食分500円の補助を行い、それぞれ1,000円の保護者負担をいただいております。以上です。

星委員 1,000円の保護者負担ということですが、今後は補助の拡充などをお考えしているかどうかお聞きします。

健康子育てG主査 拡充は、現在のところ考えておりません。以上です。

熊木委員長 よろしいですか。(はいの声)

それではほかにございませんか。

家塚委員 成果説明書11ページの中段、保育士等就労支援事業補助金です。これは令和4年度の新規事業ということで、制度設計をして運営事業者のほうに補助をするということなのですが、当初予算を110万円ほどみていて、結果的には決算額が30万円ほどということで、ちょっと大きな開きがあるのかなという感じがします。まずその要因は、結果的に雇用がなかったということになるのかもわかりませんが、その要因お教えいただきたいと思います。

もう1点は、この制度の中で、就労祝い金、保育士手当、勤続祝い金などの基準を設けて、事業者のほうに支出をしているんだろーと思いますけども、それぞれ南幌いちい保育園では17万円、認定こども園の13万円という決算額の内訳を教えてくださいませんか。

健康子育てG主査 ただいまの家塚委員のご質問にお答えいたします。当初予算では、いちい保育園、みどり野幼稚園とも、各2名ずつ町内在住者として116万円を予算計上しておりましたが、実績では、いちい保育園は4月採用で町外在住者1名、就労祝い金が5万円、月額手当が12万円の計17万円となっております。みどり野幼稚園では、12月採用が町内在住者で1名おまして、就労祝い金が5万円、月額手当が8万円、計13万円の支給となっております。合計で30万円の実績額となっております。

家塚委員 事業者のほうで、新規採用をしても思うように来なかったというのもあるんでしょうけど、それでは保育士が今それぞれの施設の中での定員を十分満たしているのかどうか1点と、あとは待機児童がなかったのかどうか。この2点をお伺いします。

健康子育てG主査 まず保育士の確保ですけれども、令和4年度の実績では、新規採用2名にとどまっておりますが、令和5年度では、いちい保育園2名、みどり野幼稚園4名の新規採用がございます。一応まだ保育士が不足はしておりますが、令和4年度よりは充足しております。

次に、2点目のご質問でございますが、待機児童はゼロでございます。以上です。

熊木委員長 それではほかにございませんか。

西股委員 成果説明書の7ページ、こころの健康相談関係でお聞きします。昨年の開設数が6回で、実利用者が7名ということですが、なかなか聞きづらいんですけども、今年に入ってから身近なところで50代の方が2件自殺されているというようなことがありますて、この辺のところで相談とかに来ていたのかどうかということですか。

それと、こころの健康スクリーニングで受診者数が720名もいるという中で、どのようなことが行われているのかという部分をお聞きしたいと思います。

健康子育てG主査 まず、こころの健康相談についてです。こちらの事業につきましては、精神科医師による個別の相談事業となっております。昨年度はご本人からの相談が多く、ご自身の悩みに対してどう対処したらいいのかというところを精神科の医師にアドバイスをしてもらっております。こころの健康相談の受診者につきましては、自死で亡くなったというような情報は私たちのほうで把握はしておりません。

続いて、こころの健康スクリーニングにつきましては、特定健診などの検診の場で、受診者に心のチェックリストというものを配付させていただいております。そちらのほうで項目に心当たりのある所にチェックをしていただいて、チェックをした点数によって、今は大丈夫ですねだとか、ちょっと心配がありますよというところを紙に落とし込んで、ご本人に配付させていただいております。その中で、心配のある方につきましては個別に保健師のほうで面談をさせていただいて、先ほどのこころの健康相談ですとか、医療機関ですとか、そういった所の相談の勧奨をさせていただいたり、あとはご自身の心の健康について、そういったところを大事にさせていただくような声掛けをさせていただいております。以上です。

熊木委員長 よろしいですか。(はいの声)

ほかにございませんか。

細川委員 成果説明書の7ページ、福祉ハイヤー利用料金助成事業と、人工透析患者等通院交通費助成について質問いたします。まず、この2つの事業なんですけれども、福祉ハイヤーの利用料金助成事業というのが、たしか初乗り料金の助成だと思っていたんですけども、この人工透析患者等の通院交通費助成とあわせてというか、両方の事業を受けることができるのかどうかということが1点です。

それと、人工透析の交通費助成のほうなんですけれども、当初聞いていた話では30人くらい該当者がいるということで、実利用者が13人ということで、17人くらいは受けていないということなんですけれども、それは医療のほうの無料のバスか何かで通院されているのか、それとも全く申請をしてないのか、もし分かれば教えていただきたいと思います。あとはその内容で、私が聞いている話ですと、これは人工透析の度合いにもよるのかもしれないんですけども、去年人工透析の合併症か何かで、自分では交通手段がなくてタクシーで行くしかないということで、月に7万円から8万円交通費が掛かるという方がおられたんですね。そういった場合に、多分所得制限とかがあって、3万円でしたか。そういった上限があるので、多分相当な負担になっているというような話を聞いたんですけども、そういった観点から、利用者から助成額の増額の希望はなかったのかということをお聞きしたいと思います。

います。以上です。

福祉障がいG主幹 ただいまのご質問についてお答えします。まず、福祉ハイヤー利用料金助成につきましては、心身に障害のある方に対し、生活圏の拡大及び福祉の増進を目的として助成を行っております。また、人工透析患者等通院交通費助成につきましては、経済的負担の軽減と福祉の増進を目的として負担しているものでございまして、お互いの事業目的が違いますので、実際にそれぞれの助成金につきましては、申請をされて利用されている方がいらっしゃいます。ですので、重複して使用することは可能でございます。

また、助成金の拡充というご質問につきましては、今のところ拡充の考えはありません。また、そういうお声もこちらのほうには届いておりませんので、今のところ拡充をするという考えはございません。なお、今後国の動向等を十分に注視していきたいと考えております。

それと、現在人工透析の対象者につきましては、30名の対象者がいらっしゃいます。その方たちのうち、13名の実利用者がいらっしゃいます。それ以外の方につきましては、送迎付きの医療機関を利用されていることと思われまますので、特に漏れているだとか、そういったものはございません。以上です。

細川委員 回答ありがとうございます。今のお話ですと、私のほうにはちょっとそういった要望があったんですけども、実際には、担当のほうには助成額の増額の要望は出ていないということで、わかりました。ありがとうございます。

熊木委員長 ほかにございませんか。(なしの声)

それではないようですので、質疑を終了してよろしいでしょうか。(はいの声)

それでは質疑を終了いたします。

続いて審査順序の4番目、第4款衛生費について審査を行います。説明をお願いいたします。

保健福祉課長 決算書75ページ下段から77ページをごらんください。

4款1項1目保健衛生総務費、支出済額1,641万8,574円。実績につきましては、決算資料の11ページ下段から12ページとなりますので、あわせてごらんください。母子保健事業では、妊婦及び乳幼児の健診や妊婦あんしん支援金、乳幼児期防災備蓄品支援などの経費を執行しています。また、新規事業の出産・子育て応援事業では、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、伴走型相談支援を実施した上で、支援金として妊婦56人、子ども33人に対し、それぞれ5万円、総額445万円を支給しています。決算書77ページ中段をごらんください。

2目予防費、支出済額8,807万8,541円。実績につきましては、決算資料の12ページ中段から13ページとなりますので、あわせてごらんください。成人保健事業では、各種がん検診や健康教育・健康相談事業に関わる経費1,610万5,943円を執行しています。78ページ下段から79ページ、80ページをごらんください。

感染症予防事業では、各種予防接種や感染症予防対策に伴う経費1,439万2,744円を執行しています。

新型コロナウイルスワクチン接種事業では、あいくるでの集団接種や医療機関での接種等に関わる経費費用として、5,750万1,948円を執行しています。

80ページ下段の予防経費では、狂犬病予防対策に関わる経費7万7,906円を執行しています。以上です。

戸籍年金G主幹 続きまして、80ページ下段から次ページをごらんください。

3目環境衛生費、支出済額720万1,213円。環境衛生経費では、墓地管理、生活環境の保全対策に係る経費49万4,213円を執行しています。

次に、南空知葬斎組合負担金では、組合への負担金670万7,000円を執行しています。なお、前年度に実施した伏古斎苑の火葬炉2基、動物炉、冷暖房空調設備の更新に伴う施設整備事業負担金が減少しています。

次に、下段、4目病院費、支出済額2億8,672万7,000円。詳細は病院事業会計決算で説明いたします。以上です。

保健福祉課長 81ページをごらんください。

5目保健福祉総合センター管理費、支出済額4,602万6,919円。保健福祉総合センター管理経費では、あいくる全体の維持管理運営に関わる経費を執行しています。なお、利用状況等の実績については、決算書資料の13ページ下段に記載のとおりで、管理・清掃業務や事務所環境改善工事等を執行しています。以上です。

戸籍年金G主幹 続きまして、決算書83ページ中段から次ページになります。あわせて成果説明書14ページ中段をごらんください。

2項1目じん芥処理費、支出済額1億4,149万514円。ごみ処理対策事業では、不法投棄された処理困難物の処理等に係る経費のほか、南空知公衆衛生組合及び道央廃棄物処理組合への負担金を執行しています。なお、道央廃棄物処理組合は、令和元年度から焼却処理施設建設事業に着手しており、令和3年度からは計画どおりに建築工事が進められ、令和6年4月の供用開始を予定しています。

次に、2目し尿処理費、支出済額1,282万6,800円。し尿等処理委託事業では、北広島市へのし尿処理事務委託に係る経費を執行しています。

3目合併処理浄化槽整備事業費、3項上水道費は、下水道事業特別会計での同時審査となります。以上で、4款衛生費の説明を終わります。

熊木委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

星委員 衛生費のコロナワクチンのことについてお伺いします。成果説明書では13ページになります。新型コロナウイルスワクチンの接種が始まったんですけども、期限切れのワクチン等、使えなくなってしまったワクチンがあったのかどうかお聞きします。

健康子育てG主幹 新型コロナウイルスワクチンの使用期限切れワクチンがあったかどうかについてお答えいたします。現状、ワクチン接種を進めていますが、使用期限切れのため廃棄したというワクチンはありません。使用期限内に集団接種等での使用に至っております。ワクチン管理については、使用期限及び国からの通知を守り、複数職員で確認を取って、適正な管理、ワクチン接種事業の推進に努めております。以上です。

星委員 ご回答ありがとうございます。やはり期限があるものなので、すごく大変な取り扱いだったと思うのですが、ないということで理解いたしました。ありがとうございます。

熊木委員長 ほかに質疑ございませんか。

家塚委員 成果説明書の12ページ、成人保健事業のがん検診の関係です。それぞれ胃・肺・大腸と検診をやっているんですが、そこで検診をして、異常があつて再検査してくださいということになって、そこで腫瘍が見つかりましたとか、検診によってがんが発見された割合がどのくらいあるのかわかれば、可能であれば過去3年くらい遡って教えていただきたいと思います。

それともう1点、ここに載っているがん検診の受診率が、胃でいえば25.2%などそれぞれ出ているんですが、この受診率を担当課としてどう捉えているか。この受診率が多いのか少ないのか、その辺の見解を聞かせていただきたいと思います。

健康子育てG主幹 1点目のご質問の、がんの発見率についてお答えいたします。がんの発見率ですが、がん検診を受けていただいた中で、詳しい検査が必要ですということでお勧めした中で、詳しい検査に行っていた方について、まず令和3年度にがんが発見された方は、胃がん検診が2名、大腸がん検診が1名、乳がん検診が1名いました。令和4年度につきましては、大腸がん検診が2名で、この2名は、がん検診発見率として数字で割合を出しましたら0.27%に当たりました。あとは、令和4年度の乳がん検診受診者のうち、がんが発見された方は2名で、発見率は0.62%となっております。国に評価指標がございまして、その数字と比較したところ、南幌町のがんの発見率は、高い数字・低い数字と比較しても標準の数字なので、がん検診の精度は保たれているものと担当としては評価しています。

2点目の、がん検診受診率について担当課としてどのように捉えているかについてお答えいたします。北海道で公表しています直近の数字で、令和3年度市町村別のがん検診受診率が公表されております。南幌町は5つのがん検診、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん検診において、全国・全道と受診率を比較したところ、受診率は高い数字となっております。特に、令和4年度より早期発見を目的に利用者の負担金無償化を図って行いました女性のがん検診について、受診数を報告いたしたいと思います。令和3年度と比較して、子宮頸がん検診は、令和3年度は294名の受診が、令和4年度は354名の受診となり、60名受診数が増加しました。乳がん検診は、令和3年度は290名の受診が、令和4年度は322名の受診となり、32名の増加が見られていました。がん検診は、就労されている仕事や加入されている医療保険の種類によって、検診を受ける機会が様々です。町としましては、町民ががん検診を受けやすいように、休日に検診を実施する、就労の前の早い時間に検診を実施する、また、検診内容、検診の実施日時などを分かりやすい内容で案内を行うということに今後も努めていきつつ、受診率を高めることで、がんの発見に努めたいと思っています。以上です。

家塚委員 令和3年度と4年度を比べると、受診率は上がっているということな

んですね。ただ、けんぽ協会というか、それぞれの所での受診があるんでしょうけども、それぞれの事業者で積極的に従業員に勧奨して受診させる。そこも国保だとか、そういうところは南幌の中で十分やれるんでしょうけど、そうじゃない所の部分がまだまだ検診に上向きになっていないというふうに私は思うんですが、そこまで町として関与ができるのかどうか、どう考えているかお願いしたいと思います。

健康子育てG主幹 町としましては、子宮頸がんは20歳以上、それ以外は40歳以上の方に対しまして、加入されている医療保険に関係なく、がん検診受診券という形で、5月に皆様にご覧にがん検診の受診券を送ることで、あなたはがん検診の対象ですという周知をしています。それから、今年については南幌町でこのような場所で、このような時間に検診の機会を設けていますということで、あいくるで行う検診車が来ての集団検診及び働いている方だと札幌の医療圏のほうで受けやすいということで、町が個別に委託契約を取り交わしまして、個別健診という名称で、各医療機関でのがん検診を周知しています。ということで、年齢要件に当てはまる方には検診案内文及び受診券の送付ということで、検診の必要性を呼びかけています。以上です。

熊木委員長 よろしいですか。(はいの声)

それではほかに質疑はございませんか。

細川委員 成果説明書14ページの関係なんですけども、保健福祉総合センター管理事業の各室利用状況で、木工室の利用者がゼロとなっておりますが、令和3年度の決算では4名で、利用金額がゼロという結果だったと思います。このゼロになって使われていないという、何か主立った理由があったのかどうかを教えてくださいたいと思います。

福祉障がいG主査 木工室につきましては、元々教育設備として設置されて利用されていた状況ですが、平成27年度にぼろろができて、そこに木工室ができたことに伴いまして、今は施設の利用をしていない状況となっております。ということで、今回の利用実績がゼロとなっております。以上です。

細川委員 今後はもうあいくるでは木工室を使わないという解釈でいいですか。

福祉障がいG主査 はい。

熊木委員長 ほかにございませんか。

佐藤委員 成果説明書の12ページ、母子保健の子育て支援アプリ改修等なんですけれども、これは今まで利用されてきた子育てアプリをより使いやすく改修するというので予算が付いたものなんですけど、この利用者からどのような声があったのか。また、改修することによってどういう効果があったのかということが1点です。

それと病後児保育は民生費のほうなんですけれども、担当が健康子育てグループなのでここでお聞きしますが、アプリで病後児保育の申し込みなどができるようになってきているのかをお聞きいたします。

健康子育てG主査 アプリの改修についてなんですけれども、伴走型の相談支援ということで、妊婦さんの8か月の時にアンケートをするのと、産後のアンケートというのを改修の際にアプリでできるようにしました。あとは4歳と5歳の健康相

談を希望者に行っているんですけども、それもアプリで予約ができるようにしました。それによってどのくらい利用率が上がっているかということなんですけれども、防災リュックを配布したご家庭は、結構利用率が上がってきているんですけども、必ずしもアプリを登録したからといって、アンケートをそれで実施できているかということ、まだそこまで実施が浸透していないというのが現実でして、保健師が新生児訪問に行った際に、やはり紙でやっていただく、対面でお話ししながらアンケートに答えるということのほうが、結構ニーズが高いというような状況です。

健康子育てG主幹 2点目のご質問にお答えいたします。子育て支援アプリを用いまして、病児・病後児保育の予約を使えないでしょうかというご質問なんですけど、病児・病後児保育については、子育てアプリを通じての予約は現在考えておりません。病児・病後児保育は、お子さんの具合が悪いですとか、病状等の兼ね合いもありますので、今のシステムとしましては、まず事前に年度始めに登録をいただきます。そして実際に利用したいという時に、窓口となっています保健福祉課にご相談いただき、そのあとは医師の診察が必要ですので、町立病院と連携の上、町立病院への受診等につないでいることから、予約・相談に関しましては、現状の保健福祉課、町立病院で対応と考えています。以上です。

熊木委員長 ほかに質疑はございませんか。

高橋委員 決算書の13ページの感染症予防と新型コロナウイルスワクチン接種なんですけども、こちらの副反応や後遺症などは、全国的にちょっと高齢者のほうでも増えていると思うんですけど、それらの申告や呼びかけですとか、そういうものを含めた全数調査みたいなものは南幌町でもやっていらっしゃるのでしょうか。

健康子育てG主幹 南幌町で、副反応等の全数調査は行っていません。接種後、保健師・看護師が接種会場におりますので、15分もしくは30分まず接種会場でお休みいただき、その中で調子が悪い場合はすぐご相談いただいて、そこには医師もいますので対応しております。そのほか、ご自宅に帰りまして具合が悪いという方には、保健師がお電話で相談に乗らせていただいています。以上です。

高橋委員 そういった方で、具合の悪い方とか、病院に行っても検査では何も異常が出ないで、接種後に体調が悪いという方も現実にはいらっしゃるんですけども、そういう方でもお電話で何かやりとりをされているとして、そのあとに、その方たちに対する対処みたいなものを何かこちらからやってあげるようなものはありますでしょうか。

保健福祉課長 新型コロナワクチン接種後の体調不良ということで、電話で保健師が対応しているわけなんですけれども、後遺症とか、あとは長く病状が続くという場合、保健所経由で後遺症外来というものをやっている病院につなぐということで、特定の相談窓口を紹介してございます。そのあとは、保健所と病院の後遺症の外来のほうで対応していただいている状況でございます。以上です。

高橋委員 ありがとうございます。わかりました。

熊木委員長 ほかに質疑はございませんか。(なしの声)

ないようですので、質疑を終了してよろしいでしょうか。(はいの声)

それでは質疑を終了いたします。職員の入替えがありますので、暫時休憩といた

します。

(午後 1時52分)

(午後 1時53分)

熊木委員長 それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

審査順序の5番目、介護保険特別会計について審査を行います。説明をお願いいたします。

保健福祉課長 令和4年度介護保険特別会計歳入歳出決算の説明をいたします。初めに、歳入の説明をいたします。決算書の181ページをごらんください。

1款1項1目第1号被保険者保険料、収入済額1億6,183万4,996円。収入未済額110万3,125円。収納率につきましては、現年度分が99.88%、対前年度比0.03ポイントの増、滞納繰越分につきましては21.63%、9.81ポイントの増となっています。

2款1項1目介護給付費負担金、収入済額1億2,861万467円。施設給付費の15%、居宅給付費の20%が交付されたものです。

2項1目調整交付金、収入済額4,746万円。給付費及び地域支援事業費の約6%が交付されたものです。

2目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業、収入済額219万3,400円。事業費の保険者負担分の20%が交付されたものです。182ページにまいります。

3目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援、収入済額497万4,200円。事業費の保険者負担分の38.5%が交付されたものです。

4目保険者機能強化推進交付金、収入済額162万9,000円。地域包括ケアシステムや保険運営の安定化に資する施策の推進状況に応じて交付されたものです。

5目介護保険保険者努力支援交付金、収入済額162万9,000円。介護予防・健康づくり事業に資する取り組みの状況に応じて交付されたものです。

3款1項1目介護給付費交付金、収入済額2億773万1,000円。施設給付費並びに居宅給付費の27%相当が交付されたもので、財源は各保険者の第2号被保険者が納めた保険料です。

2目地域支援事業交付金、収入済額298万6,000円。介護予防・日常生活支援総合事業費の保険者負担分の27%相当が交付されたもので、財源は各保険者の第2号被保険者の保険料です。次ページにまいります。

4款1項1目介護給付費負担金、収入済額1億1,323万9,325円。施設給付費の17.5%、居宅給付費の12.5%が道負担分として収入されたものです。

2項1目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業、収入済額137万875円。介護予防事業費の保険者負担金の12.5%が道補助金として収入されたものです。

2目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援、収

入済額248万7,099円。事業費の保険者負担分の19.25%が道補助金として収入されたものです。

183ページ下段から184ページにかけて、5款1項1目利子及び配当金、収入済額909円。基金の利息でございます。

6款1項1目介護給付費繰入金、収入済額9,056万9,194円。施設給付費及び居宅給付費の12.5%の町負担分です。

2目地域支援事業繰入金、介護予防日常生活支援総合事業、収入済額135万8,403円。介護予防事業・日常生活支援総合事業の12.5%の町負担分です。

3目地域支援事業繰入金、介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援、収入済額228万3,574円。事業費の19.25%の町負担分です。

4目低所得者保険料軽減繰入金、収入済額1,148万1,400円。別枠公費による繰入金で、財源内訳は国2分の1、道4分の1、町4分の1で、国、道補助金は一般会計で受け、町負担4分の1とあわせて特別会計に繰り入れるものでございます。

5目その他一般会計繰入金、収入済額1,088万2,031円。歳出の総務費相当額を事務費として町が負担するために繰り入れをしています。次ページにまいります。

2項1目介護給付費等準備基金繰入金、予算計上をしましたが、財源が確保されていたことから繰り入れを行わなかったものです。

7款1項1目繰越金、収入済額4,853万410円。令和3年度からの繰越金です。

8款1項1目第1号被保険者延滞金、収入済額2,500円です。

2項1目第三者納付金、2目返納金につきましては、実績はございません。

3目雑入、収入済額5万300円。地域支援事業に関わる利用者負担金です。

以上、歳入合計、予算現額8億4,627万3,000円、調定額8億4,240万7,208円、収入済額8億4,130万4,083円、不納欠損額0円、収入未済額110万3,125円でございます。

次に、歳出の説明をいたします。186ページをごらんください。

1款1項1目一般管理費、支出済額156万1,204円。介護保険全般に関わる事務処理経費を執行しています。

2項1目賦課徴収費、支出済額60万8,160円。保険料の賦課等に関わる経費を執行しています。

186ページから187ページにかけまして、3項1目認定調査等費、支出済額514万8,276円。介護認定調査を行う会計年度任用職員をはじめ、介護認定に関わる経費を執行しています。

2目認定審査会共同設置負担金、支出済額210万8,610円。栗山町、由仁町と共同設置している審査会に関わる負担金を執行しています。次ページにまいります。

4項1目計画策定委員会費、支出済額145万5,781円。第8期介護保険事

業計画の進捗状況管理のために、委員会を開催した経費を執行しています。

2款1項1目居宅介護サービス給付費、支出済額1億8,584万6,492円。訪問介護、通所介護、通所リハビリなどの給付に関わる経費を執行しています。

2目地域密着型介護サービス給付費、支出済額1億6,344万7,059円。グループホームや認知症対応型デイサービスなどの給付に関わる経費を執行しています。189ページにまいります。

3目施設介護サービス給付費、支出済額2億7,206万1,721円。食費及び居住費を除く介護老人福祉施設等の入所給付に関わる経費を執行しています。

4目居宅介護福祉用具購入費、支出済額95万6,341円。福祉用具購入の給付に関わる経費を執行しています。

5目居宅介護住宅改修費、支出済額145万9,604円。住宅改修の給付に関わる経費を執行しています。

6目居宅介護サービス計画給付費、支出済額3,048万7,407円。サービスを利用する際のケアプラン作成に関わる経費を執行しています。

189ページ下段から190ページにかけて、2項1目介護予防サービス給付費、支出済額2,239万1円。介護予防における通所リハビリをはじめとする各種サービスの給付に係る経費を執行しています。

2目地域密着型介護予防サービス給付費は、実績がございません。

3目介護予防福祉用具購入費、支出済額24万9,400円。福祉用具購入の給付に関わる経費を執行しています。

4目介護予防住宅改修費、支出済額152万9,255円。住宅改修の給付に関わる経費を執行しています。

5目介護予防サービス計画給付費、支出済額384万6,720円。介護予防サービスを利用する際のケアプラン作成に関わる経費を執行しています。次ページにまいります。

3項1目審査支払手数料、支払済額63万6,505円。1万787件の手数料を執行しています。

4項1目高額介護サービス費、支出済額1,784万1,869円。要介護者の利用者負担限度額を超えた部分についての、払い戻しに関わる費用を執行しています。

2目高額介護予防サービス費、支出済額1万1,725円。要支援者の利用者負担限度額を超えた部分についての、払い戻しに関わる費用を執行しています。

5項1目高額医療合算介護サービス費、支出済額306万7,121円。介護と医療の両方を利用して、自己負担限度額を超えた部分についての払い戻しに関わる費用を執行しています。

次の2目につきましては、実績はございません。192ページにまいります。

6項1目特定入所者介護サービス費、支出済額2,072万2,335円。要介護者で所得の低い方の食費並びに居住費の自己負担分に関わる経費を執行しています。

2目につきましては、実績はございません。

192ページから193ページにかけては、3款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費650万1,487円。訪問型サービス事業と通所型サービス事業に関わる経費を執行しています。

2目介護予防ケアマネジメント事業費、支出済額65万6,472円。介護予防・生活支援サービス事業に関わる対象者のケアプラン作成に関わる経費を執行しています。

3目一般介護予防事業費、支出済額373万4,869円。快足シャキット倶楽部や水中運動教室、ボランティアポイント事業、サロン事業などに関わる経費を執行しており、事業の一部を社会福祉協議会に委託しています。194ページにまいります。

2項1目包括的支援事業費、支出済額32万6,111円。介護支援専門員の研修等に関わる経費を執行しています。

2目在宅医療・介護連携推進事業につきましては、実績はございません。

3目生活支援体制整備事業費、支出済額375万円。事業を推進するための生活支援コーディネーター配置などに関わる経費を執行しています。

4目認知症総合支援事業費、支出済額28万6,625円。認知症のある高齢者に早期から関わりを持ち、適切な医療やサービスにつなげる事業で、主に認知症サポーター医師に関わる経費を執行しています。次ページにまいります。

5目地域ケア会議推進事業、支出済額10万7,082円。2回実施した地域包括ケア推進会議の委員報酬や、自立支援に向けた個別会議の開催に関わる研修会の経費を執行しています。

6目任意事業費、支出済額744万3,206円。介護者のつどいや配食サービス、シルバーハウジング生活援助員派遣事業など、町の実情に応じて実施している事業の経費を執行しています。

195ページから196ページにかけては、4款1項1目介護給付費等準備基金積立金、支出済額3,337万8,909円。詳細は、備考欄のとおりでございます。

5款1項1目第1号被保険者保険料還付金、支出済額5万4,000円。内訳につきましては、申告による所得更正が主なものです。

2目償還金、支出済額2,223万7,746円。国費、道費、支払基金の令和3年度精算に伴う償還金です。

6款1項1目予備費、実績はございません。

以上、歳出合計、予算現額8億4,627万3,000円、支出済額8億1,391万2,093円、不用額3,236万907円です。197ページにまいります。

実質収支に関する町調書の説明をいたします。

1歳入総額8億4,130万4,083円、2歳出総額8億1,391万2,093円、3歳入歳出差引額2,739万1,990円、5実質収支額は2,739万1,990円でございます。

次に、決算資料の説明をいたします。26ページをごらんください。26ページから28ページまで、項目ごとに件数並びに支出額を記載しております。

令和4年度の介護保険事業の主な概要を申し上げます。26ページ中段の認定結果につきましては、合計が337人で、前年度対比で94人の減となっております。減少の理由につきましては、認定期間が2年になっていることに伴いまして、令和4年度は更新対象が少ない年度のためでございます。

26ページ中段の2. 保険給付費につきましては、(1) 居宅サービス給付費で対前年度比、件数は230件の増であり、給付費は約855万円の増加となっております。27ページにまいります。

(2) 施設サービス給付費では、対前年比、件数では70件の増、給付費では約2,103万円の増額でございます。

(3) 介護予防サービス給付費では、対前年度比、件数では199件の増、給付費では、約480万円の増額でございます。保険給付費全体では、対前年度比で約3,591万円の増、1.052%の増額となっております。28ページ上段をごらんください。

③介護予防事業では、一般高齢者等に対する各種介護予防事業実施しており、通年で実施している事業につきましては、新型コロナウイルスの感染予防対策を講じ、北海道や本町の感染状況を考慮しながら事業を実施しました。結果としましては、昨年度よりも回数や参加延べ人数が多くなっている状況にあります。以上で、介護保険特別会計の説明を終わります。

熊木委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

西股委員 決算書の181ページ上段の保険料の関係で、まず1点目が、現年分の収入未済が20万1,900円とあって、その中に括弧書きで、過誤納金還付未済額3万9,400円というように出ているんですが、この内容を説明していただきたいと思います。

もう1点は、滞納繰越分の中に90万1,225円と出ているんですが、この件数を教えていただきたいのと、滞納繰越分として24万8,796円と出ているんですが、この繰越分というのは3年の分という考え方でいいのでしょうか。この辺の中身を説明してください。

高齢者包括G主査 まず1件目の、181ページに括弧書されております過誤納金還付未済額につきましては、令和4年度中に保険料が過納になった分として、それが年度内に還付できなかった分になります。内容としましては、現在介護保険料の納付が特別徴収といたしまして、年金から納めてもらう形になっているんですけど、年度末に亡くなられた場合は、年金の還付先を本人としてお返しするのか、それとも年金機構にお返しするのかとあって、その判断が年金機構から来るんですけども、大体2、3か月くらい遅れてくる形になります。それで、今回のこの分につきましては、還付先が不明になっている分ということで記載させていただいております。

そして2点目の滞納繰越分についてなんですけれども、件数は後ほど回答させていただいてもよろしいですか。申し訳ありません。こちらの備考のほうに記載して

あります滞納繰越分の収入状況なんですけれど、令和3年度以前の分も含む形となっております。

熊木委員長 よろしいですか。(はいの声)

では、件数は後ほどということをお願いいたします。ほかに質問ございませんか。

高橋委員 ここで聞いていいのかという内容なんですけど、28ページの高齢者いきいき健康マージャン事業というのは、マージャンをするという事業なんですか。それ以外に健康に関する何かがあるのでしょうか。

高齢者包括G主幹 ただいまの高齢者いきいき健康マージャンという事業なんですけども、こちらはあいくるで本当にマージャンを行うという事業になります。賭けない、吸わない、飲まないということで、高齢者の方々が生きがいづくりのため皆さんで集まって、いろいろな会話だとかをしながらマージャンをするということで、それを通してコミュニケーションを取って、それぞれ家から出る機会だとかをつくった中で、少しでも健康になりましょうということで実施しているところでございます。ちなみに60歳以上の方で実施してございます。以上です。

高橋委員 やはりそれをやることによって、いきいきとされているとか、頭が回るようになっていたりとか、何かそういう実感的なものがあるわけですか。

健康子育てG主幹 保健師の立場から、健康マージャンにいらっしゃっている方の様子をご報告させていただきます。マージャンというのは、まず頭を使うこと、手を使うこと、それから今申しました集団でやるということで、外に出る場ということで介護予防に適している事業だということで、開始に至っております。皆さんとても楽しみにしていらっしゃるのが参加の時間で見るとれるんですが、開始前からたくさんあいくるに集まっていたいて、開始の時間を待っている様子があります。参加者が減っていかないこと、それから参加した方がまた違う方をお誘いいただくという状況から、皆さん楽しんでいらっしゃる事業だと判断しております。以上です。

熊木委員長 ほかに質疑ございませんか。(なしの声)

それではないようですので、質疑を終了してよろしいでしょうか。(はいの声)

それでは質疑を終了いたします。ここで、説明員の入替えがありますので、14時35分まで休憩といたします。

(午後 2時25分)

(午後 2時35分)

熊木委員長 休憩を閉じ、会議を再開します。

審査順序の6番目、国民健康保険特別会計について審査を行います。説明をお願いいたします。

国保医療G主幹 令和4年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算の説明をいたします。初めに歳入から説明いたします。決算書の141ページをごらんください。

1款1項1目国民健康保険税、収入済額2億261万7,805円。不納欠損額31万6,957円。収入未済額5,157万8,188円。不納欠損の内訳は、滞納処分の執行停止後、死亡による無資力により即時消滅となったもの54件、1

名。収入未済額の内訳は、現年課税分557件、50名。滞納繰越分1,880件、89名となっています。収納率は、現年課税分が97.38%で前年度対比0.7ポイントの減少、滞納繰越分が10.52%で前年度対比2.46ポイントの減少となっています。

2款1項1目手数料、収入実績はありません。

3款1項1目災害臨時特例補助金、交付実績はありません。

4款1項1目保険給付費等交付金、収入済額6億7,451万8,239円。次ページ、1節普通交付金として6億4,651万3,239円。2節特別交付金として2,800万5,000円がそれぞれ交付されたものです。

2項1目財政安定化基金交付金、交付実績はありません。

5款1項1目利子及び配当金、収入済額2,517円。基金積立金の利子収入です。

6款1項1目一般会計繰入金、収入済額7,253万1,000円。国の基準に基づく一般会計からの繰入金です。内訳は備考欄に記載のとおり、基盤安定繰入金、未就学児均等割保険税繰入金、財政安定化支援事業繰入金、出産育児一時金等繰入金、事務費等繰入金となっています。

次ページ、2項1目国民健康保険事業特別会計基金繰入金、当初予算で計上していましたが、財源が確保されたため、基金繰入実績はありません。

7款1項1目繰越金、収入済額1,640万9,455円。令和3年度国民健康保険特別会計からの繰越金です。

8款1項1目延滞金、収入済額10万7,100円。被保険者1名分の延滞金収入です。

2項1目第三者行為納付金、収入済額5万6,273円。交通事故の第三者行為損害賠償納付金が1件です。

2目過誤払給付費返納金、収入実績はありません。

3目雑入、収入済額41万8,000円。特定健康診査一部負担金です。

以上、下段、歳入合計、予算現額9億7,745万4,000円、調定額10億1,855万5,534円、収入済額9億6,666万389円、不納欠損額31万6,957円、収入未済額は5,157万8,188円です。

次に、歳出の説明をいたします。次ページをごらんください。

1款1項1目一般管理費、支出済額372万2,101円。国民健康保険全般に係る事務経費を執行しています。

2目連合会負担金、支出済額104万3,398円。北海道国保連合会への負担金を執行しています。

次ページ、2項1目賦課徴収費、支出済額61万4,685円。納税通知書印刷や収納手数料などの経費を執行しています。

3項1目運営協議会運営協議会費、支出済額7万2,332円。国保運営協議会委員9名分の報酬などの経費を執行しています。

4項1目医療費適正化対策事業費、支出済額67万3,788円。特定健診受診勧奨や保健指導に係る職員時間外勤務手当、ジェネリック医薬品の利用促進に係る

経費などを執行しています。

次ページ、5項1目収納率向上対策事業費、支出済額320万949円。一般事務報酬、職員時間外勤務手当などの保険税収納率向上対策に係る経費を執行しています。

2款1項1目療養諸費、支出済額5億6,181万9,800円。北海道国保連合会に対する、被保険者の療養に係る負担金、審査支払手数料などを執行しています。

次ページ、2目高額療養費、支出済額8,327万9,462円。被保険者の高額療養費に係る保険者負担分の経費を執行しています。

3目出産育児諸費、支出済額210万1,050円。1件当たりの交付金限度額は42万円で、5件分を執行しています。

4目移送費、予算の執行はありません。

5目葬祭諸費、支出済額51万円。1件3万円で、17件分を執行しています。

6目傷病手当金、支出済額3万8,482円。新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、新型コロナウイルス感染症に感染したことにより療養し、給与等の支払いを受けることができなくなった場合において、一定期間に限り、傷病手当金を支給するもので、2件分を執行しています。

次ページ、3款1項1目医療給付費分、支出済額1億9,557万5,000円。医療給付費に係る北海道への納付金を執行しています。

2目後期高齢者支援金等分、支出済額5,428万5,000円。後期高齢者支援金等に係る北海道への納付金を執行しています。

3目介護納付金分、支出済額2,096万5,000円。介護納付金に係る北海道への納付金を執行しています。

4款1項1目共同事業拠出金、予算の執行はありません。

5款1項1目特定健康診査等事業費、支出済額1,399万9,006円。特定健診、特定保健指導などに係る経費を執行しています。

次ページ、備考欄下段、12節委託料では、特定健診受診率向上対策として、健康ポイント委託業務、北海道及び国保連合会並びに市町村の共同事業で、特定健診等データをAI等により分析し、効果的・効率的な受診勧奨を行う、特定健診受診率向上支援共同事業の経費を執行しています。

次ページ、2項1目保健衛生普及費、支出済額226万1,892円。医療費通知、各種検診などに係る経費を執行しています。

6款1項1目基金積立金、支出済額1,412万9,517円。基金の利子及び特別会計剰余金の基金積立金を執行しています。

次ページ、7款1項1目財政安定化基金償還金、予算の執行はありません。

8款1項1目保険税等還付金、支出済額134万5,500円。保険税月割の異動などに伴い、13件分を還付したものです。

2目保険給付費等交付金償還金、予算の執行はありません。

3目その他償還金、予算の執行はありません。

2項直診施設勘定繰出金、支出済額67万3,000円。町立病院における医療

機器整備に係る特別調整交付金分を、病院事業会計への繰出金として執行しています。詳細は、病院事業会計決算の中で説明します。

9款1項1目予備費、予算の執行はありません。

以上、次ページ下段、歳出合計、予算現額9億7,745万4,000円、支出済額9億6,030万9,962円、不用額は1,714万4,038円です。

次に、次ページの実質収支に関する調書について説明をいたします。

1歳入総額9億6,666万389円。2歳出総額9億6,030万9,962円。3歳入歳出差引額は635万427万円。4翌年度へ繰り越すべき財源はありません。5実質収支額635万427円。6については該当ありません。

次に、決算資料成果説明書の25ページをごらん願います。国民健康保険特別会計です。令和4年度の国民健康保険事業の主な概要を申し上げます。

初めに、2保険給付費（1）療養給付費の状況です。被保険者数は1,816人で、前年度対比15人の増加となっています。1人当たりの費用額は42万738円で、前年度対比2万8,298円の増加となっています。1人当たりの受診件数につきましては16件で、前年度対比で1件の増加となっています。保険給付費全体では6億4,774万8,794円となっており、前年度対比で5,035万3,352円の増加となっています。

次に、3国民健康保険事業費納付金の状況です。北海道への国民健康保険事業費納付金は2億7,082万5,000円となっており、前年度対比で32万1,000円の微増となっています。今後においても、この事業費納付金の推移に留意しながら、国民健康保険事業における財政基盤の安定化を図ってまいります。

次に、4番の保健事業費の状況です。特定健診受診者数は589人で、前年度対比45人の増加、受診率は38.8%で、前年度対比2.7ポイント増加しています。新型コロナウイルス感染症による行動制限等が緩和傾向になったことが影響しているものと考えています。以上で、令和4年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。

熊木委員長 それでは説明が終わりましたので、質疑を行います。（なしの声）

それではないようですので、質疑を終了してよろしいでしょうか。（はいの声）

それでは質疑を終了いたします。

それでは、審査順序の7番目、後期高齢者医療特別会計について審査を行います。説明をお願いいたします。

国保医療G主幹 令和4年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明をいたします。初めに歳入から説明いたします。決算書の203ページをごらんください。

1款1項1目後期高齢者医療保険料、収入済額8,245万7,800円。収入未済額22万6,400円。収入未済額の内訳は、現年度分5件、2名。滞納繰越分17件、2名となっています。収納率は、現年度分及び滞納繰越分とあわせて99.73%で、前年度対比0.68ポイントの増加となっています。

2款1項1目督促手数料、収入実績はありません。

3款1項1目事務費繰入金、収入済額569万6,000円。国の基準に基づく

繰入金で、内訳は備考欄に記載のとおりです。

2目保険基盤安定繰入金、収入済額3,122万7,340円。国の基準に基づく繰入金で、後期高齢者医療保険料の軽減額を繰入れしたものです。

4款1項1目繰越金、収入済額11万2,063円。令和3年度後期高齢者医療特別会計からの繰越金です。

次ページ、5款1項1目延滞金、収入実績はありません。

2項1目雑入、収入済額1万500円。後期高齢者医療広域連合からの還付金等負担金です。

以上、下段、歳入合計、予算現額1億1,959万6,000円。調定額1億1,973万103円、収入済額1億1,950万3,703円、収入未済額は22万6,400円です。

次に、歳出の説明をいたします。次ページをごらんください。

1款1項1目一般管理費、支出済額168万2,531円。電算システム保守などの事務経費を執行しています。

2項1目徴収費、支出済額34万6,871円。保険料の通知・徴収に係る経費を執行しています。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、支出済額1億1,630万2,240円。北海道後期高齢者医療広域連合に対する事務費負担金、保険料等負担金、保険基盤安定負担金を執行しています。

次ページ、3款1項1目保険料還付金、支出済額1万500円。保険料更正などに伴い、3件分を還付したものです。

4款1項1目予備費、予算の執行はありません。

以上、下段、歳出合計、予算現額1億1,959万6,000円、支出済額1億1,834万2,142円、不用額は125万3,858円です。

次に、次ページの実質収支に関する調書について説明をいたします。

1歳入総額1億1,950万3,703円。2歳出総額1億1,834万2,142円。3歳入歳出差引額116万1,561円。4翌年度へ繰り越すべき財源はありません。5実質収支額は116万1,561円。6については該当ありません。

次に、決算資料成果説明書の29ページ下段をごらん願います。後期高齢者医療特別会計です。本特別会計は、広域連合の管理のもと、保険料を徴収し、広域連合に対し必要な費用を納付するための特別会計です。ただいま説明したとおりの内容を記載しております。被保険者数は1,364人で、前年度対比24人の増加となっています。以上で、令和4年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。

熊木委員長 説明が終わりましたので、質疑を行います。(なしの声)

ないようですので、質疑を終了してよろしいでしょうか。(はいの声)

それでは質疑を終了いたします。本日本日予定しておりました審査項目が終了いたしました。明日8日午前9時30分まで延会といたします。

(午後 2時54分)

決算審査特別委員会会議録

(2日目 R5.9.8 9:30~14:17)

熊木委員長

皆さんおはようございます。昨日より延会となっておりました、決算審査特別委員会をただいまから再開いたします。本日の出席人員は8名であります。湯本議員からは欠席の届出がなされております。それでは直ちに会議を再開いたします。

審査順序の8番目、第5款農林水産業費について審査を行います。それでは説明をお願いいたします。

農業委員会事務局長 決算書84ページをお開きください。下段になります。

5款1項1目農業委員会費、支出済額681万7,146円。農業委員会運営費として、農業委員12名の報酬、旅費並びに事務局経費として、農地台帳システムに係る保守更新の経費の執行となっております。不用額の主なものは、12節委託料で、農地情報の地図更新について、令和4年度に国によるシステム改修にあわせて、地図データの改修を行ったことから、町での更新が不要となったためです。

産業振興課長 決算書85ページ中段でございます。

2目農業振興費支出済額、8億1,449万6,960円。不用額351万9,040円。不用額の主なものは、18節負担金補助及び交付金では、農業経営高度化促進事業負担金の執行残によるものです。備考欄の説明にまいります。

農業振興経費では、総合農政推進協議会運営経費をはじめ、次ページの農業関係団体への負担金など146万7,812円を執行しています。

続いて、次ページにかけて、有害鳥獣対策事業では、有害鳥獣捕獲等業務委託料、狩猟免許取得支援事業助成金など301万4,687円を執行しています。

次に、経営所得安定対策事業では、農産物の生産目標の調整や確認を行う南幌町農業再生協議会に対する補助金として462万6,660円を執行しています。

次に、耕地利用高度化推進事業では、農地の良好な生産環境を維持するため、地域での共同利用機器購入備品購入費として150万7,000円を執行しています。なお、導入した機械は、西幌地区の貸出し用畦塗り機1台を購入しています。

次に、農業振興補助金交付事業では、南幌町農協が取り組む重点施策事業に対する一部助成として400万円を執行しています。

次ページにかけまして、農業経営高度化促進事業では、農地・農業水利施設の整備に伴う農家負担の軽減負担と、工事により休耕する農家の所得損失補填の負担金として2億9,707万8,406円を執行しています。

次に、スマート農業推進事業では、RTK基地局の光回線利用料として10万1,640円を執行しています。

次に、農業制度資金利子補給事業では、認定農業者や農業後継者が借入れた制度資金の利子補給として211万1,369円を執行しています。

次ページにかけて、担い手育成対策事業では、4Hクラブ活動補助金や、新規就農者3名に対する奨励支援のほか、補正予算にて追加しました、国産小麦産地生産性向

上事業、水田麦・大豆産地生産性向上事業の補助金などの経費として2億4,497万8,682円を執行しています。

次に、地産地消活動推進事業では、農産物加工センター指定管理料、キャベツキムチ町民還元事業の負担金などの経費として281万4,784円を執行しています。

次に、都市との交流と販路拡大事業では、農業者が実施するグリーンツーリズム事業への助成や、北海道日本ハムファイターズ主催ゲーム6試合にて、本町の農産物を提供しPRする経費として20万5,948円を執行しています。90ページにまいります。

食育活動推進事業では、小学生によるバケツ稲づくり事業や子育て支援米支給事業、食育セミナーや講演会などの経費として457万8,991円を執行しています。

次に、多面的機能支払事業では、農地の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域内の3つの地域資源保全協力会への交付金など1億9,716万832円を執行しています。

90ページ下段から次ページにかけて、環境保全型農業直接支援対策事業では、環境保全型農業を推進する生産者への補助金として1,085万149円を執行しています。

次に、緊急営農支援事業では、肥料や飼料などの価格高騰による農業経営の負担軽減対策で、農業者に対する営農支援として4,000万円を執行しています。

続いて、3目農地費、支出済額1億1,630万2,933円、不用額203万8,067円。不用額の主なものは、14節工事請負費にて、農業水路等長寿命化・防災減災事業南7線排水路地区排水路改修工事の入札執行残によるものです。備考欄の説明にまいります。

次ページにかけまして、土地改良事業経費では、西幌ほか4地区の道営経営体育成基盤整備事業換地業務のほか、南7線排水路地区排水路改修工事費、道央圏連絡道路整備に係る公有財産購入費及び国営造成施設管理体制促進事業補助金など1億805万1,933円を執行しています。

次に92ページ下段、農業集落排水事業特別会計繰出金につきましては、特別会計決算の中でご説明いたします。続いて、96ページをお開き願います。下段になります。

2項1目林業振興費、支出済額525万7,202円、不用額4万8,798円。林業振興経費では、防風林監視人に対する報酬、野ねずみ駆除薬剤散布委託料、町有林の倒木処理経費などを執行しています。以上で、農林水産業費の説明を終わります。

熊木委員長 説明が終わりましたので、質疑を行います。

石川委員 成果説明書15ページの、スマート農業推進についてお伺いいたします。RTK基地局運営ということで、これは光回線の使用料だということでしたけども、実際に利用されている方から聞くとところによると、南幌の基地局が故障しているというふうな形でお伺いするんです。それで、故障しているんだったら使えないんじゃないのかと思ったら、近隣の長沼だとか、江別にあるのかどうかわからないんですけれども、ホクレン系のやつだとか、そういったアンテナによって何とか利用できているんだという話なんですけども、南幌の基地局についてはどんな形でこれからされてい

くのかお伺いしたいと思います。

農政G主幹 R T Kの基地局ですけれども、今年の2月にR T Kのアンテナが故障し、衛星が受信できない状況になっています。それで、アンテナの修繕に多額の費用が掛かるということと、今言われましたように、令和元年から、ホクレンが長沼町にR T Kの基地局を設置しています。この状況の中で農協と今後の利用の協議を行いまして、町のR T K基地局については修繕をしないで、今後はホクレンのR T Kシステムに移行しようということで、今年の4月から完全にホクレンのR T Kシステムに移行しております。ですので、現在R T Kについては利用できているという状況です。以上です。

石川委員 そのような形で利用できているという話でありますけれども、まだこれはR T Kの基地局を設置して日が浅いですよね。どうしてそんな形になってしまったのでしょうか。

そして最初からそういったホクレンが利用できるエリアとして南幌が入るのであれば、設置しなくてもよかったんじゃないのかなという気もするんですけども、その辺りはどういうふうに捉えているのでしょうか。

農政G主幹 まず、町のR T Kについては、平成28年に設置をしております。これは農家の方からの強い要望があって設置をして、自動操舵などの運転をしているということになります。それで、ホクレンのシステムについては令和元年からの本格始動ということで、その時点ではホクレンはまだありませんでしたので、先に設置をしたということになっております。

アンテナの故障については、確か年数は浅いんですけども、風ですとか、雨ですね。南幌は雪もあるんですけども、これで故障することはあり得るという話でしたので、それであれば経費が安く済むということで、ホクレンのR T Kシステムについては複数のJ Aで一つの基地局を共有するというところで、利用料が非常に安くなっているということと、不具合があった場合に近隣の基地局を利用できるという安定性がありますので、そういった面で町のほうの基地局については修繕しないということに決めました。以上です。

石川委員 利用者にとっても問題ないということであれば安心しました。ただ、平成28年に南幌につくったものは、補助を受けて設置したんですけど、これからずっと使わないということになれば、撤去することになるのかなという気もするんですけども、その辺りはどのように考えておられるか、再度お伺いいたします。

農政G主幹 導入については、町と農協の負担で行っておりますので、国・道の補助は受けておりません。それで、利用しませんので、3月に撤去済みです。以上です。

熊木委員長 ほかに質疑はございませんか。

西股委員 成果説明書の14ページ、有害鳥獣の関係です。これはどちらかというところと予算の段階で話が出ていたのですが、南空知鳥獣被害防止対策協議会等と連携して、広域での捕獲対策を強化するというところで4年度に言われていたのですが、その実施状況を教えていただきたいと思います。

農政G主幹 鳥獣の被害防止対策ですけれども、鳥獣の生息範囲が市町村を超えて広範囲にわたるということで、駆除の体制については広域で取り組むほうが有効だと

いわれております。その中で、平成26年に南空知の1市4町で、広域の被害防止対策協議会を立ち上げたところです。この協議会の中で、まず広域での被害防止計画を立てて、その計画をもとに捕獲に係る経費の補助金ですとか、箱罾といった捕獲機器の導入の補助を受けているという状況です。それと、昨年からといいますか、コロナで一時中断しておりましたけれども、1市4町合同で捕獲技術に関する研修ですとか、野生鳥獣の習性に関する研修というのも再開しております。また、アライグマに限定したお話になりますけれども、令和2年に空知全域でのアライグマ対策広域連携部会というものも立ち上げております。こちらのほうでは、春の繁殖期の一斉捕獲ですとか、市町村担当職員を対象とした捕獲講習会ということで、人材育成を行っているという内容になっております。それと鹿に限定いたしますと、さっぽろ連携中枢都市圏の中で、鹿対策の具体的な取り組みに向けた検討を始めています。この中では、猟友会ですとか、ハンターの高齢化・減少問題についても協議を始めております。以上です。

西股委員 再質問させていただきますけれども、ハンターの関係などは、他町村に行き行って捕獲するなりの交流などはしているんでしょうか。

農政G主幹 ハンターのほうですけれども、捕獲ということではなくて、それぞれ趣味で山に行き行って鹿を打つ方はいらっしゃると思います。有害鳥獣の捕獲ということになりますと許可の問題がありますので、簡単にほかの市町村行き行ってできるというものではありませんので、そこら辺はないかと思っております。以上です。

熊木委員長 ほかに質疑ございませんか。

佐藤委員 成果説明書16ページの、食育活動推進事業です。北海道文教大学包括連携事業の南幌産米PR事業という項目で、この内容を少し具体的に説明していただきたいのですが。

農政G主幹 文教大学との連携事業ですけれども、令和3年に包括連携協定を結んだということから、食育の授業ができないかということで、まず令和4年は12月に、南幌町産の米のPR事業ということで、南幌ピュアライスの新米100キロを、農協と一緒に文教大学に贈呈をしています。文教大学には健康栄養学科という学科がありまして、3年生・4年生が、おにぎりプロジェクトということで、毎週月曜と水曜に学生に無料でおにぎりを配布するという事業をしております。それにあわせて、南幌のピュアライスののぼりやポスターを掲示して、南幌産のお米のPRを行ったということです。以上です。

佐藤委員 大学と連携してこのような形でやっていただける取り組みは本当に素晴らしいと思います。今後も続けていっていただきたいと思うんですけれども、この大学の連携事業とは別の形で、南幌産米のPR事業をやっていることはあるのでしょうか。食育活動推進の中で、これとは別の形でやれていることがあれば内容をお聞かせ願いたいと思います。

農政G主幹 南幌産米のPRについて、農協を除いて町だけということになりますと、まず町内向けについては、子育て支援米の中でPRを行っております。あとは町外向けにつきましては、空知フェアへの出展といった形で、米の消費拡大に向けてPRを行っております。それと町内ですけれども、南幌朝市の支援ということでPRを

行っております。

熊木委員長 ほかに質疑はございませんか。

細川委員 成果説明書の14ページになります。農業振興対策事業補助金の関係で、予算時に、農協さんの事業なんですけども、令和4年度重点施策事業ということで、5つ助成事業の項目を挙げられていたんですけども、最終的に、金額的にはどのような規模の助成とか支援の額になったのか。また、それに伴って農協さんから成果の報告がありましたら教えていただきたいと思っております。

農政G主幹 農業振興事業の重点施策ですけれども、まず考え方として、農協の中期3か年計画と、町の総合計画の内容の一致したものであるということで選定しております。内容については、今、予算の中で言われたものと同じになりますけれども、収益性の高い農業の確立、経営基盤の強化、担い手の育成と環境と調和した農業の推進、それと活力のある農村の構築という項目になっております。金額を先に言いますと、農協の振興策事業の実績としては1,344万3,602円となっております。補助金の考え方ですけれども、2分の1以内を予算上限にしています。400万円を上限にしておりますので、補助金としては400万円という形になっております。具体的な内容ですけれども、全部今言うわけにいかないのでも、主なものを言いますと、担い手の育成の部分であれば、青年部の道外視察研修への助成、それから収益性の高い農業でいいますと、土壌診断に基づく土壌改良剤の取り組みということで、土壌のpHを上げるということで、ケイ酸資材の配布の支援を行っております。それとスマート農業の関係になりますけれども、営農管理台帳統合システムということで、栽培履歴が地図上で確認できるシステムということで、こちらについても収益性の高い農業ということで補助をしております。あとは経営基盤の強化に向けてというところで、高収益作物、野菜の新品種導入、それから野菜の新規作付者に対する支援を行っております。そのほか、活力ある農村の構築の部分では、収穫祭ですとか、各種イベントに係る費用の助成を行っております。以上です。

細川委員 金額的に2分の1以内で算出しているということで、1,440万円ほど使っているということで、わかりました。今簡単にご説明いただいた内容ですが、確かに必要なことをやっておられるので、これからも継続していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

熊木委員長 答弁は要らないですね。(はいの声)

ほかに質疑はございませんか。

高橋委員 全体を通してなんですけど、農家さんの収益というか、所得というか、そういうものが上がっているのか、下がっているのか。1点だけお聞きしたいと思います。

農政G主幹 南幌町の農業は米が主体ということもあって、米の米価、それと転作に関する補助金が収入の大部分を占めると思っています。コロナがありましたので、米価が非常に下がったということで、その部分は厳しかったのかなと思うんですけども、米農家にとっては交付金が充実しています。それと、令和元年から令和5年まで、米・麦に関しては豊作と言っていいと思うんですけども、収量が非常に多かったということで、生産資材の高騰ですとか、厳しい面はあるんですけども、農家の経営として

は悪くないだろうとみております。以上です。

高橋委員 取れ高が多い時はもちろんそれはいいと思うんですけども、資材の高騰というところで、まあ高止まりということであればまだましだと思うんですけど、高くなり続けるような感じでやっていった時に、農家さんとしてもそうかもしれないですけど、南幌町としてもどのような対策をしていこうとか、そういう何か計画や流れみたいなものはあるのでしょうか。

農政G主幹 農業経営については、市町村よりも農協が主体で、そこに協力していくというような形になるのかなと思います。そういった面からも、農協と連携して、先ほどの農業振興対策事業ではないですけども、そういったものを連携していくですとか、収入の大部分を占める米、それと米の転作部分については、農業再生協議会というものを農協と町でつくって作業を進めておりますので、そういった形の支援で進めていきたいと思っております。

高橋委員 わかりました。ありがとうございます。

熊木委員長 ほかに質疑はございませんか。(なしの声)

ないようですので、質疑を終了してよろしいでしょうか。(はいの声)

それでは次に、審査順序の9番目、第6款商工費について審査を行います。同時審査として、統計調査費の説明についてもあわせてお願いいたします。

産業振興課長 決算書は97ページ中段でございます。主要施策の成果説明書は17ページの中段からとなりますので、あわせてごらんいただきたいと思っております。

6款1項1目商工振興費、支出済額1億1,993万5,014円。不用額486万2,986円。不用額の主なものは、18節負担金補助及び交付金において、緊急経済支援事業及び空き店舗活用支援事業に係る補助金の執行残によるものでございます。備考欄の説明にまいります。

商工会運営助成事業では、商工会が実施する経営改善普及事業及び地域振興事業に対する補助金として764万4,317円を執行しています。

次に、観光協会運営助成事業では、特販場販売員の配置経費に対する補助金として、477万9,101円を執行しています。

次ページにかけて、中小企業資金利子補給事業では、北海道中小企業総合振興資金を活用した事業者15社並びに中小企業等経営支援事業を活用した事業者3社に対する利子補給助成として、115万9,248円を執行しています。

次に、南幌温泉経費では、施設指定管理料、町民無料入館料配布事業負担金、昨年、第3回議会定例会一般会計補正予算にて計上しました、貯湯槽移設改修工事に係る経費として4,996万5,850円を執行しています。

主要成果説明書17ページ中段、南幌温泉管理事業をごらんいただきたいと思っております。令和4年度の町民無料入館券での利用者数は1万2,543人です。町民5,558人に、1万6,674枚を交付しております。利用率は75.2%でございます。また、令和4年度の年間利用者数につきましては、17万9,737人です。新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度より大きく減少していますが、対前年で比べますと、1万2,828人の増加となっております。決算書98ページに戻ります。

下段から次ページにかけて、地域おこし協力隊設置事業では、観光掘りおこし隊員の1名の報酬、共済費のほか、活動経費として751万5,286円を執行しています。

次に、緊急経済支援事業では、新型コロナウイルス感染症の影響及びエネルギー価格高騰の影響に対する、町民や事業者への支援として、プレミアム付商品券事業の補助金など、6事業の経費4,788万2,212円を執行しています。100ページにまいります。

商工振興経費では、南空知4町で実施しています、消費生活相談窓口業務など、関係団体への負担金のほか、空き店舗活用支援事業の補助金として98万9,000円を執行しています。

続きまして、2目ふるさと物産館管理費、支出済額1,527万128円。不用額41万872円。ふるさと物産館管理経費では、施設の維持及び管理運営に係る経費を執行しています。

主要成果説明書18ページ上段、ふるさと物産館管理事業をごらんいただきたいと思います。ここでは施設の利用者数を記載しています。全体では5万5,958人の利用でありまして、対前年比5,402人の増加で、10.7%の増でございます。内訳におきましては、一般来館者が前年より4,916人増加しております。昨年秋に観光協会で開催しました、秋の収穫祭イベントの来場者での増が主な要因かと思えます。以上で、商工費の説明を終わりたいと思います。

引き続き、同時審査ということで統計調査費をご説明します。決算書59ページ中段になります。

2款5項1目統計調査費、支出済額12万8,885円です。統計調査経費では、法的に実施される学校基本調査と経済センサスのほか、周期に行われます2つの法定統計調査に係る経費を執行しています。以上で説明終わります。

熊木委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

星委員 2点質問させていただきます。まず1点目は、資料の17ページ、観光協会運営助成事業についてなんですけれども、観光協会特販所販売員で470万円ほどの人件費を出しているんですけれども、この販売員の人数と職務内容を教えてください。

それと2点目なんですけれども、ふるさと物産館3階会議室を使用している企業について、現在の状況と今後の状況がわかれば教えてください。

商工観光G主査 観光協会特販所の人件費についてご説明させていただきます。まず、観光協会の特販所につきましては、売店部分と軽食コーナーの部分がございまして、売店部分の従業員につきましては、1日1名が販売員としております。軽食コーナーにつきましては、調理員が1名、それからホールスタッフが1名アルバイトで入っている状況でございます。職務内容としましては、売店のほうでは特産品の販売、こちらは発注業務など、そういった内容も含めた業務を行っております。そのほか、バスの回数券、定期券の販売、ふるさと納税の返礼品の発送業務、それからふるさと物産館を訪れて、ちょっといろいろ教えてほしいという方について観光案内の対応を行っております。軽食コーナーにつきましては、開店時間が11時半から2時までの間な

んですけれども、調理員さんは前後1時間ずつ勤務時間があつて、10時から3時まで勤務しております。それで、開店時間中は調理にどうしても専念してしまうため、開店時間中はアルバイトの方1名をホールスタッフとして、ホール業務を行っていただいている状況です。以上です。

商工観光G主幹 2点目の、3階会議室の現在の利用状況と今後の状況ということで、現在レンタルオフィスとして進出しております株式会社N i e Vなんですけれども、現状は全国でリモート試験を行っております、終わった後の回答用紙がビューローのほうに配送されます。それを振り分けまして、再度配送する拠点というような形での運用を現在行っております。今後におきましては、今の業務内容にプラスしまして、リモート試験前の用具一式を送っていただいて、それを各都道府県の試験会場ごとに分けて配送する配送拠点ということで、試験前、試験後の両方を担うような形というものを計画しております。それに伴いまして、会議室のほうも今現在は1部屋ということになっておりますけれども、状況に応じて2部屋、もしくは全部というような形の展開も検討されております。あわせて、リモート試験の受付業務のほうも現在試験的に試しているような状況でございます、可能であればそこも担うということです。なおかつ当初の計画でありましたリモート試験につきましては、スタートとしてクレベリン検査というものがあるんですけれども、こちらのほうを実施できないかということで、現在試行している最中でございます。あわせて設備のほうも一部変わりました、会議室ではセキュリティーロックシステムということで、認証しないと入れないような状況のものに改装されております。これは今年度、春からの話でございます。以上です。

星委員 再質問させていただきます。その3階の株式会社N i e Vの従業員というか、会社の関係の方は、毎日3階のほうに常に在駐しているような形になっているのでしょうか。

商工観光G主幹 N i e Vの社員につきましては、ポイントポイントでこちらに来て、それで指導するような形。もしくは1週間なりいてレクチャーして、その後戻られるというような形で、常時いるわけではございません。現状こちらでその業務を担っているのは、橋本さんを中心として運用しております。以上です。

熊木委員長 ほかに質疑はございませんか。

家塚委員 成果説明書17ページの下段になりますが、空き店舗活用支援事業補助金の関係でございます。実績は1件ということになってはいますが、今まで出店に関わる相談等もあったんだろうなと思います。ただ、それが出店までつながらなかったという理由といいますか、要因といいますか、この辺をお知らせ願いたいと思います。

商工観光G主幹 空き店舗の相談件数につきましては、昨年度においても複数件ありまして、特に今年度に入ってからには増えているような状況でございます。昨年度の相談状況の中身としましては、壇ビル横の、現在ダイヤモンドカフェが入っている建物の道路側の空き店舗ですね。あそこは2軒入ることができるような形になっているんですけれども、その前側のほうの店舗、元愛林の場所なんですけれども、こちらについては当初複数ありまして、まずはパン屋さんということでお話があり、最初は賃貸という話もあったんですけれども、建物を購入するということになりまして、途中

まで改装を進めたんですけれどもオープン前に断念し、売却するというような流れになりました。その売却先がシテイ管理ということで、その所有物件となっております。その後、スナックとして契約されたんですけれども、所有者と光熱費の関係で折り合いがつかず、空き店舗の申請前にキャンセルとなった経緯があります。そのあと、そば屋の話がありまして、こちらも契約して準備を進めていたんですけれども、その店主の体調が不良になりまして、断念せざるを得ないというようなことで、今現在に至っております。そのほかとして、北広島の方で鮮魚や野菜などを販売する店舗ですとか、札幌の方でクレープ屋やアウトドアショップをしたいというような話等々ありましたけれども、なかなかマッチングの関係がうまくいかず、具体的な進展には至っておりません。また、今年度に入ってから、Nプラザビルにカジュアルバーの申請がありまして、ミスターバナナが現在営業しております。その他としては、古民家カフェの相談が複数件、カレー屋さんやフォトスタジオなども希望があります。希望が多いのは、住居兼店舗物件というような形のものを求められる方が非常に多く、その希望に沿う物件が現在ないということで、残念ながら出店に至っておりませんが、相談者の方からも、これからこの南幌は需要がある地域というふうに捉えていますということで、条件のいい物件が出てくれば先に押さえておきたいというような、お気持ちをお話しされておられました。以上です。

家塚委員 いろんな状況の中で、結果的にはつながらなかった部分もあるんでしょうけども、ただいま説明があったようにいろんな問い合わせがあるということで、例えばこの制度設計を拡大するだとか、そういう考えは現時点で持っているのかどうかを含めてお伺いしたいと思います。

商工観光G主幹 制度につきましては、平成29年からこの助成制度を実施しておりまして、当初は店舗の賃借料の部分での半額助成ということでございました。その間の見直しとしては、令和3年度から創業に関わる経費も補助対象とするということで、改装費用や備品購入費なども対象としまして、制度を拡充してきた状況でございます。今後においては、今のところは現状維持でいきたいというふうに考えておりまして、家賃のほうについても、今登録されている相場が大体8万円くらいで、補助が4万円なんですけれども、現行の制度は4万円が上限ということで、このままで当面はいいのかなというふうに考えております。以上です。

熊木委員長 ほかに質疑はございませんか。

石川委員 先ほど星議員の質問の中で言われていました、観光協会の特販所の話なんですけども、先ほどの説明の中で、売店のほうではふるさと納税の返礼品の発送業務をされているという話でしたが、先達て聞いた中では、町の地域おこし協力隊の人が独立して店を立ち上げて、そちらで今度はやっていくというような話を聞いております。そちらでやるとなると、この観光協会での業務はそっくりそちらに移行するようなになっていくというように解釈してよろしいのでしょうか。

財務G主査 ふるさと納税発送業務についてお答えいたします。ビューローで行っているふるさと納税の発送業務は、観光協会で取り扱っている特産品の発送業務です。それで、今財務グループで勤務しております、ふるさと納税を特にメインとして行われている地域おこし協力隊の方は、確かに事務所を構えてやっている部分もあるんで

すが、その業務に関しての発送業務ではございませんので、その方が例えばもしこの後独立したとしても、観光協会で行っている発送業務とは全く別の業務になりますので、移行するというようなことはありません。以上です。

熊木委員長 ほかに質疑はございませんか。

高橋委員 17ページの南幌温泉改修なんですけども、以前にラドン泉のお話とかで違うものに活用していくとか、あとはランドリーの設置みたいな話も出ていたんですけど、それは今どのような状況になっているのでしょうか。

商工観光G主幹 温泉の改修の関係で、途中からのお話としてあったラドンについては、いろいろ調べまして、業者のほうにも問い合わせなどをしました。ただ、現状でラドンを取り扱っている業者がないというのがわかりまして、対応不能な状態になっております。インターネット等々でもいろんな情報を調べたんですけども、はっきりとお答えできるような科学的根拠というのは難しいというのが正直なところでございまして、予算の準備の関係もありますので、つい先日この部分は断念するというようなことになりました。

もう1点のランドリーの部分なんですけども、こちらについては今補助の申請業務を進めている最中ですが、そこの中身にも近隣との周遊策を積極的に活用するというような中身を入れ込むように考えておりまして、その部分で今現在進めている、ファイターズのボールパークとの連携事業で自転車事業等々、それと空知全体の市町村で進めている、こちらサイクル事業なんですけども、そういった形の方々を積極的に取り込みたいというようなことでいきますと、ランドリーの設置が不可欠ということになります。ですのでこちらの部分においては対応可能かなというふうに考えておりますので、それを今設計業者さんのほうに振って、台数や場所等々を投げている状態ですので、入れ込むことができるのかなというふうに考えております。以上です。

高橋委員 1点だけ再質問なんですけど、サウナのほうのお話でラドンがだめになったということで、このままいくのか、また新たな何か付加価値みたいなものを付けるような予定とか、そういうのがあればお伺いしたいです。

商工観光G主幹 ラドンの関係は最終的には断念ということなんですけども、途中経過ではサウナのほうに入れ込む、もしくは水風呂のラドン式水風呂といった形で、残す策はないのかということでもいろいろ検討したんですけども、なかなか難しく、それ以外のものも検討したのですが、大幅な工事費増ということもありまして、なるべく今現在あるものを有効活用しつつ、付加価値を上げていきたいというような方向で今まで検討してきた流れもありますので、ちょっと今のところ難しいというのが正直なところでございます。以上です。

熊木委員長 ほかに質疑はございませんか。(なしの声)

それではないようですので、質疑を終了してよろしいでしょうか。(はいの声)

それでは質疑を終了いたします。説明員の入れ替えもありますので、10時30分まで休憩といたします。

(午前10時20分)

(午前10時30分)

熊木委員長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次に、審査順序の10番目、第7款土木費について審査を行います。同時審査として、機場施設管理費の説明についてもあわせてお願いいたします。

都市整備課長 決算書101ページをお開きください。決算書資料は18ページから20ページになりますので、あわせてごらんください。

7款1項1目土木総務費、支出済額65万4,150円。土木積算システムなどに係る経費の執行となっています。

2項1目道路橋梁総務費、支出済額167万6,300円。道路台帳修正に係る経費、次ページにかけまして、道路、治水など関連6団体の負担金の執行となっています。

2目道路維持費、支出済額3億5,882万3,061円。町道管理経費は、町道及び排水路の維持管理経費、道路・橋梁の長寿命化計画に基づく改修工事等に係る経費として、修繕料、委託料、工事請負費、原材料費など1億7,363万4,827円の執行となっています。決算書資料18ページをごらんください。町道長寿命化改修のうち、橋梁長寿命化修繕は、補修設計と補修工事をそれぞれ1橋行っております。決算書にお戻りください。

103ページ下段、町道除排雪事業は、町道及び公共施設などの除排雪業務に係る経費として、燃料費、修繕料、委託料など1億8,364万6,921円の執行となっています。令和4年度は、降雪量が過去10年平均より40センチ以上多かったこと及び集中的な積雪による排雪作業の増により、委託料は当初予算から約2,900万円の増額となりました。不用額は、除排雪の追加補正後の降雪量が少なかったことによるものです。

次ページ、104ページ中段、総合保安センター管理経費は、施設の維持管理に係る経費として154万1,313円の執行となっています。次ページにまいります。

3項1目都市計画総務費、支出済額966万8,408円。都市計画審議会運営経費及び関係団体の負担金、立地適正化計画策定業務の委託料の執行となっています。

次に、105ページ中段、2目公園費、支出済額2億288万7,401円。公園施設管理事業は、107ページにかけて、公園及び緑地帯などの維持管理に係る経費及び中央公園トイレ基本計画・実施設計業務などの委託料、中央公園の整備として、取付道路工事、臨時駐車場整備工事、大型滑り台改修工事などの工事請負費の執行となっています。決算書資料19ページには、公園の利用状況等を記載しておりますので参照してください。

次に、107ページ中段、3目公共下水道費、支出済額6,789万2,000円。下水道事業特別会計繰出金です。後ほど特別会計決算にて説明いたします。

4目街路事業費、支出済額414万6,353円。街路事業経費は、街路灯の電気料等の経費を執行しています。

4項1目住宅管理費、支出済額3,337万4,836円。建築事務経費は、建築業務の設計積算に必要な経費として25万9,051円の執行となっています。

町公営住宅管理事業は、町公営住宅の維持管理、栄町公営住宅浴室設置工事に要する経費として726万7,874円の執行となっています。

次に、108ページ下段、道公営住宅受託管理事業は、道営住宅の維持管理に係る修繕料、委託料等に要する経費として1,958万3,911円の執行となっています。決算書資料19ページから20ページには、公営住宅管理事業として、町公営住宅、道公営住宅の管理内容、年度末の入居状況などを記載しています。決算書資料20ページ上段をごらんください。

住宅リフォーム助成事業は561万4,000円の執行となっています。住宅リフォーム助成事業は8年目となりますが、申請件数23件、総工事費3,765万600円のうち、561万4,000円を申請者に助成しています。

次に、空き家対策事業は、空き家等解体助成金1件15万円、中古住宅購入助成金2件50万円を申請者に助成しています。以上で、土木費の説明を終わります。

引き続き、同時審査の機場施設管理費の説明をいたします。決算書の93ページをご覧ください。

5款1項4目機場施設管理費、支出済額1億9,176万1,871円。機場基幹水利施設管理事業は、5つの排水機場、4つの揚水機場の維持管理及び機場の運転に必要な経費として、電気料、点検整備に要する修繕料、委託料、工事請負費では、南幌向揚水機場取水ゲート・除塵機設置更新工事などの執行となっています。以上で説明を終わります。

熊木委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

石川委員 成果説明書の18ページ、町道除排雪の関係についてお伺いいたします。南幌町の除雪は近隣の町に比べてとてもきれいだという話は早くから広く言われていますけども、今の除雪体制を維持していく上で、やはり作業員の確保というのはやはり大事なことではないかと思うんです。民間のほうではいろいろとその確保に対して取り組んでおられるというのは聞きますけども、町としてはそういう作業員の確保を今の現時点でどのような形でされているのかお聞きしたいと思います。

土木G主査 本町では、除雪委託業務は借上げ機械、除排雪機械運転委託業務、町の機械の運転になりますが、その2つの契約が基本となっております。まず、委託業務先が中心となり人を集めてもらっておりますが、町のほうも情報提供等を行い、連携して行っております。以上になります。

石川委員 委託先というのは道路維持組合なのかなと思うんですけども、連携されているということですが、実際のところ、路線について今はいいですけども、これから先は住宅も売れて、今まで除雪していない路線も増えていくという話を聞きます。あとは今準工業団地が造成されていくと、またこれから先道路が増えていくということで、作業の距離が延びていくわけですし、そうすると車も1台増やさないといけないのかなという気もします。そういった面で作業員を確保する上で、今の連携体制で十分確保されていくと思われるのでしょうか。いろいろと業界の情報誌などを見ると、そのために町としても、要請する上での別な予算を付けたりしてやっているということも聞きますけども、うちの町の場合はどういうふうに捉えておられるのかお伺いいたします。

土木G主幹 今のご質問についてなんですけれども、毎年業務が終わりましたら道路維持組合と今年度の除雪体制についての情報交換を行っておりまして、それに伴い

まして、逐次我々としましても、路線が増える所はこのような形で来年考えているということで情報提供をしながら、それに向けて人員確保していただいているということで、今後もそういった情報共有・情報交換の場を通じて、人員確保に向けて持続可能な除雪体制の維持に向けて進めてまいりたいと思っております。以上です。

石川委員 実際のところ、作業に当たる方は私と同じ農家の若い人たちが多くいわけです。結構今はそれでもそのような年齢の方がやっていますが、その人たちもリタイアせざるを得なくなっていくだろうと。それで、今の免許の制度からみても、なかなか大型免許を取るというのも、中型だとかそういった形で終わったりして、なかなかその除雪車の大型免許を取得する人が少ないなどということで、なかなかその作業に当たる人も少ない傾向にあるといわれています。近隣では月形町で、それに向けて資格取得のために助成を出すというような形もあるそうなんですけども、うちの町としてそれについてはどういうふうに捉えておられるのか、再度お伺いいたします。

都市整備課長 今の質問なんですけれども、助成金につきましては旭川など、道内で既にもう3つか4つ、既にスタートしているんですよね。そんな中で、うちの除雪体制につきましては、先ほども説明しましたけれども、幹線道路については町分ということで、機械については町で保有して、運転手の派遣は道路維持組合にお願いをしている形です。また、団地については、民間の事業者、建設業者さんが割り当てによって作業されているという状況になっています。当然今言われる作業員の不足部分、また、免許の取りやすい環境というところがあると思うんですけれども、これについては十分道路維持組合との協議を今現在しているところでございます。従前、内田元議員からの質問の中でも、こういう免許の制度があるので助成金を検討されたらどうだという質問をいただきましたけれども、令和4年度につきましては人員の不足が生じていなかったというのが実際のところありますし、将来的に今言われた部分につきましても、その体制になれば当然人員の確保、機械の更新等も含めて、総合的に検討してかなければいけないのかなということは、十分道路維持組合ともお話し合いをしておりますので、今言われる点につきましては、必要な部分があれば町として施策として検討させていただきたいと考えております。以上です。

熊木委員長 ほかに質疑はございませんか。

佐藤委員 成果説明書20ページの公営住宅管理事業です。現在、柳陽団地とシルバー住宅で、柳陽団地が60件あるところで60件管理している、20件あるところで20件管理しているということで、管理しているということと全部埋まっているということはちょっと違うのかなとは思いますが、今日は特にシルバー住宅のことで1件お聞きしたいと思います。昨年、平均での入居の倍率はどのくらいだったのかということと、シルバー住宅に入る時の入居条件として、障がいの度合いで入居が優先になるのか、またはあくまでも抽選なのかということをお伺いします。

都市施設G主査 まず、昨年のシルバーの平均倍率なんですけども、一応シルバーハウジングのほうは抽選では行っていないので、なかなか倍率というのはないんですけども、一応去年でいけば随時公募にしていますので、毎回1戸につき何件かというのはないんですけども、平均の多い時で、去年は1戸に対して3件の入居希望がありました。そのほかには1戸について1件ということで、そういったところで倍率は

1倍だったんですけども、一応平均倍率を出すとすれば、1戸につき3件来ていますので、3倍かなとは考えております。

それと条件につきましては、今おっしゃったように、シルバーハウジングの場合は一般住宅と違いまして入居条件というのがありまして、まず抽選にはならないので、南幌町の中でシルバーハウジング運営協議会というのがありまして、そちらの中で入居を希望されている条件を運営委員会の中で協議して決めているんですけども、その条件につきましても、シルバーハウジングのほうは夫婦世帯と単身世帯というのがありまして、単身世帯の場合は、基本的には要支援か要介護、両方持っている方が対象になるんですけども、単身入居の場合はやはり要支援や要介護の介護度数が悪ければ悪いほどいいというわけでもないんですね。やはり単身の場合はその人が自立して住まなければいけないので、悪すぎるとこの方はちょっと厳しいだろうねということで、運営協議会の中で協議して決めていく状況になっています。それで、世帯のほうは夫婦2人世帯で、お1人の方がそういった要支援だとか要介護を持っている方で、そちらのほうは単身で生活するわけではないので、例えば奥様のほうの身体がちょっと不自由だとして、それは悪すぎたとしても、ご主人がそれをサポートしていくということで、一応それで入居のほうは可能だという条件になってございます。以上です。

佐藤委員 今、きちんとしたそういう入居基準があると。抽選ではなくて、障害の度合いとか高齢化の度合い、またいろんなことで認定委員会の中で決められるというお話で納得したんですけども、ただ、年々私の所に相談に来られる方は、基準のことは話すんですけども、シルバーに申し込んでもなかなか入ることができないという方がいらっしやいまして、だんだん高齢化によって、シルバーハウジングに入りたいと思う方が増えてきているんだなというのは感じています。それで、今後そういう介護が必要だったりとか、そういう方が住む場所としては本当に素晴らしい住宅だと思いますし、入居者が増加していくと思うんですけど、今後の考え方ですね。シルバー住宅の入居希望者がどんどん増えてきたら、どのようにするとか考えていることがあれば教えていただきたいと思います。

都市施設G主幹 今、町のほうの住宅施策というような形で、いろいろマスタープランとかにもあると思うんですが、それこそ元町のほうとか柳陽団地の所で、今道営住宅のある部分で、一般棟を建てられるような町の敷地というものもしっかり持っています。なので、将来的には佐藤委員おっしゃるように、一般の公営住宅が需要と供給のバランスなどをみて不足してくるということであれば、そういったことも考えなければいけないですし、町営のシルバー住宅ということも将来的には視野に入れていかなければいけないとは考えています。ただ、現状として、道営住宅のシルバー住宅は、なかなか空きが出ないような状況が続いているところです。ただ、空き家はありますかというような町へのご連絡というの、そこまで頻繁にはないような状況にはなっているのですが、入院されて施設に行くなどという形でなければ、シルバー住宅はなかなか空きが出ないという部分があるので、そういった部分のバランスを気にしながら、やはり将来的な部分としては、そういう新しい町営住宅のシルバーの建設を視野に入れなければいけないということは考えております。ただ、現状ではまだそこまでの需要というものがみられていないものですから、今は道営住宅のシルバーと、

一般的なサ高住、グループホーム等で対応できるものについては対応していただきたいなというように考えているところです。

それと先ほど説明にもありましたが、あくまでも抽選というわけではないものですから、保健福祉課の保健師も入れて、要は要望された方の度合いを検討しまして、誰を入れたら一番その部分で快適な生活、必要最低限のサポートを受けながら生活できるかということを考えながら入居を決定しているものですから、その辺については今後も十分内容を精査しながら、入居者を選定していくような形をとっていきたいというふうに考えているところです。以上です。

熊木委員長 ほかに質疑はございませんか。(なしの声)

では、質疑がないようですので、質疑を終了してよろしいでしょうか。(はいの声)
それでは質疑を終了いたします。

次に、審査順序の10番目、下水道事業特別会計について審査を行います。同時審査として、合併浄化槽整備事業費、上水道費の説明についてもあわせてお願いいたします。

都市整備課長 それでは、下水道事業特別会計歳入歳出決算の説明をいたします。歳入の説明をいたします。決算書159ページをごらんください。

1款1項1目下水道事業負担金、収入済額902万5,936円。1節受益者負担金、収入金はありません。2節管理費負担金、収入済額902万5,936円。北海道住宅供給公社からの南幌及び江別市に対します起債償還負担金です。

2款1項1目下水道使用料、収入済額1億1,034万2,746円。1節現年度分使用料、収入済額1億982万7,182円、収入未済額52万3,892円です。2節滞納繰越分、収入済額51万5,564円、収入未済額33万9,727円です。収納率は、現年度分が99.5%で対前年から0.1%減となり、滞納繰越分が59.8%で、5%の増となっています。

3款1項1目国庫支出金、収入済額1,090万円。1節下水道事業費国庫補助金、収入済額1,090万円です。社会資本整備総合交付金で、晩翠ポンプ場改築計画策定及び晩翠汚水中継ポンプ場実施計画策定業務並びに公営企業会計システム導入業務に対する補助金です。

4款1項1目一般会計繰入金、収入済額6,789万2,000円。一般会計より管理費、建設費、公債費の不足分として繰り入れられたものです。

次に、160ページ、5款1項1目繰越金、収入済額713万3,662円。前年度決算により繰り越したものです。

6款1項1目延滞金、収入金はありません。

2項1目雑入、収入済額1万1,782円です。公務災害補償負担金の過年度精算分です。

7款1項1目下水道事業債、収入済額870万円。江別市の南幌関連事業の負担額及び公営企業会計移行に係る経費を起債により借入れたものです。以上、歳入合計、予算現額2億1,399万7,000円、調定額2億1,487万5,442円、収入済額2億1,400万6,126円、収入未済額86万3,619円でございます。

次に、歳出の説明をいたします。161ページをごらんください。

1 款 1 項 1 目総務費、支出済額 8 万 6, 5 9 0 円。日本下水道協会の負担金の執行となっています。

2 目管理費、支出済額 1 億 2, 1 7 7 万 1, 7 1 2 円。1 6 1 ページから 1 6 3 ページになりますが、管理費では、管理業務職員の給与、ポンプ場及び下水道施設の維持管理に係る経費、使用料徴収業務及び公会計移行などの委託、江別市に対する汚水処理に要する施設維持管理負担金、施設整備に借入れした起債償還負担金及び消費税等の執行となっています。

次に、1 6 3 ページ中段、3 目建設費、支出済額 2, 1 1 8 万 7, 9 9 0 円。晩翠ポンプ場改築計画策定及び晩翠汚水中継ポンプ場実施計画策定業務委託料、江別市において本町が関係します、汚水処理施設の改修に係る工事負担金などの執行となっています。

2 款 1 項 1 目元金、支出済額 5, 9 7 9 万 9, 2 4 1 円。

次に 1 6 4 ページ、2 目利子、支出済額 5 8 2 万 3, 4 8 9 円。下水道事業の整備に要しました費用の一部について、起債の借入れを行いました下水道事業債などの償還費の執行となっています。以上、歳出合計、予算現額 2 億 1, 3 9 9 万 7, 0 0 0 円、支出済額 2 億 8 6 6 万 9, 0 2 2 円、不用額 5 3 2 万 7, 9 7 8 円でございます。

次に、1 6 5 ページをごらんください。実質収支に関する調書の説明をいたします。

歳入総額 2 億 1, 4 0 0 万 6, 1 2 6 円、歳出総額 2 億 8 6 6 万 9, 0 2 2 円、歳入歳出差引額 5 3 3 万 7, 1 0 4 円、翌年度へ繰り越すべき財源がないことから、実質収支額は 5 3 3 万 7, 1 0 4 円となります。続いて、決算書資料 2 9 ページをごらんください。

公共下水道事業特別会計における下水道普及率を記載しており、水洗化率は 9 9. 8 % となっています。続きまして、決算書資料 5 4 ページをごらんください。

下水道事業特別会計では、下水道事業債で 4 0 0 万円、公営企業会計適用債で 4 7 0 万円の借り入れを行い、臨時財政特例債も含めた年次償還を行っており、状況は記載のとおりでございます。以上で、下水道事業特別会計決算の説明を終わります。

次に、同時審査の合併処理浄化槽整備事業及び上水道費の説明を行います。決算書 8 4 ページ中段をごらんください。

4 款 2 項 3 目合併処理浄化槽整備事業費、支出済額 2 5 5 万 7, 0 0 0 円。合併処理浄化槽設置補助金で、設置戸数は 6 戸でございます。設置戸数の内訳は、決算書資料 1 4 ページに記載してございますのでご参照ください。続いて、8 4 ページ下段をごらんください。

3 項 1 目上水道施設費、支出済額 4, 7 9 2 万 2, 3 3 5 円。1 8 節負担金補助及び交付金、支出済額 4, 7 9 2 万 2, 3 3 5 円は、第 1 浄水場及び第 2 浄水場の施設改修に係る起債負担金、企業長の給与費の一部を負担する運営負担金です。以上で説明を終わります。

熊木委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。(なしの声)

質疑がないようですので、質疑を終了してよろしいでしょうか。(はいの声)

それでは質疑を終了いたします。

次に、審査順序の 1 2 番目、農業集落排水事業特別会計について審査を行います。

説明をお願いいたします。

都市整備課長 農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の説明をいたします。歳入の説明をいたします。決算書171ページをごらんください。

1款1項1目農業集落排水事業分担金、収入金はありません。

2款1項1目下水道使用料、収入済額645万6,466円。1節現年度分使用料、収入済額644万2,621円、収入未済額2万4,179円です。2節滞納繰越分、収入済額1万3,845円で、収入未済額はありません。収納率は、現年度分が99.6%で対前年比0.2%の減、滞納繰越分が100%で、対前年比と同率となっています。

3款1項1目一般会計繰入金、収入済額825万1,000円。一般会計より管理費、建設費、公債費の不足として繰入れられたものです。

4款1項1目繰越金、収入済額34万6,989円。前年度決算により繰越したものです。

5款1項1目延滞金の収入金はありません。

次ページ、6款1項1目下水道事業債、収入済額260万円。公営企業会計移行に係る経費を起債により借り入れたものです。以上、歳入合計、予算現額1,809万円、調定額1,767万8,634円、収入済額1,765万4,455円、収入未済額2万4,179円でございます。

次に、歳出の説明をいたします。173ページをごらんください。

1款1項1目管理費、支出済額1,130万9,274円。管理費では、浄化センター及び下水道施設の維持管理に係る経費及び使用料徴収業務及び公会計移行業務などの委託に要した費用などの執行となっております。

1款1項2目建設費、支出済額198万円。次ページにかけて、建設費では、夕張太浄化センター内流用調整弁取付工事の費用を執行しています。

2款1項1目元金、支出済額341万2,860円。

2目利子、支出済額24万6,380円。農業集落排水事業の整備に要しました費用の一部について、起債の借入れを行いました下水道事業債などの償還額の執行となっています。以上、歳出合計、予算現額1,809万円、支出済額1,694万8,514円、不用額114万1,486円でございます。

次ページの実質収支に関する調書の説明を行います。歳入総額1,765万4,455円、歳出総額1,694万8,514円、歳入歳出差引額70万5,941円、翌年度へ繰り越すべき財源がないことから、実質収支額は70万5,941円となります。続いて、決算書資料29ページをごらんください。

農業集落排水事業特別会計における下水道普及率を記載しており、水洗化率は99.76%となっています。次に、決算書資料54ページをごらんください。

農業集落排水事業特別会計では、公営企業会計適用債で260万円の借り入れを行い、下水道事業債及び臨時財政特例債も含めた年次償還を行っており、状況は記載のとおりでございます。以上で、農業集落排水事業特別会計決算の説明を終わります。

熊木委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。(なしの声)

ないようですので、質疑を終了してよろしいでしょうか。(はいの声)

それでは質疑を終了します。本日午前中に予定していました審査項目が終了いたしましたので、13時まで休憩といたします。

(午前11時07分)

(午後 1時00分)

熊木委員長 それでは休憩を閉じ、会議を再開します。

審査順序の13番目、第9款教育費について審査を行います。同時審査として、農村環境改善センター管理費の説明についてもあわせてお願いいたします。

生涯学習課長 それでは、教育費について説明いたします。決算書は110ページ中段です。主要施策の成果説明書は21ページからとなりますので、あわせてごらんください。

9款1項1目教育委員会費、支出済額191万1,642円。ここでは、教育委員会運営経費として、教育委員4名分の報酬、旅費、負担金などの経費を執行しています。

次に、2目事務局費、支出済額89万598円。ここでは、学校運営協議会委員などの報酬、旅費のほか、教育委員会事務局に係る経費を執行しています。

次に、111ページ中段、3目教育振興費、支出済額5,052万226円、繰越明許費200万円。繰越明許費は、小・中学校において新型コロナウイルス感染症対策として、消毒液など校舎消毒に必要な経費などに係る経費を、翌年度へ繰り越して執行するものです。ここでは、外国語指導助手招致事業、南幌高等学校支援事業、特別支援教育推進事業、高等学校等通学費補助事業など、教育振興に係る経費を執行しています。成果説明書21ページをごらんください。

中学生国際留学プログラム事業につきましては、令和元年度以来3年ぶりの事業実施となりましたが、派遣先を海外から国内、派遣期間を10日間から4日間へと規模を縮小しての実施とし、中学生6名を山梨県へ派遣しております。

次に、英語検定料助成事業につきましては、英語力、学習意欲の向上を図るため、英語検定料の2分の1を助成しており、令和4年度からの新規事業となっております。決算書116ページにお戻りください。

4目教育財産管理費、支出済額387万757円。ここでは、教職員住宅など教育財産の維持管理に係る経費を執行しています。

次に、5目通学バス運営費、支出済額1,835万304円。ここでは、通学バス運営事業として、スクールバス3台分の運行経費を執行しています。

次に、117ページ、2項1目学校管理費、支出済額3,222万5,458円。ここでは、小学校の学校運営及び校舎管理に係る経費を執行しています。次に、118ページ下段になります。

2目教育振興費、支出済額1,445万6,795円。ここでは、小学校の総合的な学習事業、教育コンピューター施設整備事業、教育振興経費として要保護及び準要保護児童の就学援助に係る経費などを執行しています。119ページ中段の、12節委託料におきまして、学校図書館システム導入に係る経費を執行しております。

次に、120ページ、3項1目学校管理費、支出済額2,893万5,617円。ここでは、中学校の学校運営及び校舎管理に係る経費を執行しています。122ペー

ジ上段の12節、委託料におきまして、中学校体育館改修実施設計に係る経費を執行しております。

次に、2目教育振興費、支出済額1,347万7,736円。ここでは、中学校の総合的な学習事業、教育コンピューター施設整備事業、教育振興経費として要保護及び準要保護生徒の就学援助に係る経費などを執行しています。次に、123ページ中段になります。

4項1目社会教育総務費、支出済額44万1,536円。ここでは、社会教育審議会委員12名の報酬、旅費のほか、社会教育総務全般に係る経費を執行しています。次に、124ページです。

2目社会教育振興費、支出済額381万9,332円。ここでは、社会教育振興事業として、さわやかカレッジ、ふるさと南幌みらい塾、二十歳を祝う会などの運営に係る経費のほか、青年団体協議会などの社会教育関係団体への支援、青少年健全育成事業として、放課後子ども教室などに係る経費を執行しています。成果説明書22ページをごらんください。

青少年健全育成事業におきまして、令和4年度からの新規事業としまして、前向きに夢を目指す子どもたちを育成することを目的に、プロフェッショナル講演会を実施しております。決算書125ページ中段にお戻りください。

3目子ども未来費、支出済額4万4,726円。ここでは、家庭教育支援事業として、すくすく広場などの子育て支援事業に係る経費を執行しています。

次に、4目文化振興費、支出済額104万794円。ここでは、芸術・文化推進事業として、芸術鑑賞会や、書初め大会の開催のほか、文化協会に対する支援、読書活動推進事業として、読み聞かせ業務の委託に係る経費を執行しています。

次に、126ページ中段、5目社会教育施設費、支出済額218万360円。ここでは、社会教育施設管理経費として、三重レクハウスの管理経費を執行しています。

次に、6目生涯学習センター管理費、支出済額2,778万4,180円。ここでは、生涯学習センター運営に係る経費を執行しています。次に、128ページ下段になります。

5項1目保健体育総務費、支出済額537万8,368円。ここでは、スポーツ推進委員8名に対する報酬、旅費やスポーツ教室の運営に係る経費、スポーツ少年団などの社会体育関係団体に対する支援に係る経費のほか、スポーツ振興に係る経費を執行しています。次に、130ページ中段になります。

2目スポーツセンター管理費、支出済額6,289万7,387円。ここでは、町民プールを含むスポーツセンターの維持管理に係る経費を執行しています。131ページ中段になります。12節委託料において、スポーツセンター改修実施設計業務に係る経費を執行しております。

次に、3目給食センター運営費、支出済額9,401万3,966円。ここでは、給食センターの管理運営及び給食賄材料などに係る経費を執行しています。以上で、教育費の説明を終わります。

引き続き、同時審査、農村環境改善センター管理費をご説明いたします。決算書の94ページ下段をごらんください。

5款1項5目農村環境改善センター管理費、支出済額1,356万5,783円。ここでは、改善センターの維持管理に係る経費を執行しています。以上で、教育委員会関係の説明を終わります。

熊木委員長 それでは説明が終わりましたので、質疑を行います。

星委員 大きく2点質問させていただきます。まず1点目、成果説明書の21ページになるんですけども、ICTの活用について伺います。スマイルネクストという小・中学校授業支援ソフトがあるんですけども、これについての詳細を教えてください。あわせて、ICTを活用することでタブレットを子どもたちは使っていると思うんですけども、破損や故障の数はどのくらいあるのか教えてください。

次に2点目として、成果説明書23ページの健康づくり・体力向上事業について伺います。軽スポーツ教室の参加人数が令和3年と比べると横ばいか減少傾向にありますが、その要因を教えてください。

学校教育G主幹 まず、スマイルネクストについてです。小・中学校向けの学習ソフトでして、教務支援や学習ツール、情報教育教材などの機能が一つになっているソフトでありまして、ドリル学習や共同学習、またプログラミング教育ができる教材となっております。学習ツールの部門に関しましては、ドリル形式となっております、問題を解いた時に正解になると画面に丸が付いたり、不正解だとバツやチェックが付いたりするようになっていきます。また、クラスの取組状況や正答率を一覧で教員が確認できたり、つまずきの多い問題や、どの生徒がどの問題でつまずいているかというものもすぐ確認できるようなものになっていきます。また、学習ソフト支援以外としましては、キーボードを早く正確に入力する練習機能も兼ねそろえておりまして、情報活用能力を育成できる機能もそろっているような状況になっていきます。それと、クロームブックの故障台数なんですけど、令和4年度に2台故障して、修理をしております。それ以降に故障となったものが13台ございまして、13台の内訳としましては、小学校が8台と、中学校が5台となっている状況です。主な故障の原因につきましては、液晶が割れるとか、キーボードの1か所が押せなくなったという部分になっていきます。液晶のひび割れについては大きなひびではないのですが、やはり生徒さんが使用するものですから、予備のクロームブックと交換をして使用している状況になっております。以上です。

社会教育G主幹 健康づくり・体力向上事業の参加人数の傾向についてのご指摘でございまして、ご指摘のとおりメニューによっては、横ばいや減少しているものもございまして。成果説明書に記載をしている数字につきましては、延べ人数でございまして。メニューの中には、コロナの影響で開催回数が減少したものもございまして。そのため延べ人数が減少しているというものの中にはございまして。例えば、チューブストレッチ・ヨガにつきましては、比較で延べ人数が8名微減してございまして、登録者数という観点で見れば、令和3年度が17名、令和4年度が22名でございまして。もちろん出席率、出席の状況にもよりますので一概にはいえませんが、メニューそれぞれの状況もございまして。また、令和3年、4年につきましては、コロナによる社会的な外出自粛の風潮・傾向もございまして。その中でこの2か年の参加人数の増減の要因

につきましては、何か教室の中での変化ですとか、大きな課題や問題などによるものではなく、起こりうる誤差・差異の範囲内であったものところらのほうでは押さえております。以上です。

星委員 健康づくり・体力向上の増減については理解いたしました。ありがとうございます。再質問させていただきます。まず、学習支援のスマイルネクストについてなんですけれども、この学習支援ソフトを導入することで、授業の進みや取りかかりについて以前とどう変わって、教育委員会のほうではどのような評価をされているのか教えていただきたいです。

2点目に破損についてなんですけれども、破損で使えなくなった生徒さんは、代替のタブレットで対応しているのか、どのような対応策を取られているのかをお伺いします。

学校教育G主幹 このスマイルネクストを利用することに当たりまして、先ほども説明させていただいたんですが、学校の教員が、どの子どもたちがどの部門でつまづいているかという所がすぐにわかるということと、このソフトの中に教材がセットになっていますので、例えば授業の開始にプリントを配布することではなく、すぐに皆さんタブレットで授業を開始できるという利点もあります。

また、使えなくなったタブレットなんですけれども、代替ということではなく、同じくクロームブックを購入してございますので、それを破損した子どもに使っていただくというような対応をさせていただいております。以上です。

星委員 ICTのタブレットを使う際に、通信の障害などが起きたことはないのでしょうか。

学校教育G主幹 通信障害については、今のところ報告が入ってございませんので、皆さんスムーズに使えていると感じております。以上です。

熊木委員長 ほかに質疑ございませんか。

佐藤委員 成果説明書22ページの、青少年健全育成事業の放課後子ども教室（あそびの達人）なんですけど、令和3年度の登録者数が102人で、昨年度が69人ということで、住宅団地に子どもたちも増えている中で、登録者数が減っているという要因を教えてくださいと思います。

また、実施回数が25回ということで、コロナ禍で本当に苦労されたんだなと思います。場所の確保や事業のやり方ですとか、その中で分かる範囲でいいのですけれども、コロナ禍でどのように実施されたのかを伺います。

それと3点目に、以前からなんですけれども、このあそびの達人のボランティアスタッフについて、支える側の人たちの人員を確保するのに、だんだん高齢化ということもあって人が少なくなっているということを聞いているんですけれども、どのようにして確保しながらやっていかれているのか、この3点をお聞きします。

社会教育G主幹 青少年健全育成のあそびの達人についてのお尋ねでございます。登録者が令和3年度から令和4年度にかけて減少しているという部分につきましては、学童保育に登録している児童も合算して、その人数の中に入っております。令和3年度につきましては、学童の児童さんが多くて70名でございました。令和4年度につきましては、学童の児童の数が減っているという部分もございます。また、窓口

登録といって、学童に入っていない子どもたちの参加につきましては、全体の合算数ほど多くはないということが内訳の数字としてはあります。

2点目の、コロナ禍においてどのようにあそびの達人教室を行っていたのかという部分でございますが、まず、コロナ前は全学年が一つの教室で参加しておりました。昨年につきましては、1・2年生のクラス、3年生以上のクラスの2クラスに分けまして、それぞれを隔週で人数を少し減らして対応したところでございます。ただ、学級閉鎖ですとか、学校のほうでコロナの感染が流行している時期については、開催を断念するというようなこともございましたので、ご指摘のとおり開催数としては減少している部分はございます。

3点目のボランティアスタッフでございますが、人員の確保につきましては、こちらのほうとしても工夫、苦慮している部分がございます。ただ、昨年から児童の保護者の若いお父さんが入っていただいたりですとか、その中で今まで長年スタッフとして活躍、活動していただいている年配の方もいらっしゃいます。現状は10名弱くらいのサポーターの中から、毎回約5名、6名の方々に参加していただいております。今年につきましては70名以上の登録がなされていて、非常に多い日もあるんですけど、指導者の中でしっかりと打ち合わせをしながら役割を分担して子どもたちを見守るということで、現状の参加人数の中ではスタッフは足りているということで、こちらのほうとしては認識をしているところでございます。以上です。

熊木委員長 ほかに質疑はございませんか。(なしの声)

質疑がないようですので、終了してよろしいでしょうか。(はいの声)

それでは、職員の入替えがありますので、暫時休憩いたします。

(午後 1時22分)

(午後 1時23分)

熊木委員長 休憩を閉じ、会議を再開します。

審査順序の14番目、第8款消防費について審査を行います。説明をお願いいたします。

総務課長 決算書の109ページをお開きください。

8款1項1目消防費、支出済額2億3,705万1,000円。南空知消防組合負担金事業では、本部費負担金、南幌支署費負担金、南幌消防団費負担金、南幌支署施設費負担金を執行しています。成果説明書の20ページをごらん願います。

消防支署運営事業では、救急救命士処置拡大のための講習会経費、救急隊員等新型コロナウイルス感染防止対策事業として、感染防止衣と消耗品購入経費を執行しています。なお、火災・救急件数、火災出動の内訳、救急出動の内訳につきましては、記載のとおりでございます。

次に、消防団運営事業では、消火栓7基の本体取替経費と、消防団員活動服更新に係る経費を執行しています。以上です。

熊木委員長 説明が終わりましたので、質疑を行います。(なしの声)

ないようですので、質疑を終了してよろしいでしょうか。(はいの声)

それでは、質疑を終了いたします。

続いて、審査順序の15番目、第10款公債費について審査を行います。審査順序

の16番、第11款予備費についても同時に審査を行います。説明をお願いいたします。

総務課長 それでは、決算書の133ページをごらん願います。

10款1項1目元金、支出済額5億9,083万5,942円。地方債元金の償還金です。令和4年度末の地方債残高につきましては、前年度と比較して2億4,294万7,000円増加し、72億9,355万4,000円となります。

次に、2目利子、支出済額2,175万4,774円。ここでは、地方債の償還金利子、一時借入金利子、基金繰替運用利子を執行しています。

続きまして、11款予備費の説明を行います。

11款1項1目予備費、予算の執行はありません。

最後に、134ページ下段、歳出の合計です。予算現額82億6,674万9,000円、支出済額81億1,939万5,697円、不用額は1億4,735万3,303円です。以上で説明を終わります。

熊木委員長 説明が終わりましたので、質疑を行います。(なしの声)

質疑がないようですので、質疑を終了してよろしいでしょうか。(はいの声)

それでは質疑を終了いたします。ここ暫時休憩いたします。

(午後 1時27分)

(午後 1時28分)

熊木委員長 それでは休憩を閉じ、会議を再開します。

審査順序の17番、一般会計歳入について審査を行います。説明をお願いいたします。

税務課長 決算書の7ページをお開きください。

1款1項1目個人、収入済額3億3,036万6,523円、不納欠損額2万638円、収入未済額1,009万7,051円。不納欠損の内訳は、執行停止3年経過2名で、2件でございます。収入未済額の内訳は、現年課税分31名と2社で94件、滞納繰越分78名と2社で478件でございます。

次に、2目法人、収入済額5,187万8,000円、不納欠損額17万円、収入未済額6万円。不納欠損の内訳は、執行停止3年経過1社で3件でございます。収入未済額の内訳は、現年課税分1社で1件でございます。

次に、2項1目固定資産、収入済額3億2,165万9,962円、不納欠損額18万9,300円、収入未済額541万4,548円。不納欠損の内訳は、執行停止3年経過1名で22件、消滅時効2名で2件でございます。収入未済額の内訳は、現年度課税分27名で103件、滞納繰越分35名で311件でございます。

次に、2目国有資産等所在市町村交付金、収入済額174万2,000円。北海道と国が所有する町内の固定資産に対して交付金として交付されるものです。

次に、3項1目環境性能割、収入済額173万5,100円。新車の軽自動車の取得に対してかかるものです。

次に、2目種別割、収入済額2,599万5,500円、不納欠損額1万2,900円、収入未済額6万8,300円。不納欠損の内訳は、消滅時効1名で1件でございます。収入未済額の内訳は、現年課税分4名で4件、滞納繰越分2名で2件ござ

います。

次に8ページ、4項1目町たばこ税、収入済額6,888万979円。売渡し等に係るたばこの本数に基づき納付されるものです。

次に、5項1目入湯税、収入済額1,348万7,250円。南幌温泉の入湯行為に係るものです。次に、決算書資料の1ページをお開きください。

決算書資料の数値は、過去3か年分の決算数値を記載しております。なお、各調書は、右側の令和4年度でご説明いたします。初めに、町税に関する収入調書につきましては、現年課税分と滞納繰越し分を合算したものでございます。

上段の町民税、個人、収入済額前年比255万2,000円の減。主な要因は、農業所得の減によるものです。

法人、収入済額前年比89万6,000円の増。主な要因は、各法人の収益の増によるものです。

次に、固定資産税、土地、収入済額前年比100万9,000円の増です。主な要因は、工業団地宅地売却に伴い、非課税から課税になったことによるものです。

家屋、収入済額前年比1,382万8,000円の増。主な要因は、新築住宅建築が多かったことによるものです。

償却資産、収入済額前年比882万8,000円の増。主な要因は、令和3年度に実施した新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した中小事業者に対する軽減特例の終了によるものです。

交付金、収入済額前年比94万1,000円の減。主な要因は、5年ごとの価格改定に伴うものでございます。

次に、軽自動車税、環境性能割、収入済額前年比94万5,000円の増。主な要因は、新車購入台数の増によるものです。

種別割、62万6,000円の増。主な要因は重課車両・課税台数の増によるものです。

次に、たばこ税、収入済額前年比511万円の増。主な要因は、電子たばこ換算特例の終了及び課税本数の増によるものです。

次に、入湯税、収入済額前年比69万2,000円の増。要因は、宿泊・日帰りの利用客の増によるものです。

以上、町税の収入済額合計は8億1,574万5,000円、収入済額前年比2,844万1,000円の増でございます。

続きまして、左下の納税義務者等に関する調書についてご説明いたします。数値は、現年課税分を記載しております。町民税、個人、前年比59人減の3,664人。法人、前年比15件増の218件でございます。次に、固定資産税、前年比25人増の3,458人でございます。次に、軽自動車税、前年比73台増の4,364台でございます。次に、入湯税、前年比7,862人増の17万1,177人でございます。続きまして、新築住宅評価数の推移でございます。前年比53件増の92件でございます。内訳は、町内8件、町外からの転入84件でございます。最後に、法人町民税の納税状況でございます。法人全体で、前年比4件の増、納税額は90万8,000円の増で、218件、5,169万8,000円でございます。以上で、1款町税の

説明を終わります。

続きまして、別途配布しております町税等の収納対策関係資料につきましては、担当より説明いたします。

収納対策G主幹 私のほうからは、別途お配りしております収納関係資料の2点についてご説明をさせていただきます。最初に、表紙に決算特別委員会「町税等収納対策関係資料」と記載されているほうをごらんいただければと思います。表紙をめくっていただきまして、1ページから5ページまでは、過去5年間の各種町税及び国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の収納状況について記載しております。それでは、税目ごとに令和4年度の現年課税分の収納状況を中心にご説明いたします。

1ページ目上段の個人町民税をごらんください。令和4年度の現年度分につきましては、収納率99.55%で、前年度とほぼ同率となっております。未納者は33名で、その半数以上の方が納付誓約による分割納付を行っており、年度内での完納ができない状況となっております。収入未済額は、収納率が0.01ポイント減少したことから、前年度より3万3,000円ほど増加しております。次に、下段の法人町民税をごらんください。令和4年度の現年度分につきましては、収納率99.88%で、前年度より0.12ポイント減少しております。未納者は1社で、収入未済額は前年度より6万円増加しております。次ページになります。

2ページ目上段の固定資産税をごらんください。令和4年度分の現年度分につきましては、収納率99.63%で、前年度より0.05ポイント増加しております。未納者は25名、2社で、うち7名が納付誓約による分割納付を実施しております。なお、収入未済額は、収納率が若干増加したことから、前年度より5万4,000円ほど減少しております。次に、下段の軽自動車税をごらんください。令和4年度の現年度分につきましては、収納率99.84%で、前年度より0.05ポイント減少しております。未納者は4名で、前年度より2名増加しております。結果、収入未済額も、わずかですが1万6,000円ほど増加しております。

次ページの3ページにつきましては、入湯税とたばこ税についてですが、ともに収納率100%になっております。次ページになります。

4ページ目上段、国民健康保険税をごらんください。令和4年度の現年度分につきましては、収納率97.38%で、前年度より0.7ポイント減少しております。未納者は51名で、前年度より12名増加しております。収入未済額は、収納率が下がったことに伴い、前年度より139万3,000円ほど増加しております。次に、下段の介護保険料をごらんください。令和4年度の現年度分につきましては、収納率99.88%で、前年度より0.03ポイント増加しております。未納者は7名で、前年度と同数となります。収入未済額は前年度よりわずかですが、4万円ほど減少しております。次ページになります。

5ページは、後期高齢者医療保険料についてです。令和4年度の現年度分につきましては、収納率100.06%で、前年度より0.75ポイント増加しております。未納者は2名で、前年度より1名減少しております。収入未済額は、前年度より59万2,000円ほど減少しております。なお、収納率が100%を超えているのは、転出や死亡等で、保険料が更正された方の還付金がまだ還付されずに、収納額に含ま

れたままとなっているためでございます。次ページになります。

6 ページは、滞納処分等の状況について載せております。滞納処分につきましては、納期限到来後、未納者に対し督促状及び催告書を送付し、その後も納付や納付相談のない方、または分納誓約の不履行の方などを対象に財産調査等を実施し、その後、財産の差押えを執行しているところでございます。最初に上段の差押執行状況をごらんください。令和4年度は、預貯金の差押えで17件、87万9,289円を執行しております。ほかに道税還付金9件、こちらは自動車を入れ替えた際の自動車税還付金になります。続いて、国税還付金5件、こちらは確定申告の際に所得税が還付となった場合の還付金になります。これらを含め、合計で31件、111万8,166円の差押えを執行しております。次に、左下になりますが、財産等把握調査をごらんください。預貯金調査を始め、勤務先調査、住民票・戸籍謄本等の交付請求など、合計で74件実施しております。次に、右側中ほどの分納誓約徴収をごらんください。納期どおりに納めることができない方につきましては、納税相談により納付誓約書を徴収し、分割納付を行っておりますが、令和4年度につきましては、54件の誓約書を取っております。誓約件数の内訳につきましては、その下に記載のとおりでございます。次ページになります。

7 ページは、不納欠損額の内訳について載せております。上段の税目別内訳をごらんください。令和4年度は、町民税（普通徴収）、町民税（特別徴収）、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税で不納欠損処理を行っており、合計で8人、84件、70万9,795円を実施しております。一部重複する者がおりますので、実人数としましては7人で、正確には備考欄のほうに記載しておりますとおり、2社、5人となります。下段には、根拠法令別の内訳として記載しております。次ページになります。

8 ページは、町税等滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例に係る納税確認同意書の提出件数についてでございます。こちらの表に記載のナンバー1からナンバー29までの行政サービスを利用する際は、町税等の納付確認が必須となっております。令和4年度中に納税確認の依頼があった件数は、個人で854件、法人で72件、合計で926件となっております。前年度より38件増加しております。納税確認の依頼があった行政サービスの内訳につきましては、中段の項目別集計に記載のとおりでございます。なお、納税確認の結果、滞納があり納税相談を要すると判定された件数は、全部で7件ありましたが、下段の表にその内訳を記載しておりますのでごらんください。この7件のうち6件は納税相談を行い、納付誓約書を提出するなどにより、特例措置が可能となりましたが、残り1件につきましては、期限までに納税相談に来られなかったことから、結果的にサービス制限が適用された形となっております。次ページになります。

最後の9 ページは、コンビニ収納等月別利用状況についてでございます。最初に上段のコンビニの表をごらんください。上段が件数、下段が金額となっております。上段の利用件数ですが、合計で1万1,644件となり、前年対比では264件増加しております。収納額では、合計で1億3,325万9,048円となり、前年対比で560万円ほど増加しております。なお、ストア別で見ますと、昨年同様、ローソン

が4, 347件と1番多く利用されている状況にあります。次に、中段のスマートフォンの表をごらんください。スマートフォンアプリのPayPayとLINE Payを利用した電子決済を令和3年度から導入し、2年目となりますが、合計で630件の利用があり、前年対比では180件増加しております。収納額では、959万4,948円の収納があり、前年対比で252万円ほど増加しております。コンビニ収納につきましては、平成26年度の導入以来、利用件数は年々増加し続けている状況にあります。また、導入2年目となりましたスマホアプリによる電子決済につきましては、場所を選ばずに、いつでも納付が可能という利便性のよさが住民の方にも次第に浸透していることから、利用増につながったものと思われます。以上で、町税等収納対策関係資料の説明を終わります。

続きまして、別冊になりますが、表紙に町税等収納状況【平成26年度～令和4年度】と記載の資料をごらんいただきたいと思ひます。こちらの資料は、表紙に記載がありますとおり、町民税からたばこ税までの9つの税目について、過去9年間の収納状況の推移をグラフで表示したものとなっております。1ページ目をごらんください。こちらは町民税になりますが、上段が現年課税分と滞納繰越分の合計、中段が現年課税分、下段が滞納繰越分ということで、それぞれ赤い棒グラフが調定額、青い棒グラフが収納額、緑の折れ線グラフが収納率を示しており、過去からの推移を見ることができます。大変申し訳ございませんが、こちらの資料の説明につきましては割愛とさせていただきます、後ほどごらんいただければと思ひます。

最後になりますが、今後も収納率向上を目標に、納付環境、納付手段の改善を図りながら、引き続き公平・公正な税務業務を推進してまいりたいと思っております。以上で、全ての資料の説明を終わります。

熊木委員長 それでは説明が終わりましたので、質疑を行います。

西股委員 今コンビニ収納等が、PayPayも含めてかなり増えてきているという状況なんですけど、今まで金融機関の口座振替が結構あったと思うんですけど、この割合はどのようになってきているんでしょうか。特に新しい方が増えてくると、どちらかという金融機関よりもこういう新しい形というか、コンビニから払うような形が増えているのかなというのもあるんですけど、その辺の状況を教えていただきたいと思ひます。

収納対策G主査 ただいまの西股委員のご質問にお答えいたします。令和4年度の実績で、コンビニ納付は住民税、固定資産税、軽自動車税、国保税、介護保険、後期の保険料で集計した分になるんですけども、全体の20.7%ほどが金融機関からの口座振替となっております。以上です。

西股委員 再質問させていただきますけれども、20%が金融機関からのものということですね。ということは、そのほかはコンビニですとか、そういう所に散らばったというような感覚でよろしいんでしょうか。

収納対策G主査 そうです。

西股委員 わかりました。

熊木委員長 ほかに質疑はございませんか。

石川委員 関連になるんですけども、このコンビニを使った収納は手数料が当然掛

かと思うんですけども、どのくらいの割合で掛かるのでしょうか。

また、その手数料というのは当然町が持つということになると思うんですけども、それはどのような形で費用としてあらわしているのか、それについても教えていただきたいと思います。

収納対策G主査 コンビニ収納の手数料は、令和5年の3月までは1件税抜58円となっておりました。4月から1円上がりまして、税抜59円の手数料となっております。こちらはコンビニ収納とスマホ収納の両方とも、1件当たり同じとなっております。以上です。

石川委員 この一般会計の中では、その手数料というのはどのような形であらわされるというか、その減った金額が税として入っているというような形になるのでしょうか。

収納対策G主査 手数料につきましては、税金は税金本体の金額で納付・収納がありまして、そのほかに手数料ということでお支払いしていますので、差し引きということではございません。以上です。

総務課長 決算書の、コンビニ収納の取扱手数料でみている部分ですね。

石川委員 わかりました。

熊木委員長 ほかに質疑はございませんか。(なしの声)

それではないようですので、質疑を終了してよろしいでしょうか。(はいの声)

それでは質疑を終了いたします。では2時まで暫時休憩とします。

(午後 1時54分)

(午後 2時00分)

熊木委員長 休憩を閉じ、会議を再開します。

審査順序の17番、一般会計歳入について審査を行います。説明をお願いいたします。

総務課長 それでは、私のほうから説明させていただきますが、以降の歳入につきましては主な項目のみの説明とさせていただきますので、ご了承をお願いします。それでは決算書の8ページ中段をごらん願います。

2款1項1目地方揮発油譲与税、収入済額2,167万4,000円。国税として揮発油に課税された地方揮発油税のうち、ルール分により市町村に交付されるものがございます。

2項1目自動車重量譲与税、収入済額6,487万7,000円。国税として徴収される自動車重量税の3分の1が市町村に交付されるものです。

3項1目森林環境譲与税、収入済額91万円。国税として徴収される森林環境税の一定割合分が交付されるものです。

次ページにかけまして、3款1項1目利子割交付金、収入済額32万7,000円。北海道に納付された利子割額のうち、5分の3が市町村に交付されるものです。

4款1項1目配当割交付金、収入済額238万8,000円。北海道に納付された配当割額のうち、5分の3が市町村に交付されるものです。

5款1項1目株式等譲渡所得割交付金、収入済額192万6,000円。北海道に納付された株式等譲渡所得割額のうち、5分の3が市町村に交付されるものです。

6款1項1目、法人事業税交付金、収入済額1,029万8,000円。北海道に納付された法人事業税のうち、一定割合分が交付されるものです。

7款1項1目地方消費税交付金、収入済額1億8,746万8,000円。消費税のうち2.2%が都道府県に配分され、その2分の1が市町村に交付されるものです。

次ページにかけまして、8款1項1目ゴルフ場利用税交付金、収入済額604万544円。リバーサイドゴルフ場利用税の70%が市町村に交付されるものです。

9款1項1目環境性能割交付金、収入済額774万1,000円。北海道に納付された自動車税環境性能割のうち、一定割合分が交付されるものです。

10款1項1目地方特例交付金、収入済額611万6,000円。住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う、地方の減収分を補填することを目的に交付されるものです。

2項1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、収入済額6万円。新型コロナウイルス感染症の影響により、固定資産税の償却資産の軽減措置による地方税の減収分を補填するために交付されるものです。

次ページにかけまして、11款1項1目地方交付税、収入済額27億7,188万8,000円。内訳につきましては、普通交付税22億9,165万1,000円、特別交付税4億8,023万7,000円です。前年度と比較しますと、普通交付税は0.4%の増、特別交付税は9.8%の増となっております。

12款1項1目交通安全対策特別交付金、収入済額91万5,000円。交通違反の反則金を原資に、交通安全施設整備費に充てるための財源として交付されるものです。

13款1項1目農林水産業費分担金、1節農業費分担金、収入済額269万6,253円。排水路整備分担金及び道営土地改良事業分担金として収入したものです。

2項1目民生費負担金、1節高齢者保護措置費負担金、収入済額167万4,600円。高齢者保護措置費用徴収金です。2節児童福祉費負担金、収入済額218万2,800円。なんぼろ児童会に係る学童保育料です。3節保育所費負担金、収入済額470万2,000円。南幌いちい保育園に係る保育料です。4節滞納繰越分については、本年度収入額はございません。少し飛ばしまして、次ページの下段になります。

14款1項4目土木使用料、3節住宅使用料、収入済額2,607万2,210円。公営住宅及び子育て支援住宅使用料で、収入未済額は21万3,000円、滞納件数は公営住宅分の4件です。次ページ、4節滞納繰越分、収入済額42万3,820円。収入未済額は77万1,867円で、公営住宅使用料8件分の過年度滞納分です。

5目教育使用料、2節スポーツセンター使用料、収入済額210万7,880円。町民プール使用料68万5,900円が含まれています。

続きまして13ページ下段、15款国庫支出金、17ページにかけまして、法令等による事務事業に対する国からの負担金、補助金及び委託金です。それぞれ歳出と連動しており、各制度に基づく国の負担割合に応じて措置されるもので、内容の説明は省略しますが、各項目とも調定額どおりの収入済額となっております。

次に17ページ下段、16款道支出金、22ページにかけまして、国庫支出金同様、法令による事務事業に対する道からの負担金、補助金及び委託金です。内容の説明は省略しますが、各項目とも調定額どおりの収入済額となっております。

次に22ページ中段、17款2項1目不動産売却収入、収入済額82万4,776円。町有地2件及び道央圏連絡道路工事に伴う町有地1件の売却によるものです。

次に下段から次ページにかけて、18款1項1目一般寄附金、収入済額446万5,000円。個人7名、法人4社から寄附金を受けたものです。

次に、2目教育費寄附金、収入済額29万7,842円。2団体から寄附金を受けたものです。

次に、3目ふるさと応援寄附金、収入済額1億6,535万5,000円。内訳として、ふるさと応援寄附金1万5,699件、1億5,785万5,000円。企業版ふるさと応援寄附金8社、750万円となっております。

次に、19款1項3目南幌温泉ハート&ハート基金繰入金、収入済額960万円。南幌温泉指定管理料などの管理運営経費に充てるため、基金から繰り入れを行ったものです。

4目ふるさと応援基金繰入金、収入済額1億472万9,000円。子どもの医療費助成、少年団活動、高校生通学費補助や高齢者世帯の除雪支援など、寄附指定事業経費に充てるため、基金から繰り入れを行ったものでございます。次ページにまいります。

20款1項1目繰越金、収入済額1億8,980万5,500円。令和3年度一般会計からの繰越金で、うち、繰越し9事業に係る一般財源分3,777万9,000円が含まれております。

次に、下段から次ページにかけて、21款4項1目北海道住宅供給公社受託事業収入、収入済額1,676万7,000円。住宅供給公社が所有する用地の草刈りなど、町が受託するための事業収入です。

次に、4目土地改良事業調査受託事業収入、収入済額1,092万4,000円。西幌ほか4地区の道営経営体育成基盤整備事業換地業務を町が受託するための事業収入です。次ページにまいります。

中段、5項4目給食費収入、1節学校給食費収入、収入済額2,375万7,941円。収入未済額は8万6,751円で、滞納件数は6件です。2節滞納繰越分、収入済額17万6,867円。収入未済額は56万7,213円で、過年度分の滞納件数は6件です。

次に28ページ中段、22款1項1目総務債、収入済額5億5,680万円。子ども室内遊戯施設整備事業などに係る起債です。

次に、2目衛生債、1節保健衛生事業債、収入済額440万円。保健福祉総合センター改修事業に係る起債です。

3目農林水産業債、1節土地総合整備事業債、収入済額4,270万円。農業競争力基盤強化特別対策事業に係る起債です。2節農業施設整備事業債、収入済額4,060万円。農業水路等長寿命化整備事業ほか2事業に係る起債です。次ページにまいります。

4目商工債、1節商工事業債、収入済額1,310万円。南幌温泉改修事業に係る起債です。

5目土木債、1節道路整備事業債、収入済額5,970万円。町道及び橋梁長寿命

化整備事業に係る起債です。2節公園施設整備事業債、収入済額5,180万円。公園施設長寿命化及び改修事業に係る起債です。

6目消防債、1節消防水利整備事業債、収入済額510万円。消防水利施設整備に係る起債です。

7目教育債、1節教育施設整備事業債、収入済額500万円。中学校体育館改修事業の実施設計に係る起債です。2節社会教育事業債、収入済額1,990万円。スポーツセンター改修事業の実施設計に係る起債です。

8目臨時財政対策債、収入済額3,468万3,000円。地方の財源不足を補うための起債です。以上、歳入合計、予算現額82億6,674万9,000円、調定額82億6,278万3,648円、収入済額82億4,506万6,624円、不納欠損額42万4,094円、収入未済額は1,729万2,930円です。次に、135ページをお開きください。

実質収支に関する調書について説明させていただきます。1歳入総額82億4,506万6,624円。2歳出総額81億1,939万5,697円。3歳入歳出差引額1億2,567万927円。4翌年度へ繰り越すべき財源はありません。5実質収支額1億2,567万927円。6につきましては該当ございません。

以上で説明を終わりますが、お配りをしてございます南幌町決算資料の31ページ以降には、町有財産としての土地、建物並びに有価証券や出資金、各種基金の現在高、また、各会計の決算比較表など、参考として添付させていただいておりますので、後ほどお目通しをお願いします。以上で、全ての説明を終わります。

熊木委員長 それでは説明が終わりましたので、質疑を行います。(なしの声)

ないようですので、質疑を終了してよろしいでしょうか。(はいの声)

それでは質疑を終了いたします。

本日本日予定しておりました審査項目が全て終了しました。9月11日月曜日、午前9時30分まで延会といたします。

(午後 2時17分)

決算審査特別委員会会議録

(3日目 R5.9.11 9:30~10:29)

熊木委員長 皆さんおはようございます。

金曜日より延会となっておりました決算審査特別委員会をただいまから再開いたします。本日の出席人員は8名であります。なお、湯本議員より欠席の届出が出ております。

令和4年度南幌町病院事業会計決算の審査を行います。それでは説明をお願いいたします。

町立病院事務長 令和4年度南幌町病院事業会計決算をご説明いたします。決算書1ページをごらんください。(1)収益的収入及び支出です。初めに収入です。

1款病院事業収益1項医業収益1目入院収益、決算額3億2,578万4,381円です。

2目外来収益、決算額1億5,457万2,167円です。少しページが飛びます。めくっていただきまして、15ページをごらんください。

3業務(1)業務量、①患者数及び料金収入です。入院の状況です。入院患者数は1万4,632人、1日平均40.1人で、平均単価が2万2,265円です。外来の状況です。外来患者数は1万5,651人、1日平均64.4人で、平均単価が9,876円です。入院は、新型コロナの影響が当院の入院動向にも及びまして、全体的にはマイナスに働きましたが、院長をはじめ地域医療連携室による集患活動に加えまして、近隣の医療機関や施設で発生しましたクラスターの際に、患者さんの受入先の一つとなったことなどで、前年度より微増しました。外来につきましても、発熱外来や小児科を中心に患者さんが増えまして、2,282人の増となりました。町民の命と健康を守るため、「地域の皆さんを治し支え、その人らしい生活を支援する」を理念に、職員一丸となりまして日々の診療や業務を継続した結果、入院収益は前年度比で1,562万円、率にして5%増、外来収益は3,365万円で、約28%増、合計しますと4,927万円、11.4%の増となりました。1ページにお戻り願います。

3目その他医業収益、決算額8,456万6,133円。健康診断料や新型コロナワクチンを含む各種予防接種料のほか、救急告示病院の交付税算入分に係る一般会計からの繰入れです。

2項医業外収益1目受取利息配当金、決算額2,867円。預金利息です。

2目患者外給食収益、決算額85万2,400円。職員の給食費でございます。

3目他会計負担金、決算額1万7,000円。企業債の償還利息3分の2を一般会計から繰入れたものです。

4目他会計繰入金、決算額2億1,575万8,000円。普通交付税の病床割分、特別交付税の不採算地区病院分、資金不足分などに係る一般会計からの繰入れでございます。なお、資金不足分につきましては、令和5年、第1回定例会でご承認いただきましたとおり、当初予算額5,000万円から3,000万円に減額

補正しまして、決算額も同額でございます。令和2年度決算額7,000万円からは、4,000万円、令和3年の決算額5,000万円からは2,000万円の減額となっております。

5目その他医業外収益、決算額694万9,812円。おむつ等の取扱手数料や、病院職員寮の家賃などがございます。

6目長期前受金戻入、決算額2,022万6,933円。減価償却費の補助金等見合い分でございます。

以上、収益的収入の合計は、この表の1段目、1款病院事業収益8億861万9,693円です。

2ページをごらんください。支出です。

1款病院事業費用1項医業費用1目給与費、決算額4億1,984万2,087円。職員の給料、手当、共済費及び出張医の報酬など人件費でございます。

2目材料費、決算額4,400万8,582円。薬品費や診療材料費などがございます。

3目経費、決算額1億7,067万5,771円。光熱水費や燃料費、病院施設の維持管理費など、病院運営に係る固定的な経費でございます。

4目減価償却費、決算額5,571万6,108円。建物や医療機器などの減価償却分でございます。

5目資産減耗費、決算額22万9,950円。医療機器等の残存額の除去や、期限切れの薬品処分などがございます。

6目研究研修費、決算額73万に282円。参考図書購入費や、棟方副院長の産業医取得に伴う研修費などがございます。

2項医業外費用1目支払利息及び企業債取扱諸費、決算額2万5,194円。企業債7件の支払利息分でございます。

2目患者外給食材料費、決算額86万7,295円。職員の給食材料費でございます。

3目雑損失、決算額196万600円。消費税の納付額です。3項特別損失1目過年度損益修正損、決算額10万2,530円。債務者の死亡に伴う入院費の特別損失処理によるものがございます。

4項予備費1目予備費は、執行がございませんでした。

以上、収益的支出の合計は、この表の1段目、1款病院事業費用6億9,415万8,399円です。3ページをごらんください。

(2) 資本的収入及び支出です。初めに収入です。

1款資本的収入1項出資金1目出資金、決算額2,321万6,000円。一般会計から企業債償還元金3分の2が出資されたものがございます。

2項繰入金1目繰入金、決算額74万円。医療機器購入に係る交付金を一般会計から繰入れたものです。

3項企業債1目企業債、決算額950万円。医療機器の購入や工事の実施に伴い、企業債を借入れたものです。

以上、資本的収入の合計はこの表の1段目、1款資本的収入、決算額3,345

万6,000円です。

続きまして支出です。

1款資本的支出1項建設改良費1目固定資産購入費、決算額166万6,500円。内容は、14ページの2の(2)資産に記載のとおりとなっております。

2目病院事業整備費、決算額874万5,000円。高圧受変電設備改修工事を実施してございます。

2項企業債償還金1目企業債償還金、決算額3,482万3,444円。企業債7件の償還元金でございます。

以上、資本的支出の合計は、この表の1段目、1款資本的支出、決算額4,523万4,944円です。

続きまして、4ページからの損益計算書、また、6ページからの貸借対照表、8ページの剰余金計算書、9ページの欠損金処理計算書につきましては、ただいま申し上げました収支や、過年度累計額などを踏まえて、それぞれ仕訳、整理をしたものでございまして、記載のとおりとなっております。なお、年度末現金残高は3億5,709万9,213円で、少なくとも直近20年の最高額でございます。全てを遡ってはございませんが、過去最高になるのかなと思っております。

続きまして、病院事業決算報告書に入ります。11ページをごらんください。

1概況、(1)総括事業を読み上げます。令和4年度は、町民が安心して暮らせるよう「地域の皆さんを治し支え、その人らしい生活を支援する」身近なかかりつけ医としての機能を基本とする病院づくりを一層推進するため、医師をはじめ多職種による院内連携や地域医療連携室と近隣医療機関等との院外連携により「急性期治療後の患者の入院受入」、「自宅での急性増悪患者の入院受入」、「入院患者の在宅復帰支援」、「訪問診療・訪問リハビリテーション」などを行うことで、入退院支援の充実に取組ました。また、内科と小児科をあわせて一つの診療科「総合診療科」とし、常勤医全員で、乳幼児から高齢者までの診療はもとより、町民の健康に関するあらゆる相談に応じているほか、各種健康診断や予防接種を通じた町民の健康管理に努め、町内唯一の病院として救急機能も維持してございます。新型コロナウイルス感染症のPCR検査数は2,271件で、前年度1,414件と比較しまして60.6%増と、感染が再拡大するたびに検査数も増加しましたが、町民の健康を守るため、職員一丸となって感染症対策を行いながら、日々の診療を継続しまして、町立病院としての役割を果たすべく取り組んできました。病院の経営状況として、入院患者は対前年度比4.3%増の1万4,632人、外来患者は対前年度比17.1%増の1万5,651人、入院収益は対前年度比5%増の3億2,578万4,381円、外来収益は、27.8%増の1億5,457万2,167円となりまして、収益的収支は対前年度比36.9%増の1億1,446万1,295円、純利益と収益を確保しました。資本的収支につきましては、収入額3,345万6,000円、支出額4,523万4,944円となり、不足額1,177万8,944円は、損益勘定留保資金で補填をしたところです。また、病院整備事業として、高圧受変電設備改修工事を実施しまして、医療安全の向上を目的に、除細動器の更新、輸液ポンプ、バリアフリースケールなどを購入したところです。なお、今

後も経営の効率化を推進するとともに、持続的かつ、安定的に地域医療提供体制の確保を図り、公立病院としての役割を果たしていくため、令和5年3月に「国民健康保険町立南幌病院経営強化プラン」を策定したところです。

続きまして12ページ、(2) 議会議決事項でございます。令和3年度病院事業会計決算認定を含めて5件となっております。

(3) 行政官庁届出事項等はございませんでした。13ページです。

(4) 職員に関する事項の、①職種別職員数は記載のとおりとなっております。②給与改定は、4月1日に遡及して、給与ベースの改定を実施したところです。続きまして、14ページ、2資産の取得状況につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。15ページです。

3業務(1) 業務量、①患者数及び料金収入です。主な内容につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。②病床利用率は66.8%でした。次に、③科別状況の延べ患者数です。内科は入院1万4,632人、外来1万3,238人、合計では2万7,870人です。なお、ここでは診療報酬上の区分にあわせて内科と記載してございますが、院内におきましては、先ほど申し上げましたとおり、患者さんに対して診療科目を総合診療科としてご案内してございます。小児科も、令和4年度から総合診療科として、常勤医3人全員で診療に当たってございまして、外来で1,468人です。眼科は、毎週火曜日に2人の出張医が交代で外来診療に当たっておりまして、945人です。16ページをごらんください。

(2) 事業収入に関する事項と、次の(3) 事業費に関する事項は、記載科目における令和4年度と前年度の金額や、その対比などを掲載してございます。このうち、大きな増減があった科目につきまして説明いたします。(2) 事業収入において、1医業収益のうち、(2) 外来収益で3,365万円、率にして27.8%の増です。発熱外来や小児科の患者増とあわせて、単価増が理由となっております。その他医療費収益の減は、新型コロナワクチン集団接種の回数の減によるものでございます。2医業外収益のうち、(4) 他会計繰入金、約2,500万円の減となっております。主に先ほど申し上げました、資金不足分の繰入金2,000万円の減額によるものでございます。

次に、(7) 補助金、648万5,000円の減額です。前年度にありました新型コロナウイルス感染症拡大防止対応に係る国庫補助金の減によるものでございます。

次に、(3) 事業費に関する事項です。1医業費用のうち、(1) 給与費で、約3,900万円の減です。常勤医の1人減や、新型コロナワクチン集団接種の回数の減による出張医や看護師の報酬減によるものでございます。次に、(3) 経費で、約830万円の増です。主に電気料や燃料単価などの上昇による、光熱費の増によるものでございます。

最後に、3特別損損失のうち、(1) 過年度損益修正損、10万2,530円の増です。先ほど申し上げましたとおり、入院費の特別損失処理によるものでございます。ページの1番下、(4) その他主要な事項はございません。17ページです。

4会計の(1) 重要契約の要旨は、700万円以上の業務契約でございます。

(2) 企業債及び一時借入金の概況でございます。イ、企業債の本年度末残高は1億7,718万7,859円です。ロ、一時借入金の借入れはございませんでした。18ページをごらんください。

キャッシュ・フロー計算書、そして19ページの注記事項、20ページからの収益費用明細書、さらに23ページからの資本費用明細書までは、これまでにご説明しました収支科目の明細でございます、それぞれ記載のとおりとなっております。

続きまして24ページ、固定資産明細書です。(1)有形固定資産、(2)無形固定資産と、それぞれ記載のとおりとなっております。

25ページは、企業債明細書で企業債10件の内訳となっております。この表の1番下と、下から2番目の企業債につきましては、医療機器の購入や工事の実施などに伴って、令和4年度中に借入れしたものとなっております。このほか、決算書の後段に、これまで申し上げました内容を仕訳、整理した決算資料を添付してございますが、説明は割愛をさせていただきます。以上で、病院事業会計決算の説明を終わります。

熊木委員長 それでは説明が終わりましたので、質疑を行います。

西股委員 昨年の予算審査特別委員会の時に、早期に医師4名体制に持っていきたいというような話があったわけなんです、実際にはまだ3名体制ということで、この点について医師が集まらなかったという部分をどのように考えているのかをお話しいただければと思います。

町立病院事務長 まず、令和4年度の医師確保の取り組みについて説明をさせていただきますと思います。全国自治体病院協議会を通じて18件、また民間系の医療人材派遣会社から15件、当院に対してお問い合わせがあったところがございます。ほかに、院長が直接自分のお知り合い等々に連絡を取りまして、当院に興味を持っていただいて、来院、そして面会・面談に至った医師がお1人いらっしゃいます。加えまして、当院の地域医療の取り組みに魅力を感じて、興味を持っていただきまして、2年目の臨床研修を当院で行った医師が1名おられまして、あわせて35件のお問い合わせと、あとは直接的な接触が2件ございました。自治体病院協議会、また民間系につきましては、これまで説明したとおりでございます、なかなか先方と当院の条件が合わないという中で、2、3件、例えば、その先生の医師としての経歴をお伝えしていただいた上で、当院に置き換えた中でより詳しい待遇面を提示しまして、次の段階に進んだ先生もおられたんですけども、なかなか進まずというところございました。ただ、先ほど申し上げました院長のお知り合いの先生につきましては、昨年の秋頃から院長と連絡を取る状況が続きまして、私もその間その先生と連絡を取って、年明けにはかなり先生も前向きに当院でのお勤めを検討していただきまして、もちろん院長とも面談をさせていただいたところなんですけれども、最終的には残念ながらいいお返事をいただくことができませんでした。理由としましては、現在その先生が市町村立過疎地域の診療所にお勤めなんですけれども、当院を実際に見ていただいて、あとは先生方についても、実は院長と近藤先生が以前江別市立時代の同僚でございまして、加えて棟方先生は家庭医療の

専門医ですけれども、当院に興味を持っていただいた先生も家庭医療の専門医ということで、当院の常勤が3人ともお知り合いということもあって、医局の先生方もお知り合いだし、当院の取り組みにも魅力を感じていたところだったんですが、改めて当院を見学して、先生方からお話を伺った中で、現在行っておりますその過疎地域の医療が、やはりその先生が言うには、私はこういった南幌の病院より、もっとそういった地域で医師としての仕事をするのがふさわしいと。改めて考えるに至ったというお言葉をいただいたところでございます。

現在も、西股議員おっしゃるとおり常勤医3人体制でございます。この間先生方の負担ができるだけないように、例えば当直は、今、院長と近藤先生が週1回されているんですけども、それ以外は出張医の先生に来ていただいています。加えて外来も、昨年も4月から9月までは木曜日の午後1日だけ出張医の先生に来ていただいていたんですけども、今年に入ってから火・木の午後を出張医の先生に来ていただいています。それ以外でも、先生方が例えば休暇であったりとか、用事があったりという場合には出張医を確保して対応してございますが、なかなかそれで今間に合っているのか、対応できているのかといえ、そうではないのかなというところ。今3人体制で、逆にその患者さんに十分な医療が提供できないのか、できていないんじゃないかというようなご意見も出るかと思っておりますけれども、決してそうではなくて、患者さん、そして地域に寄り添って、先生方がしっかりと診療をしてございますが、院長が考える地域医療に取り組むためには4人体制がベストだというお考えでございますので、私もその考えに基づきまして、残念ながら現時点でも常勤医4人体制はできていませんけれども、しっかりと取り組んで、院長の希望を叶えたいなというふうに考えてございます。以上です。

西股委員 今の概況はわかったんですが、実際に言うとコロナのおかげである程度今収益が出ているというような状況なんです、これが全然なかったとした場合に、4人体制になった場合、どのような形になったんだろうかなと。今回人件費が3,500万円くらいマイナスだというお話も聞いたんですが、雇わなかった分だけその分大きく減少しているのかなというふうには見えるんですが、やはりコロナがある程度終息してくると、この決算を見る限りではかなり病院経営の中でも圧迫していくんじゃないだろうかなというような感じに思えるんですが、その辺に対する考え方をお聞かせください。

町立病院事務長 おっしゃるとおりで、確かにこの2、3年につきましては、新型コロナの特に発熱外来の患者増によって、かなり収益があったということは当然そういうふうに認識してございます。そこで、その医師の人件費等々の部分でございますが、単純計算になります、例えば1人当たりの入院患者単価につきましては、大体2万2,000円前後というような形で経過してございます。これはコロナであるとかコロナでないとかに関係なく、大体このくらいの数字で推移してございます。なので、本当にざっくりな計算になりますけれども、例えば先生方が1人10人の入院患者さんを持つとなりますと、1日で22万円ですか。これが365日ですから、ざっくりで7,000万円くらい、先生方がその入院費用から入院費を上げる形になります。加えて外来診療に先生方も出ていただきますので、こちら

はこの間コロナがあって、外来の1人当たりの患者単価が9,000円くらいまで来ていましたけれども、これが例えば平常時に戻ったとして、7,000円とします。これも先生方が仮に1日10人を持ったとしたら、1日7万円になります。土日、休日で先生方が全て外来に出るわけではないんですけれども、そういったことを踏まえたら、ざっくりで先生1人当たりの年間収益は1億円くらいあるのかなと思います。ただ、これをまともにとすることはないのかなというところで、7掛けにしても7,000万円くらい収益が、先生1人当たりで出るのかなというところでは、先生の人件費が、共済も含めて例えばですけども2,500万円。そのほかに患者が増えることで、診療、材料費であったりとか、経費も掛かりますけれども、そういった部分を含めても、先生が増えることで、大きく考えてマイナスよりはプラスになるかなというふうには考えてございます。以上です。

西股委員 大体わかるんですけども、例えば今派遣の先生方がいろいろ来てもらっているという中で、半分4人体制で診ているような形では動いているんですよ。それで、派遣の先生ですからアルバイトみたいな形でしか動いていないわけなんですけど、この先生をローテーション組みながら使っていくと。宿直についても同じような形でやっているということなんですけど、常勤を4人体制にした場合、この派遣医というのはゼロになるのかという話なんですけど、同じように使っていくことになるのであれば、4人にするメリットというのは非常に難しくなるんじゃないだろうかなというふうに私は考えるんですけど、その辺についての考え方もお願いします。

町立病院事務長 おっしゃるとおりで、このまま出張医の先生に引き続きお願いをするとすると、当然経費がかさむ形になるかと思いますが、常勤医の先生が4人体制になりましたら、今まで出張医の先生がカバーしていただいた部分には当然常勤の先生が入っていきますので、出張医の先生の出番はかなり回数が減るのかなと思います。ただ、ゼロにはちょっとならないのかなと思いますが、かなり出番は減るかなと思います。

熊木委員長 ほかに質疑はございませんか。

石川委員 今、事務長からの説明を聞いてちょっと不思議に思ったんですけども、医師が1人いれば約1億。7掛けにしても7,000万円くらいの収入が見込めるというふうなお話をされたんですけども、確かに今の売上げから見てもそういうふうに私も読めるかと思うんですけど、本当に1人増えることによって患者がそれだけ来るだろうかと。あくまでやはり何かしらの疾病が流行するだとか、魅力的な医師であれば患者さんは来るかもしれないけども、そういう単純な考えで本当に持てるのかどうかというのがちょっと私は疑問だったものですから、再度それについて説明いただきたいと思います。

町立病院事務長 先ほど説明をさせていただいた数字、計算につきましては、概算といいますか、この場での数字ということで、必ずしもそれがそうなるということではないということは、最初にお話をさせていただきまして、理解をさせていただきたいと思います。

また、石川議員おっしゃるとおりで、先生が1人増えたから入院患者もそれに比

例して増えるのかということ、その時々¹の社会経済情勢であったりとか、あるいは当院の事情等々も含めて、そういったことには必ずしもならないということは私も十分理解します。ただ、例えばこの今年の話になってしまいますが、7月くらいはかなり入退院が多くて、連日入院が3人、退院が2人とか、そういったところで先生方はもちろんですが、入院患者に関わるスタッフ全員が非常に忙しい毎日を送ったところでございます。そういった中で、全部を伝え聞いてはおりませんけれども、中にはもしかしたら当院で入院を受けるべき患者さんで、ちょっと待っていただくというようなこともあったのかなというふうに思っております。そこで医師が4人体制になりましたら、そういったことも今まで以上になく、より患者さん、そして地域に寄り添った医療に取り組むことができるのかなというふうに考えてございます。以上です。

石川委員 以前あったんですが、入院患者はいるけども看護師の数が少ないと。ベッドはあるけど看護体制が十分じゃないから、それで入院を断ってほかに回したというような形の話も聞いたことがあったんですけども、やはり医師と比例して、看護師の補充というのも十分考え合わせなければ、そういった入院患者の増にはつながらないのかなというふうに思うんですが、その辺りについてもどのような形で捉えておられるのかお伺いいたします。

町立病院事務長 その以前というのが、私が来る前なのか、あるいは私が来てからなのか、ちょっとそこは分からないんですが、私が来てから看護師が十分いなくて、患者さん、入院患者さんの受け入れ体制がなかなか取れなかったというのは、職員の中で新型コロナに感染しましてなかなか勤務ができなくて、受け入れ体制が十分でなかったといった期間は僅かでしたけれどもございました。ただ、現行そういった特殊事情がなく、ヘルパーも含めて看護部門がフルメンバーでいた場合につきましては、決してスタッフの不足、それによって入院患者さんの受け入れがなかなか難しいですということはございません。

熊木委員長 ほかに質疑はございませんか。

家塚委員 令和4年度で高圧受変電設備改修工事に870万円ほど掛かっていて、年次的に改修なり計画をしていくんだらうと思いますが、今後大きな改修があるのかどうか1点です。

それと、以前看護師の研修ということで、他の病院に行って研修をするということをやっていたと思うんですが、今も引き続きそのような研修なりをやっているのかどうかお伺いします。

町立病院事務担当主幹 家塚委員のご質問のとおり、これまでも施設が古いものですから、都度修繕、また大規模な工事を行っておりました。高圧受変電設備は、病院企業債ということで起債を使用しておりますけれども、金額の多いものにつきましてはそのような起債、また一部交付税の負担もいただきながら実施しているところでございます。入院患者様に支障のない範囲で常々大小の修繕を行っておりますけれども、支障の出た時には専門の業者を呼びまして、そのような改修を行っていきたくて考えているところでございます。

また、研修につきましては、なかなかコロナ禍ということもあり、一部理学療法

士の学生さんの受け入れはその間もやっておりましたけれども、そのような看護師の実践的な受け入れというのはストップしている状況でございます。ただ、このような時代になりましたので、ネット環境での研修につきましては、それぞれ制度改正におきまして、看護協会等の専門的な研修を昨日もネットで看護師お2人が3日間にわたって受けておりましたけれども、そういった専門的な研修は常々行っているところでございます。以上です。

家塚委員 今の改修の関係で、その都度設備の不具合があれば見てもらって改修をするということなのですが、例えば大きなもので、将来何年か後にはこういうものをしなければならぬだとか、そういう計画を立てているということではないと解釈していいのか、それとも、計画はあるんだけども財政状況によっては年次的に整備が進められないので、例えば1年遅れ、2年遅れになるということもあるのかなと思うんですが、その辺ちょっとそういう計画があるかどうかをお聞かせ願います。

それと看護師の研修なのですが、専門的な研修は当然いろんな形でやっていただいて結構だと思うんですが、町民の方は、今は以前から見ると大分患者の対応がよくなったという声を聞くんですが、それはやはりうちの町立病院だけの勤務の中で、なかなかその患者に対応するスキルアップが難しいのかなと。ほかの病院に行って、ほかの病院のやり方を学んでうちにも持ってくるということも、町民・患者への接し方の一つなのかなという気はするんですが、その辺を病院側としてどう考えているか、この辺をちょっとお伺いしたいと思います。

町立病院事務担当主幹 改修につきましては、本年度以降財務グループと協議いたしまして、今後どのような改修が必要なのかという計画的なものを策定する予定ではございます。大変申し訳ありませんが、現段階ではそのようなものはございません。

また、研修につきましては、昨日看護主任クラスが2名受けておりましたけれども、多少聞いている話では、そういうケアに関しての患者の接し方、またご家族の接し方につきましても含まれているような研修を行っておりますので、今のところこういった情勢ですのでなかなかほかの病院に行ってという経過がございませんが、最低限そのような研修が行われていると考えているところでございます。以上です。

熊木委員長 ほかに質疑はございませんか。(なしの声)

それではないようですので、質疑を終了してよろしいでしょうか。(はいの声)

それでは質疑を終了いたします。説明員が退席するまで暫時休憩といたします。

(午前10時10分)

(午前10時19分)

熊木委員長 それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

7日から審査を行ってまいりました認定第1号 令和4年度各会計決算認定について並びに認定第2号 令和4年度南幌町病院事業会計決算認定についての審査が終了いたしました。初めに、3日間の質疑の状況を事務局長が記録していますので、その中で説明員の答弁漏れなどについて確認いたします。

議会事務局長 それでは、私のほうから若干ご説明をさせていただきたいと思えます。今回の決算審査特別委員会につきましては、事前に質問事項の取りまとめをして、各課にそれを周知して答弁に臨んでもらうという形で進めております。ちなみに今年の3月予算特別委員会は、コロナ明けではあったんですけども、主査以上ということだったんですが、質問事項は取りまとめませんでした。ですので、今回が主査以上になって質問事項の取りまとめということの初めての試みでございました。それから、お気付きのことかと思えますけれども、アクリルパネルも置かないという形で、従来の形に戻ったのかなという形で実施しております。また、本来各種委員会室で開催をしておりましたけれども、やはり主査が以上入ることになると結構人数がいるものですから、大会議室での開催ということは継続をさせていただいております。

その中で、本日を含めて3日間ですけれども、質問事項につきましてはただいまの病院事業を終えまして35人、80件の質問ということで、昨年より件数は若干多い形になっております。質問事項に対する答弁漏れの部分は、特段なかったかなというふうに考えております。主査に昇格をして初めてこの決算特別委員会に出席した職員も何名かおりましたけれども、事前の周知と、それから事務局からもこういった形で質問があった場合には答弁をしてくれということでお知らせをしておりましたので、おおむねよかったのかなというふうに思っております。私のほうからは以上です。

熊木委員長 ただいま局長のほうから、答弁漏れなどについて今確認いたしました。特別委員会の意見について、特に付すべき事項があるかどうかを皆さんにお諮りいたします。(なしの声)

なしという意見がありました。それでは、意見は付さないとして報告することに御異議はありませんか。(はいの声)

御異議なしと認めます。よって、意見は付さないことに決定いたしました。

本特別委員会に付託されました認定第1号及び認定第2号の2議案の審査が終了いたしましたので、採決をいたします。採決は議案ごとに起立採決といたします。

お諮りいたします。決算審査特別委員会に審査付託されました認定第1号 令和4年度各会計決算認定について、南幌町議会会議規則第77条の規定により、意見を付さないで認定すべきものと決し、第3回議会定例会に報告することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立8名、着席0名)

ご着席ください。起立議員全員であります。よって、令和4年度各会計決算認定については、意見を付さないで認定すべきものとして、第3回議会定例会に報告することに決定いたしました。

続きまして、決算審査特別委員会に付託されました認定第2号 令和4年度病院事業会計決算認定について、南幌町議会会議規則第77条の規定により、意見を付さないで認定すべきものと決し、第3回議会定例会に報告することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立8名、着席0名)

ご着席ください。起立全員であります。よって、令和4年度病院事業会計決算認定については、意見を付さないで認定すべきものとして、第3回議会定例会に報告することに決定いたしました。

採決のとおり、本委員会に審査付託された2議案については、会議規則第77条の規定により、本日付けをもって全員賛成により認定すべきものとして議長に報告書を提出いたします。そのほかで皆様方から何かあれば承ります。

側瀬議長 先般から言っていたんだけど、この予算委員会は病院事業会計だけが今まで先生が出てきた経過でこういう日程になっているんだけど、先生が出てこないんだったらやっぱり少し早める、そしてまた無駄な時間集まることのないように流れを変えたほうがいいんじゃないかなというのが自分の感想です。ただ病院事業会計のためだけに来ているような状態だから、そのくらいのことは教育委員会の後にやっても十分間に合うんじゃないかなという気がするのです。先生の都合で時間帯をずらした経緯があるけど、それを知っているのはもう石川委員と自分しかいないんですけど。それが先生も出てこないのであれば、やはり病院事業会計が終わってから歳入とか公債費とかをやっていくというのが本当の流れだと思うんだよね。

それと、一般質問の締切日を1日早くすると。そして議運の1日前に配る形でいかなければ、何かこの頃特にいろんなことが起きるので、事務局も大変かもしれない。意見書と同じで先に配って、1日だけでもいいから余裕をもらって議運で煮詰めてやると。それで何か変わるはわからないけど、それも必要じゃないかなと思うんですよね。決特の日程については、早まることは皆の方もいいんじゃないかなと。先生が来るためにわざわざずらした経緯があるので、もう先生が来ないのが当たり前になってしまっているの、それならこのままなのはどうかかなというのが自分の考えです。早く終わればいいというものではないですけど。

議会事務局長 渡部事務長に、議長のその旨のお話をしまして、事前に今回も質問事項の取りまとめなどをやって、結構効率化が図られているものですから、病院としても別にそれは構わないですよというお話でしたので、2日目の後半のほうで病院の分をスケジューリングしておいてやるということは可能かなと思います。

側瀬議長 予備日について、ちょっと余裕を取ればいいだけの話だけど、それも考案して、ちょっと他の議員さんたちはどう思っているかわからないけど、少しでも効率よくやってくれるようになればと思います。

熊木委員長 今、議長から2点提案もありましたけれども、それは今後議運も関わることで、今後事務局とも検討していくということでよろしいですね。(はいの声)

ほかにありませんか。(なしの声)

以上で、決算審査特別委員会の議事全てを終了いたしました。本日までの3日間、委員各位の御協力をいただき、ありがとうございました。ただいまをもって、決算審査特別委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(午前10時29分)